

平成17年度版「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書は中小企業者の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として、経営、財務、商業、地域に関する施策の概要を紹介したものです。(中小企業庁広報室)

また、県内各市の施策等についても紹介しています。

【注意点】

1. 掲載されている内容は、施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、まず関係機関にお問い合わせください。問い合わせ先については、各施策ごとに下欄に掲載されている他、巻末に主な問い合わせ先をまとめてありますので、ご利用ください。
2. 掲載されている施策は、項目、要件、申請時期等が変更される場合もありますので、ご注意ください。
3. 本書は、平成17年4月現在で編集されています。

～ 目 次 ～

中小企業施策の概要

1. 中小企業政策の基本理念
2. 中小企業の定義について

個別施策

1. 経営サポート

(1) 「中小企業新事業活動促進法」に基づく創業・経営革新・新連携支援

- ・「中小企業新事業活動促進法」に基づく支援 1
創業や新たな事業活動を支援してほしい
- ・[新連携支援地域戦略会議] 5
連携して行う新たな事業をきめ細かに支援してほしい
- ・[新連携対策事業] 6
他の事業者等と連携し、それぞれの「強み」を持ち寄り、新たな事業を行いたい
- ・[中小企業新事業展開支援普及促進事業] 7
経営革新や創業のために必要な基礎知識などを知りたい
- ・[中小企業支援機関機能強化推進事業（シニアアドバイザー事業）] 8
創業や経営革新を目指したい

(2) 経営革新支援

- ・[中小企業経営革新支援事業] 9
経営革新への取組みに対する補助金を活用したい
- ・[販路開拓コーディネート事業] 10
経営革新計画により開発した新商品の販路先を開拓したい
- ・[まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業] 11
新事業展開のためのユニークな資金調達の取組を支援してほしい
- ・[中小企業総合展（新市場創出支援活動事業）] 12
経営革新への取組で、販路拡大を目指したい
- ・[新市場創出見本市（新市場創出支援活動事業）] 13
個別分野に取引先を見つけない
- ・[中小商業ビジネスモデル連携支援事業] 14
新たなビジネスモデル開発のための調査研究を行いたい
- ・[中小商業活性化創業等支援事業（商人塾）] 15
個々の店舗の魅力を高め商店街等の活性化を図りたい
- ・[中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援] 16
物流を効率化したい
- ・[物流効率化推進事業] 17
物流を効率化したい
- ・[物流効率化専門指導員派遣事業] 18
物流を効率化したい
- ・[IT経営応援隊（CIO育成・活用型企業経営革新促進事業）] 19
中堅・中小企業のITを活用した経営革新を応援します
- ・[中小企業活路開拓調査・実現化事業] 20
組合等が抱える諸問題を解決したい

(3) 技術革新・IT化支援

- ・ [地域新生コンソーシアム研究開発事業] 21
地域の産学官による新規産業創造のための研究開発に取り組みたい
- ・ [地域新規産業創造技術開発費補助事業] 22
実用化技術開発のための支援をしてほしい
- ・ [大学発事業創出実用化研究開発事業] 23
研究開発に対する助成について知りたい
- ・ [戦略的基盤技術力強化事業] 24
我が国産業の競争力を支える基盤的な技術開発を行いたい
- ・ [中小企業技術革新成果事業化促進事業] 25
公設試等の支援機関を活用し、優れた技術の事業化に向けた取組を行いたい
- ・ [公設試験研究機関] 26
技術相談、技術助言等の技術的な支援を受けたい
- ・ [地域中小企業に対する産総研による実用化研究支援] 27
産業技術の製品化、事業化等の支援をしてほしい
- ・ [産業技術実用化開発助成事業] 28
新技術の実用化開発に対する助成について知りたい
- ・ [福祉用具実用化開発推進事業] 29
自社の有する優れた技術を活かした福祉用具を開発したい
- ・ [国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発] 30
実用化を目的とした医療機器等の開発がしたい
- ・ [IT活用型経営革新モデル事業] 31
自社のシステム開発に対する支援を受けたい
- ・ [ITアドバイザー派遣事業] 32
ITを活用した経営戦略の構築についてのアドバイスをうけたい
- ・ [中小企業知的財産権保護対策事業] 33
海外で権利侵害を受けている状況を把握し、侵害対策に取り組みたい
- ・ [地域中小企業知的財産戦略支援事業] 34
知的財産の戦略的な活用を支援してほしい
- ・ [研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減] 35
特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい
- ・ [産業財産権の普及・相談に関する支援] 36
産業財産権について知りたい・相談したい
- ・ [産業財産権情報の活用に関する支援] 37
産業財産権情報を活用して研究開発を効率的に行いたい
- ・ [産業財産権の出願手続等に関する支援] 38
産業財産権の出願手続等について支援をうけたい
- ・ [産業財産権の審査・審判に関する支援] 39
産業財産権の審査・審判について支援をうけたい
- ・ [産業財産権の活用に関する支援] 40
産業財産権の活用について支援をうけたい
- ・ [中小企業技術革新(SBIR)制度に基づく支援] 41
新技術に関する研究開発への支援策を知りたい

(4) 再生支援

- ・ [中小企業再生支援協議会] 42
企業再生のために経営を見直したい
- ・ [地域中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)] 43
企業再生のための資金の提供を受けたい

・ [経営安定特別相談事業]	44
経営に関する相談を無料でしたい	
・ [企業再生貸付制度]	45
会社の再建のための資金を借りたい	
・ [事業再生保証制度 (DIP保証制度)]	47
企業を再生するための保証を受けたい	
(5) 雇用・人材支援	
・ [人材育成事業 (研修事業)]	48
人材育成や経営能力の向上を行いたい	
・ [企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援]	49
大企業での豊富な経験を持つOBからのアドバイスを受けたい	
・ [中小企業労働力確保推進事業]	50
企業内の雇用改善のための事業を行いたい	
・ [労働対策について (中小企業への助成制度)]	51
雇用創出のための支援策を知りたい	
・ [後継者人材マッチング促進事業]	55
後継者難の事業者と後継者希望者との出会いの場が欲しい	
(6) 国際化サポート	
・ [中小企業情報提供事業]	56
海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい	
・ [中小企業輸出支援事業]	58
外国企業との業務提携・取引等をする際の支援策を知りたい	
・ [中小企業海外進出支援事業]	60
海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい	
・ [中小企業国際化推進特別事業]	61
地域経済の国際化や海外での起業のための支援策を知りたい	
・ [中小企業海外展開支援事業]	63
生産拠点の海外移転などへの無料アドバイスを受けたい	
・ [日本商工会議所海外事業]	64
海外現地で無料相談を受けたい	
・ [日台中小企業海外情報提供事業]	65
台湾企業とビジネスを展開するための支援策を知りたい	
・ [中小企業研修事業 (受入研修・海外研修)]	66
国際事業展開に必要な人材を育成する支援策を知りたい	
・ [海外現地法人等への専門家派遣制度、インターンシップ派遣制度]	67
海外現地法人などの生産性等の改善をしたい	
・ [海外展開資金]	68
中小企業の海外展開等に対する融資を受けたい	
(7) その他の経営支援	
・ [中小企業組合制度について]	69
中小企業組合はどのような面で役に立ちますか	
・ [小規模企業共済制度]	70
小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか	
・ [中小企業倒産防止共済制度]	71
連鎖倒産を防止したい	
・ [中小企業退職金共済制度]	72
中小企業者が利用できる退職金制度はありますか	

・ [特定業種退職金共済制度]	73
建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業の退職金制度を利用したい	
・ [「下請中小企業振興法」に基づく支援]	74
下請事業者が親事業者と共同で「振興事業計画」を作成し、支援を受けたい	
・ [「下請代金支払遅延等防止法」の規制について]	75
下請取引の適正化を図りたい	
・ [官公需についての受注機会の増大のための支援]	77
官公需契約を受注するための手続きについて知りたい	

2. 財務サポート ～税制上の優遇を受けるために～

・ [中小企業に適用される税制]	78
中小企業における様々な税制措置について知りたい	
・ [青色申告制度]	79
青色申告制度について知りたい	
・ [欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度]	80
事業年度に生じた欠損金に対しての税制措置について知りたい	
・ [中小企業投資促進税制]	81
設備投資を行った場合の税制措置について知りたい	
・ [中小企業等基盤強化税制]	82
流通・サービス業等の方が設備投資を行った場合の税制措置について知りたい	
・ [中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度]	83
少額の設備投資を行った場合の税制措置について知りたい	
・ [事業承継円滑化のための税制措置]	84
事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい	
・ [留保金課税の適用停止]	86
留保金課税について知りたい	
・ [エンジェル税制]	87
ベンチャー企業への投資に係る税制上の優遇措置について知りたい	
・ [連結納税制度]	88
連結納税制度について知りたい	
・ [中小企業技術基盤強化税制]	89
研究開発を行った場合の税制措置について知りたい	
・ [研究開発促進税制]	90
研究開発に対応した減税措置について知りたい	
・ [IT（情報通信機器等）投資促進税制]	91
情報関連の設備投資を行った場合の税制措置について知りたい	
・ [人材投資促進税制]	92
従業員の教育訓練に対応した減税措置について知りたい	

3. 商業・地域サポート

・ [地域産業集積活性化法に基づく支援]	93
地域中小企業に対する支援措置に関する情報を知りたい	
・ [JAPANブランド育成支援事業]	94
地域の中小企業が一丸となって国内外で通用するブランド力を確立したい	
・ [地場産業等活力強化事業費補助事業]	95
地域中小企業に関する助成金情報を知りたい	

・ [伝統的工芸品産業支援補助金]	96
伝統的工芸品産業の支援を受けたい	
・ [伝統的工芸ふるさと体験・交流事業]	97
伝統的工芸品を製作する後継者を確保したい	
・ [伝統的工芸品展]	98
伝統的工芸品の販路を拡大したい	
・ [中心市街地活性化法に基づく支援]	99
中心市街地・商店街を活性化したい	
・ [戦略的中心市街地商業等活性化支援事業]	100
中心市街地活性化のための支援を受けたい	
・ [実行性確保診断・サポート事業]	101
中心市街地活性化の各種事業等についてアドバイスを受けたい	
・ [ハード整備事業（リノベーション補助金）]	102
中心市街地・商店街の施設整備を行う際の支援を受けたい	
・ [ソフト事業（TMO・商店街等活性化支援事業）]	103
中心市街地・商店街のソフト事業に対する支援を受けたい	
・ [中心市街地/TMO活性化推進シンポジウム事業]	105
中心市街地活性化のためのノウハウや先進事例はありますか	
・ [中心市街地・商店街活性化専門指導事業]	106
中心市街地・商店街活性化へのアドバイスを受けたい	

4. ものづくり支援（石川県工業試験場）

.....	107
-------	-----

5. 産業創出・販路開拓支援（(財)石川県産業創出支援機構）

.....	109
-------	-----

6. 県内各市の中小企業施策

1. 金沢市	113
2. 七尾市	118
3. 小松市	119
4. 輪島市	121
5. 珠洲市	124
6. 加賀市	124
7. 羽咋市	126
8. 白山市	128
9. かほく市	129
10. 能美市	129

問い合わせ先一覧	135
-----------------------	-----

中小企業政策の基本理念

中小企業基本法の考え方

平成11年の臨時国会において、中小企業基本法が36年ぶりに全面改正されました。中小企業政策の目標を「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長・発展」に変更し、新たな産業と雇用を創出する担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、各企業の成長段階や経営課題に応じた、多様な施策を展開していきます。

政策理念	独立した中小企業の多様で活力ある成長・発展を支援
政策の柱	○創業・経営革新に向けての自助努力支援 ○経営基盤の強化 ○経済的社会的環境の変化に対する適応円滑化のための制度整備
政策の意義	中小企業は、創造性や機動性を発揮しやすい反面、その企業規模ゆえに成長・発展に必要な資金や人材といった経営資源の全てを備えることが困難。中小企業政策は、こうした中小企業に不足している経営資源を補い、意欲ある中小企業者の自助努力を積極的に支援。

平成17年度中小企業政策の重点

(1) 「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生

- 経営革新法・中小創造法・新事業創出促進法を整理統合して「中小企業新事業活動促進法」とするとともに、技術開発から販路開拓まで一貫した支援を行う。
- 特に、中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

(2) 中小企業の人材育成・活用支援

- 創業・経営革新等を図るには、経営・マーケティング等に通じた優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う社内人材の育成や社外人材の活用を支援するとともに、中小企業支援機関の人材の質の向上を図る。

(3) 中小企業の再生支援と中小企業金融の多様化・円滑化

- 中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化を図る。

(4) 商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

- 商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注意がない限り「中小企業(者)」及び「小規模企業(者)」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業は我が国の企業の99.7%を占め、常時雇用者の66.9%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

※中小企業金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※上記の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。また、商法の企業監査についての特例も資本金1億円以下の企業が対象です。

なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

融資

保証

補助金

税金

出資

情報提供・
相談法律等に
基づく支援

〔創業や新たな事業活動を支援してほしい。〕

中小企業新事業活動促進法に基づく支援

創業や新たな事業活動によって市場に挑戦する個人や中小企業は、この法律を利用して、減税や融資、補助金を始めとする様々な支援を受けることができます。

■ 法律の概要

この法律では、新たな事業の実現をバックアップするために、1. 「創業」の支援、2. 「経営革新」の支援、3. 「新連携」の支援、4. 技術革新の支援、5. 地域における支援、の5つの主な支援策があります。

なお、この法律の正式名称は中小企業の新事業活動の促進に関する法律といいます。

1. 「創業」の支援

対象となる方

創業しようとしている方、及び、創業5年未満の方

支援内容

①最低資本金規制の特例

事業を営んでいない個人が、この法律に基づいて経済産業大臣の「確認」を受けると、株式会社または有限会社を設立する際に、「最低資本金規制（株式会社は最低1,000万円、有限会社は最低300万円の資本金が必要という規制）」が5年間猶予されます。

②信用保証協会による信用保証

上限1,500万円まで無担保・無保証で信用保証が受けられます。

③中小企業基盤整備機構による債務保証制度

信用保証協会の保証枠を既に全額使用しているなど信用保証協会の信用保証制度では、資金調達が困難な場合に限りご利用下さい。

④設備投資減税（→詳しくは81ページをご覧ください）

設備投資額について、30%の特別償却または7%の税額控除を選ぶことができます。

⑤留保金課税の停止（→詳しくは86ページをご覧ください）

設立10年以内の中小同族会社は、内部留保への追加的課税の停止を受けられます。

⑥エンジェル税制（→詳しくは87ページをご覧ください）

個人投資家が、ベンチャー企業の新たに発行する株式を取得した場合、及び、その株式を譲渡する等して利益・損失が発生した場合に、課税の特例が受けられます。

⑦中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

ご利用方法

- ①については経済産業局、③については中小企業基盤整備機構へお問い合わせ下さい。
それ以外については、詳しい説明ページをご覧ください。

お問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部創業連携推進課 TEL: 03-3501-1767(直通)
- ・経済産業省産業政策局新規産業室 TEL: 03-3501-1569(直通)
- ・経済産業局中小企業課等
- ・中小企業基盤整備機構経営基盤支援部債務保証課 TEL: 03-5470-1575(直通)

2. 「経営革新」の支援

中小企業が今日的な経営課題に即応するために行う経営革新を全業種に渡り幅広く支援するものです。

対象となる方

「経営革新」に取り組む中小企業者、組合等

(1)「経営革新」とは：

以下の新事業活動を行うことにより、「経営の相当程度の向上を図る」ことをいいます。

- 一新商品の開発又は生産
- 一新役務の開発又は提供
- 一商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 一役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

(2)「経営の相当程度の向上を図る」とは：

経営目標として、経常利益及び付加価値額(※)又は一人あたりの付加価値額の伸びを具体的に示す計画を作ることをいいます。(※)付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額です。

具体的な伸び率については、下記の機関、中小企業庁ホームページ、今後発行される中小企業庁リーフレット「経営の向上を支援します」等をご覧ください。

支援内容

事業内容や「経営の相当程度の向上」を示す経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成して頂き、その計画が都道府県または国の承認を受けると、補助金、低利融資、減税などの以下の各種の支援策がご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認も受ける必要があります。

- ①補助金(→詳しくは9ページをご覧ください)
- ②政府系金融機関による低利融資制度
- ③信用保証の特例
- ④課税の特例(設備投資減税、留保金課税の停止)(→詳しくは81、86ページをご覧ください)
- ⑤高度化融資制度
- ⑥中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑦小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ⑧ベンチャーファンドからの投資
- ⑨特許料等の減免措置(→詳しくは35ページをご覧ください)
- ⑩販路開拓コーディネート事業(→詳しくは10ページをご覧ください)

ご利用方法

- ①まず、「経営革新計画」を作成する必要がありますので、都道府県の担当部局、中小企業支援センター、商工会・商工会議所などにご相談ください。
- ②「経営革新計画」が出来ましたら、都道府県または国の担当部局に申請して下さい。計画内容の審査後、承認された場合には、承認書が交付されます。承認書は、上記の各種の支援策をご利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763
- ・中部経済産業局担当部局及び石川県商工労働部経営支援課(巻末一覧参照)

3. 「新連携」の支援

対象となる方

2社以上の異分野の中小企業(この他に、大企業、大学、研究機関、NPO、組合などが参加することも出来ます。)で連携して新たな事業活動に取り組む方

支援内容

全国9カ所に「新連携支援地域戦略会議(戦略会議)」が、平成17年度から新たに設けられ、連携する事業体の構築から、連携事業の事業計画の作成、生産管理、販路開拓、収益を上げる段階にいたるまで、商社出身者やコンサルタント、金融機関OBなどによる一貫したサポートが受けられます。(→詳しくは5ページをご覧ください)

この「戦略会議」を通じて磨き込まれた事業計画に基づき、経済産業局に計画の認定申請を行い、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(※)として認定されると、以下のような支援策をご利用になれます。

※「異分野連携新事業分野開拓」とは、事業の分野が異なる事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識や技能など)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。
なお、通称で「新連携」とも呼んでいます。

①新連携対策補助金(→詳しくは6ページをご覧ください)

連携体内の規約作成・システム構築や販路開拓に必要なマーケティング調査等の経費に対する補助金を利用できます。

②政府系金融機関による低利融資制度

異分野連携新事業分野開拓計画に基づく設備資金および運転資金について、政府系金融機関が計画の評価を加味し、優遇金利(特利3:政策金融の中で最優遇の金利です)で、計画に参画する個別企業に融資する制度をご利用になれます。

③信用保証協会による信用保証

普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができます。また、新事業開拓保険の限度額が2億円→4億円(組合4億円→6億円)に拡大されます。

④設備投資減税(→詳しくは中小企業等基盤強化税制82ページをご覧ください)

設備投資額について30%の特別償却又は7%の税額控除を選ぶことができます。
※ただし、「経営革新」の支援と同様「経営の相当程度の向上」を図る事業者に限られます。

⑤中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

⑥高度化融資制度

工場等の集団化や施設の共同化などを行う場合に無利子融資が受けられます。

ご利用方法

まず、連携して行う新たな事業活動に関する事業計画を作成する必要がありますので、最寄りの「新連携支援地域戦略会議事務局」にご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・新連携支援地域戦略会議事務局
- ・中小企業庁経営支援部創業連携推進課 TEL:03-3501-1767(直通)
- ・中部経済産業局中小企業課

4. 技術革新の支援〔中小企業技術革新（SBI R）制度〕

対象となる方

新技術に関する研究開発のための補助金・委託費等（特定補助金等http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/p2_1.htmlを参照）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人

支援内容

研究開発成果の事業化を促進するために、次のような支援策が受けられます。

- ① 特許料等の減免措置（→詳しくは35ページをご覧ください）
- ② 信用保証協会による信用保証（→詳しくは3ページをご覧ください）
- ③ 中小企業金融公庫による低利融資（→詳しくは41ページをご覧ください）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

ご利用方法

ご利用の方法・制度の概要についてはP41をご参照ください。

お問い合わせ先

中小企業庁技術課 TEL:03-3501-1816
<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>

5. 地域における支援

支援内容

○「地域プラットフォーム」による支援

都道府県・政令市は、地域の産業支援機関（商工会議所・公設試験研究機関等）を「中核的支援機関」を中心にネットワーク化した「地域プラットフォーム」を設けています。新たな事業活動を行う方は、創業から事業化までの各段階において、人材育成・技術開発・資金供給等の支援策を、中核的支援機関を通じてワンストップで受けることができます。

（→全国の中核的支援機関の名称・場所等は、日本新事業支援機関協議会のホームページ<<http://www.janbo.gr.jp/>>をご覧ください）

○高度技術産学連携地域の活用

都道府県・政令市が設定する「高度技術産学連携地域」（高度な技術の研究開発等を行う事業者と大学等の研究機関が集積し、相互に連携することで新たな事業活動が促進される地域）では、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）を整備する場合があります。その場合同施設を利用することができます。

○中小機構が管理する団地のご利用

同機構が管理する中核工業団地、オフィス・アルカディア団地、頭脳団地について、以下の方々は、当該団地の用途に限定されることなく、譲渡または賃貸でのご利用が可能です。

- ① 創業者、新規中小企業者、経営革新の承認を受けた中小企業者等、新連携の認定を受けた中小企業者
- ② 高度技術産学連携地域において、起業家育成施設を整備する者

お問い合わせ先

経済産業省立地環境整備課 TEL:03-3501-0645
 産業施設課 TEL:03-3501-1677

情報提供・
相談

〔連携して行う新たな事業をきめ細かに支援してほしい。〕

新連携支援地域戦略会議

中小企業等が連携して新たな事業活動を行う際、商社出身者、コンサルタントなど経営のプロによる連携事業体の構築、連携事業の立ち上げ、連携事業体の運営、生産管理、販路開拓など、事業の成功まで徹底的なサポートが受けられます。

対象となる方

2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）で連携して新たな事業活動に取り組む方で、

- ①中小企業新事業活動促進法の異分野連携新事業分野開拓計画（3ページをご覧ください）の作成を目指す方
- ②中小企業新事業活動促進法の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた方
※中小企業新事業活動促進法については1ページをご覧ください。

支援内容

日本全国9カ所の地域ブロックごとに設置される新連携支援地域戦略会議において、新連携の取組の徹底的なサポートが受けられます。

（具体的なサポート例）

- ①連携体の運営方法（規約作成、工程管理など）のアドバイス
- ②連携体に不足している連携先（大学、NPO、商社など）のマッチング
- ③ビジネスプランづくりにあたっての問題発掘、仮説の提供、検証
- ④ビジネスプラン実行にあたっての資金調達、特許契約の締結など課題への対応
- ⑤よりひろい市場を目指した販路開拓の実現

（支援担当者のバックグラウンドの例）

大手商社出身者、コンサルタント、金融機関出身者、中小企業経営者、中小企業コーディネーター、ベンチャーファンド出身者など様々なバックグラウンドの者を揃え、皆様のニーズにお応えします。

ご利用方法

まずは、最寄りの新連携支援地域戦略会議の事務局にご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・新連携支援地域戦略会議事務局
- ・中小企業庁経営支援部創業連携推進課 Tel:03-3501-1767(直通)
- ・中部経済産業局中小企業課

〔他の事業者等と連携し、それぞれの「強み」を持ち寄り、新たな事業を行いたい〕

新連携対策事業

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウ等の「強み」を相互に補いながら、高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を行う際、補助を受けることができます。

対象となる方

①【連携体構築支援事業】

事業化・市場化を目的とした、2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）による連携を構築したい方

②【事業化・市場化支援事業】

2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）で連携して新たな事業活動に取り組む方で、「中小企業新事業活動促進法」の認定を受けた方

支援内容

①【連携体構築支援事業】

連携構築に資する規程の作成、コンサルタント等にかかる経費の補助を受けられます。

・補助金額 上限329万円

・補助率 2/3以内

・募集期間 平成17年4月以降

②【事業化・市場化支援事業】

異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費（連携規定作成・新商品開発・マーケティング等）の補助を受けられます。

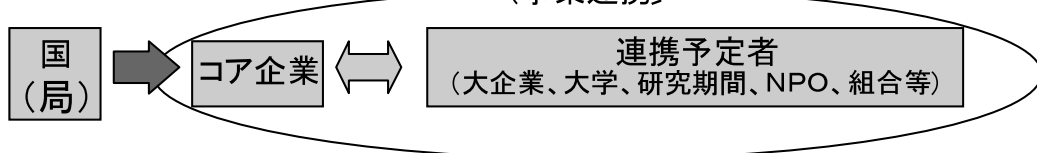
・補助金額 上限2500万円

（技術開発を含む場合、上限3600万円）

・補助率 2/3以内

・募集期間 平成17年4月以降

（事業連携）



ご利用方法

- ①経済産業局に対し、補助金の申請を行って下さい。
※事業化・市場化支援事業の申請に当たっては、最寄りの新連携支援地域戦略会議の事務局にご相談下さい。
- ③経済産業局において、事業内容を審査し、交付対象を決定いたします。
- ④経済産業局から、補助金受給
※事業化・市場化支援事業の交付に当たっては、「中小企業新事業活動促進法」の認定を受けて頂く必要があります。(P3参照)
- ⑤経済産業局に対し、事業成果を報告して頂きます。

お問い合わせ先

- ・新連携支援地域戦略会議事務局
- ・中小企業庁経営支援部創業連携推進課 Tel:03-3501-1767(直通)
- ・中部経済産業局中小企業課等

セミナー・
研修

〔経営革新や創業のために必要な基礎知識などを知りたい〕

中小企業新事業展開支援普及促進事業

経営革新への取組に向けた基礎的知識の修得や具体的課題解決、創業にあたっての基礎知識の習得を支援するためセミナーや研修を受けることができます。

対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(P1)の内容等を知りたい方、この法律の趣旨に沿って創業や経営革新等を目指す方。

支援内容

①セミナー、講習会

―各都道府県等中小企業支援センターにより、セミナー、講習会等が開催され、法律の概要、効果、成功事例、法律の承認を得るためポイント等の情報を収集することができます。

②研修

―各都道府県等中小企業支援センターにより、研修会等が開催され、創業や経営革新等を目指す中小企業者は個別具体的な課題解決のための、助言、ノウハウの提供が受けられます。

ご利用方法

開催日、申込み、募集案内、定員などは、開催場所により異なります。
詳細は、下記にお問い合わせください。

お問合せ先
(財) 石川県産業創出支援機構

〔創業や経営革新を目指したい〕

中小企業支援機関機能強化推進事業 (シニアアドバイザー事業)

創業や経営革新を目指す方は、窓口相談、専門家の派遣、セミナー等の支援を受けることができます。

対象となる方

創業や経営革新を目指す中小企業者、創業予定者等

支援内容

本事業を実施する商工会や商工会議所において、以下の支援を受けることができます。

①窓口相談

相談窓口を設置し、専門家等が創業及び経営革新計画(P2をご参照下さい)の承認を目指す企業の相談に応じます。

②専門家派遣

創業及び経営革新計画の承認を目指す中小企業者等に、専門家等が派遣され、個別的な課題に対しアドバイスを受けることができます。

③調査

創業及び経営革新計画の承認を目指す個別中小企業者等が抱える課題を解決するために必要な調査による支援を受けられます。

④情報提供

創業及び経営革新計画の承認に必要な情報、ノウハウ等の情報を収集できます。

ご利用方法

本事業を実施する商工会、商工会議所、又は各経済産業局にお問い合わせください。

お問合せ先
中部経済産業局

〔経営革新への取組みに対する補助金を活用したい〕

中小企業経営革新支援事業

経営革新計画の承認を受けた中小企業の方々は「経営革新」に取り組む際、事業に要する経費の一部について補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業新事業活動促進法(改正前の中小企業経営革新支援法を含む。)に基づき、都道府県等から経営革新計画の承認を受け、経営革新に関する事業に取り組む中小企業者または組合等(任意グループ等含む)
「経営革新計画とは」(P2をご覧ください。)

支援内容

【補助対象事業】

都道府県知事から経営革新計画の承認を受けた経営革新事業に係る経費のうち、以下の事業経費

- ①新事業動向調査(市場調査等)
- ②新商品・新技術・新役務開発
- ③販路開拓
- ④人材養成

【補助率】

補助対象経費の2/3(負担割合:中小企業者1/3、国1/3、都道府県1/3)

【補助金額】

都道府県によって補助金額の上限・下限額が設定される場合があります。

【募集期間】

都道府県によってそれぞれ募集期間は異なります。

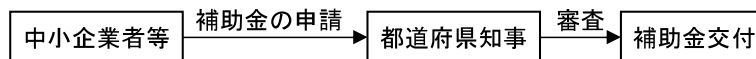
ご利用方法

【手続の流れ】

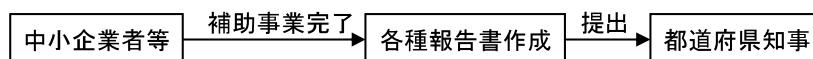
- ①経営革新計画の申請をし、審査を経て承認を受けます。



- ②補助金の申請をし、審査を経て交付されます。



- ③補助金対象となった事業の完了後は、成果の報告をして下さい。



※なお、本補助金制度と同じ内容で、国から経営革新計画の承認を受け、経営革新に関する事業に取り組む組合等(4社以上の任意グループ等を含む)を対象に、国が直接補助(補助率 国1/2、組合等1/2)する制度もあります。詳しくは中部経済産業局(巻末一覧参照)にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
石川県商工労働部経営支援課

情報提供・
相談

〔経営革新計画により開発した新商品の販路先を開拓したい〕

販路開拓コーディネート事業

東京と大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、販路開拓の専門家（販路開拓専門員）が配置されており、経営革新企業等は販路開拓の支援が受けられます。

対象となる方

中小企業新事業活動促進法（改正前の中小企業経営革新支援法を含む。）に基づいた経営革新計画の承認（詳細はP2をご覧ください）を受けて、開発した新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者・組合等。

支援内容

大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進するために、東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家を配置し、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介し、または取り次ぎを行います。

ご利用方法

詳しくは中小企業・ベンチャー総合支援センターに、お問い合わせください。

お問い合わせ先
中小企業・ベンチャー総合支援センター

経営サ
ポート

財務サ
ポート

地域サ
ポート

ものづ
くり支
援

産業創
出・
販路開
拓支
援

県内各
市の
中小企
業施
策

融資

情報提供・
相談

〔新事業展開のためのユニークな資金調達を取組を支援してほしい〕

まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業

新事業展開への挑戦に向けたユニークな資金調達を行う際、支援を受けることができます。

対象となる方

新事業展開へ挑戦される事業者等

支援内容

○モデル事業の実施

各地の商工会・商工会議所（全国で20カ所程度を募集し選定）による、旧来型の間接金融に頼らない（担保不要、保証協会不要）、ユニークな資金調達のモデル事業に参加することができます。たとえば、少人数私募債による資金調達について、説明会の開催、実際の募集等の支援を行います。

○モデル事業の成果の普及

より多くの事業者が旧来型の間接金融に頼らないユニークな資金調達を実行していけるよう、モデル事業により得た知見、ノウハウに基づき、ユニークな資金調達手法の実施マニュアルや、事業例を作成し、普及を図ります。

ご利用方法

ユニークな資金調達をお考えの方は、最寄りの商工会議所・商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

・最寄りの商工会議所・商工会、商工会連合会

・全国商工会連合会 TEL: 03-3503-1254

HP: <http://www.shokokai.or.jp/index.html>

〔経営革新への取組で、販路拡大を目指したい〕

中小企業総合展(新市場創出支援活動事業)

経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め紹介する場があります。参加することにより、ビジネスマッチングの機会を得ることができます。

対象となる方

経営の革新に取り組む中小企業者等

イベント内容

【イベント内容】

中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取組が、出展企業による展示・プレゼンテーションにより紹介されます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。

【実施会場】

東京(東京ビックサイト)、大阪(インテックス大阪)

【実施時期】

会場ごとに実施時期は異なります。

※17年度の開催時期

東京:平成17年10月12日～10月14日(東京ビックサイト)

大阪:平成18年1月25日～1月27日(インテックス大阪)

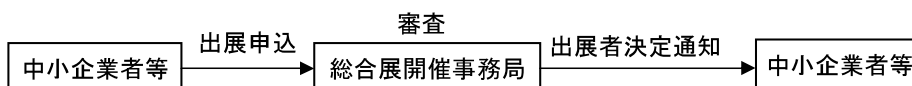
【募集時期】

平成17年5月～6月頃

ご利用方法

【手続の流れ】

- ①総合展開催事務局に、出展申込書を提出して下さい。
- ②事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
- ③事務局から文書により出展決定を通知します。



お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構新事業支援課 TEL:03-5470-1534
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763

〔個別分野に取引先を見つけたい〕

新市場創出見本市(新市場創出支援活動事業)

市場の創出が期待される個別分野の見本市に参加することにより、販路拡大、取引拡大の機会を得ることができます。

対象となる方

市場の創出が期待される個別分野に取り組んでいる中小企業者及び今後参入を考えている中小企業者等

※個別分野:16年度はコンテンツ、医療福祉産業、ロボット産業、17年度については下記までお問い合わせ下さい。

支援内容

【見本市概要】

中小企業者等による新市場創出が期待される個別分野にテーマを絞り込んだ見本市です。当該分野で新たなフロンティアを拡大しようとする中小企業者を全国から一堂に会する場で、国内外のユーザー、バイヤーを広く集められるため、販路開拓・取引拡大の機会を得ることができます。

【実施会場】

分野ごとに実施会場が異なります。

【実施時期】

分野ごとに実施時期は異なります。

※16年度の開催時期・実施会場

- ・東京コンテンツマーケット:平成16年10月18日～19日(東京国際フォーラム)
- ・医療・健康福祉産業マッチングフェア:平成17年2月3日～4日(インテックス大阪)
- ・ロボット産業マッチングフェア:平成17年2月16日～18日(西日本総合展示場新館)

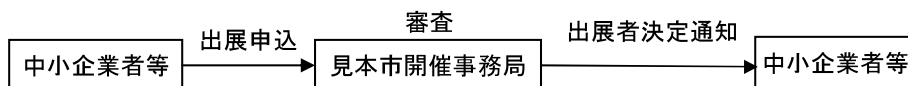
【募集時期】

分野ごとに募集時期は異なります。

ご利用方法

【手続の流れ】

- ①見本市開催事務局に、出展申込書を提出して下さい。
- ②事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
- ③事務局から文書により出展決定を通知します。



お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構新事業支援課 TEL:03-5470-1525
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763

〔新たなビジネスモデル開発のための調査研究を行いたい〕

中小商業ビジネスモデル連携支援事業

中小事業者等は、地域の商工会議所又は商工会と連携し、消費者ニーズに対応した新たなビジネスモデルを開発する際、調査研究事業に対して補助を受けることができます。

対象となる方

中小事業者（小売業、卸売業、サービス業）及び中小商業団体

支援内容

近年の社会的課題や多様化する消費者ニーズに対応した新たなビジネスモデルを開発するための調査研究事業について補助を受けることができます。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が、新たに開発されたビジネスモデル事例を全国的に紹介します。

ご利用方法

- ① 中小事業者又は中小商業団体は、下記の公募テーマについて地域の商工会議所又は商工会を通じ日本商工会議所又は全国商工会連合会に対し、公募申請書を提出。
- ② 日本商工会議所又は全国商工会連合会において公募申請内容の審査を行い、採択先を決定。
- ③ 採択された場合には、補助金を受給。

国 → 日本商工会議所・全国商工会連合会 → 中小事業者等

補助金額 100万円程度～1,000万円程度

補助率 1/2

募集期間 日本商工会議所又は全国商工会連合会にお問い合わせ下さい。

本年度の公募テーマ

- ・高齢化・環境問題対応型
- ・業種・業態複合型
- ・卸小売連携・リテールサポート型
- ・経営革新・地域対応型

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの商工会議所・商工会
- ・ 日本商工会議所 Tel: 03-3283-7838
HP: <http://www.jcci.or.jp/>
- ・ 全国商工会連合会 Tel: 03-3503-1256
HP: <http://www.shokokai.or.jp/>

補助金

〔個々の店舗の魅力を高め商店街等の活性化を図りたい〕

中小商業活性化創業等支援事業(商人塾)

消費者ニーズに沿った魅力ある新規店舗の創出や既存店舗の経営革新等を図り、商店街等の魅力を向上するための下記の支援を受けることができます。

対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等

支援内容

経営ノウハウ(顧客開発等)や店づくりを修得する座学講習事業、空き店舗や繁盛店を活用して繁盛店主等から直に技を修得する体験実習(修行)事業、学生、地域住民等と連携して行う店舗運営の見直し事業など総合的な支援を受けることができます。

ご利用方法

- ① 各経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に対し、公募申請書を提出。
- ② 各経済産業局において、事業内容を書類審査し、交付を決定。
- ③ 各経済産業局から、補助金を受給。

<体系図>

国 → 商店街振興組合・商工会議所等

補助限度額 下限100万円

補助率 国1/2

募集期間 各経済産業局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
中部経済産業局商業振興室

〔物流を効率化したい〕

中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援

中小企業組合が流通業務を行う際に、補助金、融資、信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができ、効率化を図ることができます。

対象となる方

中小企業組合等

支援内容

- (1) 補助金等
 - ① 物流効率化推進事業
調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業
 - ② 物流効率化専門指導員派遣事業(中小企業基盤整備機構)
- (2) 融資制度
 - ① 高度化融資制度(中小企業基盤整備機構、各都道府県)
組合等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融資を受けることができます。
 - ② 流通業等強化資金貸付制度(国民生活金融公庫)
組合等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及びその運転資金について、低利融資を受けることができます。
- (3) 事業資金調達の円滑化
 - ① 中小企業信用保険法の特例
組合等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借りに係る信用保証協会による信用保証について、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置が受けられます。
 - ② 中小企業投資育成株式会社法の特例
認定計画に基づく事業実施のために増資を行う組合等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

- ① 組合等が基本指針(経済産業大臣及び国土交通大臣が策定する流通業務効率化計画についてのガイドライン)に即して、「効率化計画」を作成します。
- ② 組合等が作成した「効率化計画」を都道府県知事及び地方運輸局長が認定します。
- ③ 認定された効率化計画(「認定計画」)に基づき組合等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

※「中小企業流通業務効率化促進法」は、本年秋に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」として、拡充・強化される予定です。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業基盤整備機構 Tel:03-3433-8811(代表)
- ・ 石川県商工労働部経営支援課
- ・ 中部経済産業局流通・サービス産業課等
- ・ 中小企業庁商業課 Tel:03-3501-1929

補助金

〔物流を効率化したい〕

物流効率化推進事業

物流機能の強化を図るために中小企業の方々が連携して事業に取り組む際、事業に要する経費の補助を受けることができます。

対象となる方

- ・中小企業組合、公益法人及び任意団体であって主として中小企業者で構成されるもの。
- ・中小企業の物流の効率化を図るための「調査研究・基本計画策定事業」、「事業計画・システム設計事業」、「実験的事業運営事業」を行う方が対象です。

支援内容

【活用事例】

(1)調査研究・基本計画策定事業

卸売業者の組合が、本事業を活用して、組合員アンケートや顧客調査を実施するとともに講師を招いての勉強会を開催して、卸売機能強化のための物流共同化の方向性を明らかにした。

(2)事業計画・システム設計事業

家具卸売業の組合が、本事業を活用して、小売店の訪問調査などを行うとともに、物流共同化を実現するためのシステムを設計して、物流効率化の具体化を図った。

(3)実験的事業運営事業

卸売業者の組合が、本事業を活用して、実験的に共同配送を実施し、共同配送システムの改善を図るとともに、物流効率化に必要な施設規模及び設備内容を把握した。

事業に係る経費の6/10以内の補助を受けることができます。(下記単価は原則です。)

	(1)	(2)	(3)
補助事業単価	1,031万円	2,190万円	4,506万円
最高国庫補助金	618万円	1,314万円	2,703万円

■募集期間(平成17年度分)

平成17年4月～5月頃を予定しています。

ご利用方法

- ①中部経済産業局(以下経済局)に対し、事業内容を提出し応募
- ②経済局において、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③経済局から、補助金を受給
- ④経済局に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先
中部経済産業局流通・サービス産業課

〔物流を効率化したい〕

物流効率化専門指導員派遣事業

物流効率化について適切な指導のできる専門家(物流効率化アドバイザー)の招へいや、講習会に参加することにより、物流の効率化を図る上での諸課題に関するアドバイスを受けることができます。

対象となる方

主として中小企業者で構成される組合・公益法人・任意団体、中小企業者。

支援内容

(1)物流アドバイザー派遣事業

物流アドバイザーの派遣を申し込むことにより、物流効率化を図る上での諸課題(投資規模・効果の検討、パートナーの問題、物流コストの削減、どのような支援策が受けられるか等)に関するアドバイスを受けることができます。

(17年度20件程度予定。アドバイザー謝金の1/3については自己負担。)

(2)講習会・セミナー

物流効率化の事例等をもとにした物流講習会、セミナーに参加をすることができます。
(全国各地で年間10回程度開催。参加費無料。)

ご利用方法

(1) 物流アドバイザー派遣事業

- ① 中小企業基盤整備機構に申し込み(申し込みは、随時受け付けております)。
- ② 中小企業基盤整備機構からアドバイザーを派遣。
- ③ 中小企業基盤整備機構に対し、アドバイス内容等を報告。

(2) 講習会・セミナー

- 経済産業局若しくは中小企業基盤整備機構に対し、参加を申し込み。
(開催時期は場所により異なりますので、下記までお問い合わせください。)

お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構経営基盤支援部経営支援課 TEL:03-5470-1520
- ・中部経済産業局流通・サービス産業課
- ・中小企業庁商業課 TEL:03-3501-1929

情報提供・
相談

セミナー・
研修・イベント

〔中堅・中小企業のITを活用した経営革新を応援します〕

IT経営応援隊(CIO育成・活用型企业経営革新促進事業)

中堅・中小企業の経営者の方々は、経営革新を目指す際に必要となる IT の利活用に関する情報や支援環境の提供を受けることができます。

対象となる方

- ・ 経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等
- ・ 経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等を支援したいとお考えの方

支援内容

IT経営応援隊(中小企業の経営改革をITの活用で応援する委員会)とは、経営革新を目指し、ITの利活用を図る中堅・中小企業の経営者等を応援するための委員会です。

IT経営応援隊及び経済産業局単位で設置された地域IT経営応援隊より、IT経営に対する気づきから、実践に至るまでの課程に応じた情報や支援環境の提供を受けることができます。

【IT経営応援隊】の事業

- ◆ 中堅・中小企業向けIT経営教科書等の作成・普及
- ◆ IT経営百選選出企業の事例集作成・普及
- ◆ IT経営百選選出企業によるIT化事例発表会
- ◆ HP等による情報発信事業
- ◆ 経営者研修会

【地域IT経営応援隊】の事業

- ◆ 中堅・中小企業向けIT経営事例発表会
- ◆ 中堅・中小企業向けIT成熟度診断事業
- ◆ 地域における情報発信事業
- ◆ その他、地域の特性に応じたプロジェクト 等

【中堅・中小企業の経営改革を実現するためのIT化を支援する応援隊を募集】

応援隊の趣旨に賛同し、共に行動していただける方々を随時募集しています。

【ITコーディネータ制度】

ITコーディネータは、経営とIT双方に通じ、経営者の立場に立って企業の戦略的なIT投資を支援するための人材として平成12年に創設された資格制度です。IT経営応援隊においては、ITコーディネータ等と連携し、ITを活用した経営革新を目指す中堅・中小企業の経営者を支援しています。

ご利用方法

次のホームページに掲載される各事業の連絡先または下記にお問い合わせ下さい。

IT経営応援隊 HP <http://www.itouentai.jp/>

問い合わせ先

- ・ 経済産業省 情報処理振興課 Tel:03-3501-2646
- ・ 中部経済産業局情報政策課
- ・ 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)人材育成推進部 Tel:03-5978-7506
- ・ 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 Tel:03-5733-8380



補助金

〔組合等が抱える諸問題を解決したい〕

中小企業活路開拓調査・実現化事業

組合員である中小企業の方々が、課題解決のために連携して取り組むべき調査・実現化を図る際、補助を受けることができます。

対象となる方

連携して事業を行う方（中小企業組合、任意グループ、公益法人、共同出資会社）

支援内容

単独では解決することが難しい問題（規制緩和への対応、環境問題等）を改善するために、連携して取り組む調査・実現化を図る際に支援が受けられます。

■補助率 6/10

■募集期間 平成17年1月24日～3月4日

■活用事例

県内産品を使用した新商品の開発

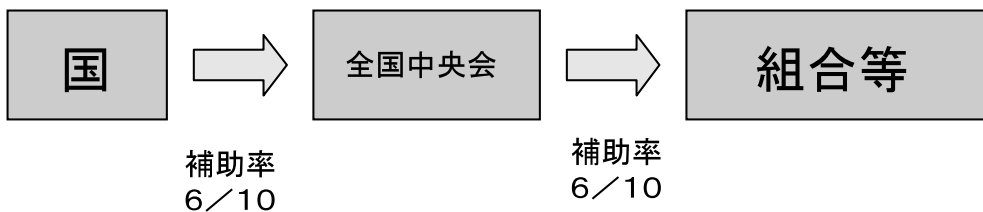
A県の石材加工業の組合が、本事業を活用して、それまでの墓石中心の経営からの脱皮を目指し、県内産の御影石を使用した土木用・造園用環境石材の新商品を試作・開発し、新分野を開拓した。

ヘルスナビゲーション構想の実現

B県の医薬品小売業の組合が、本事業を活用して、ヘルスナビゲーション（健康関連情報発信基地）構想の実現を目指し、組合を核とした情報ネットワークの構築を行うことで、大型ドラッグストアなどの競争相手との差別化を図り、組合員の売上げ増加につなげた。

共同店舗の生き残り策

C県の共同店舗の組合が、本事業を活用して、施設の老朽化、駐車場の不足、消費者のニーズの多様化などの諸問題に対応した近未来ビジョンの作成について調査・研究した。これによりひとつの目標に向かう姿勢が鮮明となり、組合員間の団結心が一層強固になった。



ご利用方法

- ① 全国中央会（以下中央会）に対し、事業内容を提出し応募
- ② 中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③ 中央会から、補助金受給
- ④ 中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先
 石川県中小企業団体中央会 TEL:076-267-7711
 全国中小企業団体中央会 HP: <http://www.chuokai.or.jp>

経営サポート
 財務サポート
 地域サポート
 ものづくり支援
 産業創出・販路開拓支援
 県内各市の中小企業施策

補助金

〔地域の産学官による新規産業創造のための研究開発に取り組みたい〕

地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域の産学官による新産業・新事業の創出に資する実用化に向けた高度な研究開発について、委託を受けることができます。

対象となる方

- ・地域の産学官（企業、大学、公設試等）からなる共同研究体（コンソーシアム）
- ・新産業・新事業の創出に資する実用化に向けた高度な研究開発テーマが支援対象となります。

支援内容

各経済産業局（沖縄総合事務局を含む）が事業主体となり、公募により研究開発テーマを募集し、採択テーマについて、委託研究として実施していただきます。

※募集期間（17年度分）は、平成17年4月1日（金）～4月21日（木）です。

- ① 一般枠
 - ・期 間：2年以内
 - ・委託額：初年度目1億円以内、2年度目5千万円以内
- ② 他府省連携枠（17年度新設枠）
 - ・期 間：2年以内
 - ・委託額：初年度目1億円以内、2年度目5千万円以内
- ③ 地域ものづくり革新枠（17年度新設枠）
 - ・期 間：3年以内
 - ・委託額：初年度目3億円以内、2,3年度目2億円以内
- ④ 中小企業枠
 - ・期 間：2年以内
 - ・委託額：初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内

ご利用方法

- ① 公募内容を経済産業省、中部経済産業局のホームページ、経済産業局が実施する公募説明会などで入手してください。
- ② 募集期間内に経済産業局に対し提案書を提出してください。
- ③ 事前評価・外部審査委員会の審査を経て採択テーマが決定されます。
- ④ 経済産業局と委託契約を締結します。

お問い合わせ先

- ・ 中部経済産業局産業技術課

〔実用化技術開発のための支援をしてほしい〕

地域新規産業創造技術開発費補助事業

中堅・中小企業やベンチャー企業が、リスクの高い実用化技術開発を行う際に要する経費の一部補助を受けることができます。

対象となる方

民間企業等

支援内容

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を行う際、事業にかかる経費の補助を受けることができます。

- ・ 補助金額 原則、1件あたり3千万円～1億円以内／年
- ・ 補助期間 2年以内
- ・ 補助率 原則1/2以内(大学等発ベンチャーによる技術開発、大学等から技術支援を受けて実施する技術開発の場合は2/3以内)
- ・ 募集期間 (平成17年度分) 平成17年4月1日(金)～4月25日(月)

ご利用方法

- ①公募内容を経済産業省、中部経済産業局(以下経済局)のホームページ、経済産業局が実施する公募説明会などで入手してください。
- ②募集期間内に経済産業局に対し申請書を提出して下さい。
- ③事前評価・外部審査委員会の審査を経て採択テーマが決定されます。
- ④経済産業局から補助金交付決定通知書を受給します。

お問い合わせ先

- ・ 中部経済産業局産業技術課

〔研究開発に対する助成について知りたい〕

大学発事業創出実用化研究開発事業

大学の研究成果を活用して産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発に対し、企業側が研究資金を拠出すること、事業化計画が明確であること等を条件として研究開発等に必要な資金の一部を補助を受けることができます。

対象となる方

TLO(技術移転を扱う組織)等

支援内容

I. 事前調査事業(F/S)

- ① 事前調査に必要な経費
- ② 事前調査のマネジメントに必要な費用
(上記費用について民間負担の2倍を上限として補助。ただし、補助金の上限額は200万円まで。研究補助期間は6か月程度。)

ただし支給条件として、1. 資金提供事業者が中小企業であること。
2. 事業化計画(ビジネスプラン)が明確であること

II. 研究開発事業(R&D)

- ① 研究開発に必要な経費
- ② 研究開発のマネジメントに必要な費用
(上記費用について民間負担の2倍を上限として補助、研究補助期間は3年以内。)

ただし支給条件として、

1. 民間企業から1件1年あたり500万以上の資金提供が行われること
2. 事業化計画(ビジネスプラン)が明確であること。
3. 研究終了後2年以内に研究成果の事業化を行うこと。
(事業化が不可能な際は、他の事業者に研究成果を技術移転。)

III. 募集期間(平成17年度)

年2回の公募 1回目の申請書受付期間は平成17年4月18日(月)まで
2回目に関しては時期未定

※申請に関する相談は通年実施しています。

ご利用方法

- ① NEDO技術開発機構に対し、助成金交付申請書を提出し応募
- ② NEDO技術開発機構内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③ NEDO技術開発機構から助成金交付
- ④ NEDO技術開発機構に対し、実績報告書を提出

お問い合わせ先

NEDO技術開発機構

研究開発推進部 産学連携グループ TEL.044-520-5175

HP:<http://www.nedo.go.jp/>

〔我が国産業の競争力を支える基盤的な技術開発を行いたい〕

戦略的基盤技術力強化事業

中小企業の国際競争力を強化するため、中小企業、ユーザー企業（自動車、電機等）、大学等からなる共同研究によって技術開発を行う際、委託金を受けることができます。

対象となる方

※平成17年度の新規採択予定はありません。
（他社（大企業含む）及び大学等と共同して、我が国産業の基盤となる技術開発を行う方）

支援内容

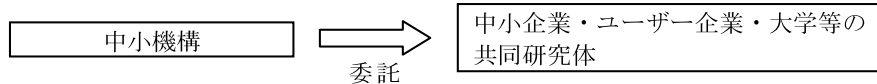
我が国製造業全体の競争力強化や経済活性化に資すると考えられる基盤的分野について、特に戦略的に支援すべき技術テーマを選定し、中小企業、ユーザー企業（自動車・電機等）、大学等からなる共同研究体の技術開発を支援します。

平成15年度より、金型分野とロボット部品分野を対象として、研究開発支援を行っています。

交付元：中小企業基盤整備機構（中小機構）

■ 委託金額 1億円程度／テーマ

■ 研究期間 2～3年



ご利用方法

- ① 中小機構に対し、公募期間中に提案書を提出
（※平成17年度の新規採択予定はありません）
- ② 中小機構で提案内容を審査し、採択先を決定
- ③ 中小機構と契約後、技術開発を実施し、技術開発終了後、技術開発成果を報告
- ④ 中小機構から委託費を受給

お問い合わせ先

・中小企業基盤整備機構新事業支援部新事業支援課 Tel: 03-5470-1523
・HP: <http://www.smrj.go.jp/>

補助金

〔公設試等の支援機関を活用し、優れた技術の事業化に向けた取組を行いたい〕

中小企業技術革新成果事業化促進事業

中小企業のニーズに積極的に対応する公設試等の技術支援を受けて技術課題を解決し、自社が有する優れた技術の事業化を図る中小企業は、事業にかかる経費の補助を受けることができます。

対象となる方

公設試等の技術支援を受けて、優れた技術の事業化に向けた取組を行う方
※公設試とは、都道府県等が設置する公設試験研究機関(P26)のことを指します。

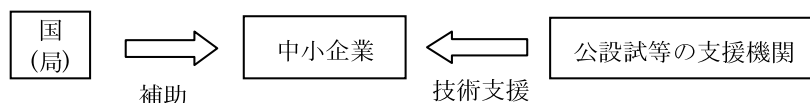
支援内容

公設試等から技術支援(技術指導・相談、依頼試験・検査、委託・共同研究、技術移転等)を受ける際に必要な経費の補助を受けることができます。

■補助金額 上限500万円

■補助率 1/2以内

■募集期間 平成17年4月18日～5月31日



ご利用方法

- ①経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。
- ②経済産業局において、事業内容を審査し、交付対象を決定いたします。
- ③交付決定を受けた計画に従い補助事業を実施していただきます。
- ④経済産業局に対し、事業成果を報告していただきます。
- ⑤経済産業局で、成果の内容を確認の上、補助金を受給。

お問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部技術課 Tel:03-3501-1816(直通)
- ・中部経済産業局産業技術課

〔技術相談、技術助言等の技術的な支援を受けたい〕

公設試験研究機関

技術相談、技術助言、依頼試験・分析、委託・共同研究などの技術支援を受けることができます。

対象となる方

個人及び法人で事業を営まれる方

支援内容

- 技術相談（無料）
事業者が抱える工業技術に関する質問・相談、解決策を受けることができます。
- 依頼試験・分析
事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査・性能試験、成分分析などを行います。
- 技術情報の提供
公設試験研究機関の研究成果の普及や最新技術の提供などを行います。
- 受託・共同研究
事業者から委託を受け、または大学等との連携により、事業者が行う新製品・新技術開発等の事業化に必要な研究開発を実施します。
- インターネットを通じた技術情報等の提供
全国各地の公設試験研究機関が中小企業者に対して行った技術相談事例（Q&A集）の加工技術データベースや、モノづくり基盤技術技能教本マニュアルなどの技術情報を掲載した「テクノナレッジ・ネットワーク」システムにより、インターネットを通じて、便利な技術情報を提供します。

ご利用方法（テクノナレッジ・ネットワーク）

テクノナレッジ・ネットワークのホームページにアクセスしてください。

HP: <http://www.techno-qanda.net/dsweb/>

お問い合わせ先

- ・ 石川県工業試験場 TEL: 076-267-8081
- ・ テクノナレッジ・ネットワーク
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所 TEL: 029-862-6145

補助金

〔産業技術の製品化、事業化等の支援をしてほしい〕

地域中小企業に対する産総研による実用化研究支援

独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究等により実用化を図る際、支援を受けることができます。

対象となる方

技術シーズを基に、試験研究機関と共同で製品開発等実用化研究を行いたい中小企業者。

【平成16年度実施例】

- ・卓上型ミリング加工機と形状測定機の開発
- ・紅麹発酵物の循環器系疾病改善効果を活用した製品開発
- ・リアルタイムMRI装置の開発

支援内容

独立行政法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)の、保有する技術ポテンシャルの活用及び連携により実用化研究を行う際、支援を受けることができます。

■共同研究型

産総研の保有する技術シーズの活用により実用化を図る際、共同研究により技術移転の支援を受けられます。

■技術シーズ持込評価型

中小企業が保有する技術シーズに対しては、産総研の関連分野の研究者から評価やアドバイスの支援を受けられます。

■試験・研究機器開発促進型

中小企業が開発・製造する試験・研究機器に対して、産総研が追加的に研究を行うことにより、新たな試験・研究機器の開発について支援を受けられます。

ご利用方法

中小企業者のニーズを踏まえた上で産総研研究者とのマッチングを行い、共同研究等に基づく研究テーマを設定し、産総研の研究者が提案、審査を経て、採択の可否を決定します。

いつでもご相談に応じますので産総研地域連携室へ問い合わせ下さい。

平成17年の事業の募集時期：平成17年1月28日～2月28日

お問い合わせ先

- ・経済産業省産業技術環境局技術振興課産業技術総合研究所室
Tel: 03-3501-1511(代)
- ・独立行政法人産業技術総合研究所 産学官連携部門 地域連携室
Tel: 029-861-6671
HP: <http://unit.aist.go.jp/collab/ci/wholesgk/shiengata/index.html>

〔新技術の実用化開発に対する助成について知りたい〕

産業技術実用化開発助成事業

新技術の実用化開発に取り組む事業者は実用化開発を行う際、経費の補助を受けることができます。

対象となる方

新たな市場や雇用の創出に資する社会的課題に対する実用化開発を行う民間企業等

支援内容

科学技術基本計画における重点分野等の戦略的技術領域・課題に係る技術の実用化開発であって、以下のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する事業

Ⅰ. 産業技術実用化開発助成事業

補助期間終了後3年以内で事業化できるテーマの実用化開発を対象とします。また、資本金300億円未満の企業を対象とします。

Ⅱ. 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業(単独申請型)

研究開発型ベンチャー企業(単独申請)を対象とします。

Ⅲ. 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業(コーディネータ参加コンソーシアム型)

コーディネータが参加する研究開発型ベンチャー企業群(2～5社)を対象とします。

Ⅳ. 次世代戦略技術実用化開発助成事業

開発リスクがより高い革新的な技術シーズであって、補助期間終了後5年以内で事業化できるテーマの実用化開発を対象とします。

■補助金額 1件あたり1億円/年以下

(コンソーシアム型は1件あたり2億円/年以下)

■補助率

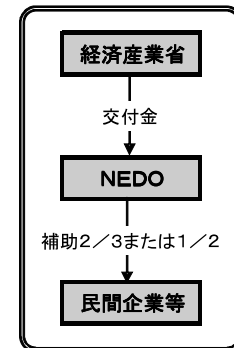
補助対象経費の2/3または1/2

※Ⅰ=1/2、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ=2/3

■募集期間(平成17年度)

(第1回目)平成17年2月4日～4月6日

(第2回目)時期未定(夏頃2ヶ月間)



ご利用方法

■公募要領等

公募要領・申請書様式等の詳細については、公募開始日にNEDO技術開発機構のホームページに掲載します。

■申請方法

助成金交付申請書一式をNEDO技術開発機構研究開発推進部 実用化助成グループまで提出してください。

郵送等でも受け付けますが、募集期間内に必着でお願い致します。

お問い合わせ先

NEDO技術開発機構

研究開発推進部 実用化助成グループ

TEL : 044-520-5173

HP : <http://www.nedo.go.jp/>

E-mail : jitsuyou@nedo.go.jp

補助金

〔自社の有する優れた技術を活かした福祉用具を開発したい。〕

福祉用具実用化開発推進事業

福祉用具の実用化開発に取り組む事業者は、当該開発に係る費用の一部補助を受けることができます。

対象となる方

福祉用具の実用化に関する研究開発事業を行う民間企業等

支援内容

高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質の向上を目的とした、優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発事業が対象です。

- 補助金額 1件あたり補助期間を通じて3,000万円以内
- 補助率 2/3以内
- 募集期間 平成17年1月14日～1月24日(平成17年度)
- 補助期間 3年以内
- 採択事例

高齢者・障害者用自立促進シューズの開発

下肢装具や、治療用足底板を装着している方、また、リウマチ等で足部の変形があり、市販の靴を履くことができない方々のためのシューズの開発。

携帯電話を利用した編集機能付き電子拡大装置の開発

市販のカメラ付携帯電話を利用し、高齢者や視覚障害者(弱視・色弱等)が印刷物や自分の見やすい配色と大きさで見る事のできる、携帯電子拡大装置の開発。

要介護者用の口腔ケア用吸引ブラシ及び開口器の開発

寝たきりの人の口腔内をブラッシングし、汚れた水や唾液を吸引する為、従来から使用している吸引器に接続させる歯ブラシと、指を噛まれずに口腔内のケアをする為のペンライトをセットした開口器の開発。

ご利用方法

- ①NEDO技術開発機構に対し提案書を提出し応募
- ②NEDO技術開発機構内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③NEDO技術開発機構に対し、実績報告書を提出
- ④NEDO技術開発機構から助成金受給

お問い合わせ先

- ・ NEDO技術開発機構
機械システム技術開発部
TEL: 044-520-5240
HP: <http://www.nedo.go.jp/>

〔実用化を目的とした医療機器等の開発がしたい。〕

国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発

医療機器等の実用化開発に取り組む事業者は、実用化開発を行う際、経費の補助を受けることができます。

対象となる方

臨床面と一体となって、医療機器等の実用化開発を行う民間企業等

支援内容

健康寿命を延伸するために、がん、心疾患、骨折、痴呆、脳卒中、糖尿病等、近年急増している疾患の予防や早期の診断・治療を可能とする医療機器等の実用化段階の開発のうち、臨床面と一体となって行う開発について支援するもので、補助期間終了後3年程度で治験実施または薬事法承認申請を行うことができる開発事業が対象となります。

- 補助金額 1件、1年当たりの助成金の規模は数千万円～1億円
- 補助率 2／3以内
- 募集期間 平成17年度公募未実施の予定
- 補助期間 3年以内
- 採択事例

○歯周病治療及び予防のための歯周組織再生誘導材料の開発

健全な歯周組織を維持し、自分の歯で咀嚼できることは高齢者の身体全体の健康を維持する上で大変重要です。本事業では歯周病により破壊された歯周組織を、組織自らの持つ再生能力を促進することにより、健全な組織に再生させる新規材料の開発を行います。

○粒子線がん治療におけるスポットスキニング照射法の開発

粒子線がん治療は国内外で既に開始されていますが、従来の方法では患者全体にビームを広げて照射します。これに対し、スポットスキニング照射では、細く絞った粒子線ビームをピンポイントで患者に照射し重ねあわせる方法で、患者への線量集中度を更に高めることができます。また、不要な放射線を発生しないなど、さまざまな利点があります。本事業では、独自技術である平行ビームスキャナと言う方法を用いたスポットスキニング照射について開発を行います。

ご利用方法

- ①NEDO技術開発機構に対し提案書を提出し応募
- ②NEDO技術開発機構内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③NEDO技術開発機構に対し、実績報告書を提出
- ④NEDO技術開発機構から助成金受給

お問い合わせ先

- ・ NEDO技術開発機構
バイオテクノロジー・医療技術開発部

Tel:044-520-5231

HP:<http://www.nedo.go.jp>

補助金

〔自社のシステム開発に対する支援を受けたい〕

IT活用型経営革新モデル事業

経営革新を行うために有効なビジネスモデル構築に向けての事前調査を行う際、また地域でビジネスモデルとなるシステムの開発・導入を行う際、補助を受けることができます。

対象となる方

自社の経営革新のためのシステム開発・導入を目指す中小企業もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム

支援内容

■対象となる事業

(1)事前調査研究事業

経営革新を行うために有効なビジネスモデル構築に向けての事前調査研究を行う事業

例)有効なアプリケーション・システム等の要件抽出、システム開発・導入に係る事業計画策定等

(2)経営革新支援事業

地域でビジネスモデルとなるシステムの開発・導入を行う事業

例)受発注から生産管理まで一元管理するシステムの開発による生産性の向上等

■補助金額等

	事前調査研究事業	経営革新支援事業
補助金額	100万円～500万円	300万円～3,000万円
補助率	1/2以内	1/2以内
交付実績(16年度)	11件	84件

■募集期間(平成17年度分)

平成17年3月23日～平成17年4月22日

ご利用方法

- ①中部経済産業局の公募に対し、事業計画書を提出し応募
- ②経済産業局で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③事業完了後、経済産業局に対し、事業成果を報告
- ④経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

中部経済産業局情報政策課 TEL:052-951-0560
中小企業庁経営支援部技術課 TEL:03-3501-1816
HP: <http://www.chusho.meti.go.jp/it/index.html>

[ITを活用した経営戦略の構築についてのアドバイスをうけたい]

ITアドバイザー派遣事業

IT導入を進めようとする中小企業者は専門家の派遣を受けられます。

対象となる方

IT導入を進めようとする中小企業者

支援内容

IT導入を進めようとする中小企業者の依頼に応じて、中小企業基盤整備機構(中小機構)に登録された専門家(ITコーディネーター、中小企業診断士等)が、企業に直接訪問し、IT導入に関するアドバイスを行います。

なお、中小企業者の方には、費用の1/3相当額を負担していただきます。

※ ITコーディネーター:

経営戦略策定から情報化投資の企画・調達、更にはシステムの開発・運用に至る全てのプロセスで一貫して経営者をサポートする者

ご利用方法

- ① 中小企業基盤整備機構に専門家派遣の申込みをしてください。
- ② 中小企業基盤整備機構が、自身の登録簿の中から専門家を選定します。
- ③ 費用の1/3相当額を中小企業基盤整備機構に振り込んでください。
- ④ 振込を確認した後、中小企業基盤整備機構が中小企業者に対し専門家を派遣します。

お問い合わせ先

・ 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部経営支援課 TEL:03-5470-1518
HP: <http://www.smrj.go.jp/keiei/info/it/000182.html>

補助金

〔海外で権利侵害を受けている状況を把握し、侵害対策に取り組みたい〕

中小企業知的財産権保護対策事業

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業が模倣品・海賊版の製造元や卸元等の特定調査を行う際に、要する経費の一部、補助を受けることができます。

対象となる方

海外展開を図る我が国中小企業で外国企業により知的財産権の侵害を受けている企業

支援内容

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、日本貿易振興機構(JETRO)の海外ネットワーク等を通じ、現地侵害調査を実施することにより、実態把握や必要な証拠を収集し侵害対策を円滑に進められる情報を提供します。

補助対象経費 侵害調査に係る海外調査会社への委託費用

* 侵害されている権利、国や地域により調査費は異なりますが、侵害多発国である中国での1調査費の目安は約60万円程度です。

補助率 2/3以内

相談・受付窓口 日本貿易振興機構
中小企業基盤整備機構
経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室

募集時期 公募開始日(未定)から随時受付

* 公募開始日については、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室にお尋ね下さい。

ご利用方法

- ①相談・取次窓口に対し、知的財産侵害調査に係る計画の申請
- ②JETRO本部に設置された選考委員会にて審査、補助金交付対象を決定
- ③JETROが委託した海外調査会社により知的財産侵害調査を実施
- ④知的財産侵害調査の結果を報告

* 補助金交付決定者は、海外調査会社と委託契約成立時及び報告書納品時に自己負担分の1/2ずつを2回に分けてJETROにお支払い頂くことになります。

お問い合わせ先

- ・ 日本貿易振興機構海外調査部情報企画課 TEL:03-3582-5511
- ・ 中小企業基盤整備機構新事業支援部新事業支援課 TEL:03-5470-1534
- ・ 経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室 TEL:03-3501-1701
- ・ 中小企業庁経営支援部技術課 TEL:03-3501-1816

〔知的財産の戦略的な活用を支援してほしい〕

地域中小企業知的財産戦略支援事業

経営戦略の一環として、知的財産の戦略的な活用を進めようとする中小企業に専門家を派遣するとともに、情報提供を行います。

対象となる方

経営戦略の一環として、知的財産の戦略的な活用を進めようとする中小企業者

支援内容

独自の基盤技術を持ち、今後、自ら経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図って行く中小企業に対し、知的財産専門家を派遣し、知的財産戦略づくりをお手伝いするとともに、参考となる情報を提供します。

①知的財産戦略策定支援事業

都道府県等中小企業支援センター（※）が知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業に合った知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援します。

※ 全国の都道府県等中小企業支援センターのうち、約10地域で実施予定。

②知的財産権活用モデル事業

中小企業基盤整備機構が各地域の知的財産の専門家を活用しつつ、経営戦略の一環として知的財産を有効活用しているモデル的な中小企業の成功事例を創出するとともに、それに係る事例について、情報提供・普及啓発等を行います。

お問い合わせ先

- ・特許庁総務部総務課地方班 Tel:03-3581-1101(2107)
- ・中小企業庁経営支援部技術課 Tel:03-3501-1816

法律等に
基づく支援

〔特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい〕

研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求手数料・特許料（第1年～第3年）を半額に軽減します。

対象となる出願

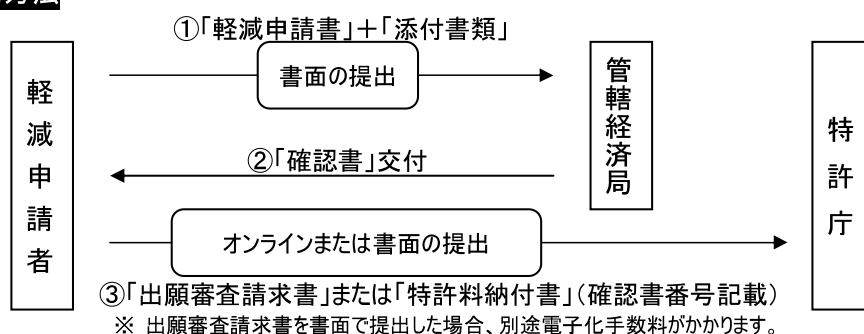
- (1) 売上高に対する試験研究費等比率が3%超の中小企業者が行う出願
- (2) 中小企業新事業活動促進法（廃止前の新事業創出促進法を含む。）に基づく中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業に係る出願
- (3) 中小企業新事業活動促進法（改正前の中小企業経営革新支援法を含む。）の承認経営革新計画及び認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術開発に関する研究開発事業に係る出願

※（2）及び（3）については、計画または事業終了後2年以内の出願に限ります。

支援内容

- (1) 審査請求手数料の1/2軽減
- (2) 特許料（第1年から第3年）の1/2軽減

ご利用方法



お問い合わせ先

<本制度の詳細>

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

（「研究開発型中小企業」の項目をご覧ください。）

● 軽減申請者の方が所在する経済産業局または、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

【本制度全般について】

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課（TEL:03-3501-1773）

【SBIRについて】

中小企業庁経営支援部技術課（TEL:03-3501-1816）

【経営革新計画について】

中小企業庁経営支援部経営支援課（TEL:03-3501-1763）

【異分野連携新事業分野開拓計画について】

中小企業庁経営支援部創業連携推進課（TEL:03-3501-1767）

〔産業財産権について知りたい・相談したい〕

産業財産権の普及・相談に関する支援

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けられます。

対象となる方

- 産業財産権に関して知りたい中小企業者
- 産業財産権に関して相談したい中小企業者

支援内容

- ① 知的財産権制度説明会
知的財産権制度の概要について、説明会で学ぶことができます。また、審査基準、審判制度の運用等、その他実務上必須ともいえる諸制度についての説明会も行っています。
(http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/ibento2_list.htm)
- ② 中小・ベンチャー企業向けセミナー
経営者、研究開発責任者等を対象としたセミナーで、地域のニーズにあった知的財産権の戦略的な取得や権利活用の手法について学ぶことができます。
- ③ 外国知的財産権制度に関する相談
発明協会アジア太平洋工業所有権センター (<http://www.singaijiii.or.jp/>) では、どなたでも諸外国の産業財産権制度について相談できます。
- ④ 産業財産権に関する相談
各経済産業局等特許室や(独)工業所有権情報・研修館 (<http://www.ncipi.go.jp/>) では、どなたでもご相談できます。相談は、窓口、電子メール、電話等で受けられます。
- ⑤ 専門家による特許無料相談会、特許講習・指導相談会
全国各地で産業財産権に関する具体的な案件について専門家による個別相談が受けられます。また、産業財産権制度に関する理解を深めていただくとともに、個別相談が受けられる「講習・指導相談会」も実施しています。(<http://www.hirameki.jiii.or.jp/02/02.htm>)
- ⑥ 特許活用企業事例集
技術開発力を特許権に結実し新規市場に参入した企業、他社からの権利侵害の警告から特許権を重視するに至った企業、特許流通施策を活用して新製品開発に繋げた企業など、経営に活かす特許の活用事例満載です。

お問い合わせ先

- ① 特許庁総務部総務課地方班 Tel:03-3581-1101(2107)
- ② 中部経済産業局等特許室(巻末一覧参照)
- ③ (社)発明協会アジア太平洋工業所有権センター Tel:03-3503-3027
- ④ (独)工業所有権情報・研修館相談部 Tel:03-3581-1101(2121~2123)
- ⑤ (社)発明協会 Tel:03-3504-5441
- ⑥ 特許庁総務部総務課特許戦略調整班 Tel:03-3581-1101(2103)

〔産業財産権情報を活用して研究開発を効率的に行いたい〕

産業財産権情報の活用に関する支援

特許情報をインターネットで無料で検索できます。技術動向情報や先行技術調査(無料)を利用することで研究開発を効率的に行うことができます。

対象となる方

産業財産権情報を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者

支援内容

① 特許電子図書館(IPDL)

特許電子図書館(IPDL)サービスでは、特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類等、約5,300万件の産業財産権情報を文献番号や各種分類等により検索することができます。また、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報を閲覧することができます。

(<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>)

また、IPDLヘルプデスクでは、IPDLの操作・利用に関するお問い合わせを受け付けています。

② 特許情報活用に関する指導・相談

特許情報活用の専門家による、特許情報の検索方法や活用方法についてのご相談、IPDLの利用方法について相談が受けられます。また、中小企業等への出張相談や講習会を無料で受けられます。(<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/ptpadv/index.html>)

③ 特許出願技術動向調査

ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアの8分野を中心にテーマを選定し、「特許出願動向」を中心に、総合的な分析を行い、当該テーマにおける技術課題と今後の技術開発の方向性についての情報を特許庁ホームページから収集することができます。(<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/gidou-houkoku.htm>)

④ 先行技術調査支援(実用新案)

実用新案の出願前に、相談者の技術に該当・類似する先行技術を過去の膨大な技術文献から検索した調査結果を得ることができます。

(<http://www.hirameki.jiii.or.jp/03/03-1.htm>)

お問い合わせ先

- ① IPDLヘルプデスク Tel: 03-5690-3500
- ② (独)工業所有権情報・研修館流通部 Tel: 03-3580-6949
- ③ 特許庁総務部技術調査課技術動向班 Tel: 03-3581-1101(2155)
- ④ (社)発明協会 Tel: 03-3504-5441

〔産業財産権の出願手続等について支援をうけたい〕

産業財産権の出願手続等に関する支援

出願アドバイザーによる出願手続き等の相談を受けられます。出願をするための共同利用パソコンの利用、出願ソフト無償配布、審査請求料及び特許料の減免措置などの支援を受けることができます。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

① 出願アドバイザー

全国の発明協会支部電子出願相談室に常勤の出願アドバイザーによる、出願手続、共同利用パソコンの使い方、電子出願制度についての相談が受けられます。電子出願相談室まで行けない方や、地域のイベントでの説明を希望される場合には、出張相談・指導を利用することもできます。

(<http://www.hirameki.jiii.or.jp/04/04-4.htm>)

② パソコン出願のための共同利用パソコンの設置

パソコン出願に必要な機器をお持ちでない方も全国の発明協会支部に設置された共同利用パソコンを利用し出願をすることができます。書類の編集・チェック機能、ファイルの変換機能を使って効率的にパソコン出願を行うことができます。

(<http://www.hirameki.jiii.or.jp/04/04-3.htm>)

③ パソコン出願ソフト無償配布

パソコン出願を行うためのパソコン出願ソフトを無償で受け取ることができます。なお、パソコン出願を行うためには、事前の申込手続が必要となります。

(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pc/psyutugaiyou.htm>)

④ 審査請求料・特許料の減免措置

資力に乏しい個人・法人等を対象に、審査請求料及び特許料(第1年分から第3年分)の免除又は半額軽減又は3年間猶予の措置を受けられます。また、研究開発型中小企業を対象にした審査請求料及び特許料(第1年分から第3年分)の半額軽減の措置も受けられます。

(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>)

お問い合わせ先

①, ② (社)発明協会 TEL:03-3504-5441

③ パソコン出願ソフトの配布について…

特許庁総務部情報システム課電子出願管理班 TEL:03-3581-1101(2509)

事前の申込手続について…

特許庁審査業務部出願支援課申請人等登録担当 TEL:03-3581-1101(2764)

パソコン出願に関する一般的な質問について…

特許庁審査業務部出願支援課特許行政サービス室電子出願奨励班
TEL:03-3581-1101(2508)

パソコン出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等について…

パソコン出願ソフトサポートセンター TEL:03-5744-8534

パソコン出願の通信異常等による出願データの着信の状況の確認について…

特許庁ホットライン TEL:03-3580-5002

④ 特許庁総務部総務課調整班 TEL:03-3581-1101(2105)

情報提供・
相談

法律等に
基づく支援

〔産業財産権の審査・審判について支援をうけたい〕

産業財産権の審査・審判に関する支援

特許出願日より先に公表された類似の技術文献の調査結果を無料で入手できます。また、「早期審査(早期審理)に関する事情説明書」を提出することにより、通常の出願に比べ早期に審査・審判を受けることができます。審査官(審判官)に直接会って出願内容を説明することもできます。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

① 中小企業等特許先行技術調査支援制度

中小企業の審査請求前の特許出願について、申し込みに基づいて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査(無料)を行い、調査結果をお手元に送付いたします。審査請求を行うか否かの参考になります。(http://www.jpo.go.jp/torikumi/shien/senkou_chousa.htm)

② 早期審査・早期審理制度

出願人が中小企業や個人の方の場合や既に発明を実施している場合は、「早期審査(早期審理)に関する事情説明書」を提出して頂くことにより、通常の出願に比べ早期に審査・審理を受けることができます。

意匠、商標にも早期審査・早期審理制度があります。ただし、特許の場合とは、早期審査・早期審理を受けられる要件が異なりますのでお問い合わせください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/souki_list.htm)

③ 面接審査・面接審理、巡回審査、テレビ面接審査等

出願人のみなさま又はその代理人と審査官又は審判官が直接面接して、互いに出願及び技術・意匠についての理解を深めることにより、よりの確な権利取得を支援します。

特許庁にお越しいただく場合のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して行う巡回審査・地方面接審理や巡回審判、各経済産業局等特許室に設置したテレビ会議システムを利用して行うテレビ面接審査があります。

・巡回審査 (http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htm)

・地方面接審理 (http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tihou_mensetu.htm)

・テレビ面接審査 (http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/telesys.htm)

お問い合わせ先

- ① 特許庁総務部総務課中小企業等支援班 TEL:03-3581-1101(2103)
- ② 特許庁特許審査第一部調整課審査業務管理班 TEL:03-3581-1101(3106)
特許庁審査業務部意匠課調査班 TEL:03-3581-1101(2907)
特許庁審査業務部商標課調査班 TEL:03-3581-1101(2805)
特許庁審判部審判課審判企画室 TEL:03-3581-1101(5852)
- ③ 特許庁特許審査第一部調整課面接審査管理専門官 TEL:03-3581-1101(3144)
特許庁審査業務部意匠課調査班調整係 TEL:03-3581-1101(2907)
特許庁審判部審判課審判企画室 TEL:03-3581-1101(5852)

情報提供・
相談

セミナー・
研修

イベント

法律等に
基づく支援

〔産業財産権の活用について支援をうけたい〕

産業財産権の活用に関する支援

特許流通アドバイザーによる技術移転等の相談を受けられます。特許を売りたい・買いたい場合は、ネット上で検索することができるほか、技術移転の出会いの場による情報収集、特許流通をよく知るためのセミナーに参加など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

産業財産権を活用しようとする中小企業者

支援内容

① 特許流通アドバイザー

特許流通アドバイザーは、技術移転の公的専門家であり、全国の都道府県・TLOに派遣されています。企業訪問を中心に行っており、企業、大学、研究機関が保有する提供可能な特許の把握と中小企業等の特許導入ニーズを発掘し、両者のマッチングのアドバイスを実施しています。

アドバイザー間でネットワークが構築されており、全国レベルのマッチングも多数行われています。

(<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/advisor/index.html>)

② 特許流通データベース、特許流通支援チャート、開放特許活用例集

特許流通データベースは、インターネット上で、企業、大学、公的研究機関等の開放特許を一括して検索できる開放特許データベースです。約5万件の登録があり、データベースへの登録や検索は全て無料です。また、IPDL(「産業財産権情報の活用に関する支援」をご覧ください)とリンクしており特許公報等をご覧いただくこともできます。

特許流通支援チャートは、技術テーマごとに過去10年間の特許情報を分析し、技術の成熟度、技術開発課題に対する解決手段等の動向を分かりやすく解説したパテントマップです。

開放特許活用例集は、特許流通データベースに登録されている開放特許の中から、製品化ポテンシャルの高いと思われる案件を選んで、新製品・新事業のアイデアを付加して提供しています。

・特許流通データベース (<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/db/index.html>)

・特許流通支援チャート (<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/chart/index.html>)

・開放特許活用例集 (<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/db/description/open/index.html>)

③ 特許流通フェア

特許導入を希望する企業と、特許提供を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが一堂に会するイベントです。開放特許のプレゼンテーションや商談会を実施しています。(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/fair.htm>)

④ 特許流通促進セミナー

特許情報の活用方法、開放特許の活用事例、技術移転や共同研究を行う際のポイント等について分かりやすくご説明します。(<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/explain/index.html>)

お問い合わせ先

①, ②, ④(独)工業所有権情報・研修館流通部 Tel:03-3580-6949

③中部経済産業局等特許室

経営サポ
ート

財務サポ
ート

地域サポ
ート

ものづくり支
援

産
業
創
出
・
販
路
開
拓
支
援

中
小
企
業
施
策
の
県
内
各
市

〔新技術に関する研究開発への支援策を知りたい〕

中小企業技術革新(SBIR)制度に基づく支援

新技術を開発する中小企業者等は、委託費等を受けることができるとともに、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や債務保証に関する枠の拡大などの支援を受けることができます。

対象となる方

新技術に関する研究開発のための補助金・委託費等(特定補助金等http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/p2_1.htmlを参照)の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人

支援内容

①特許料等の軽減

特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果に関する発明特許について特許料等の減免を受けられます。(詳細はP35)

②中小企業信用保険法の特例【新事業開拓保険制度の債務保証枠の拡大】

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証 限度額	企業	2億円	→3億円
	組合	4億円	→6億円
うち無担保枠		5千万円	→7千万円
うち無担保枠・第三者 保証人不要枠		—	→2千万円

③中小企業金融公庫の特別貸付制度(新事業活動促進資金)

- ・用途:設備資金・長期運転資金
- ・限度:直接貸付 7億2千万円(うち運転資金は2億5千万円)
代理貸付 一般貸付のほか、1億2千万円
- ・利率:基準金利(用地費を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率①を適用)
- ・期間:15年以内(長期運転資金7年以内)
- ・据置:2年以内(長期運転資金は3年以内)

④中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資対象として可能となります。

⑤小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業設備資金制度の貸付割合を拡充(1/2→2/3)します。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・SBIR制度全般について:中小企業庁技術課 TEL:03-3501-1816
<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>
- ②中小企業信用保険法の特例:全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ③新事業活動促進資金:中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
金沢支店 TEL:076-231-4275
- ④中小企業投資育成株式会社法の特例:
東京社TEL:03-5469-1811 名古屋社TEL:052-581-9541 大阪社TEL:06-6341-5476

〔企業再生のために経営を見直したい〕

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整の支援などを行っています。

対象となる方

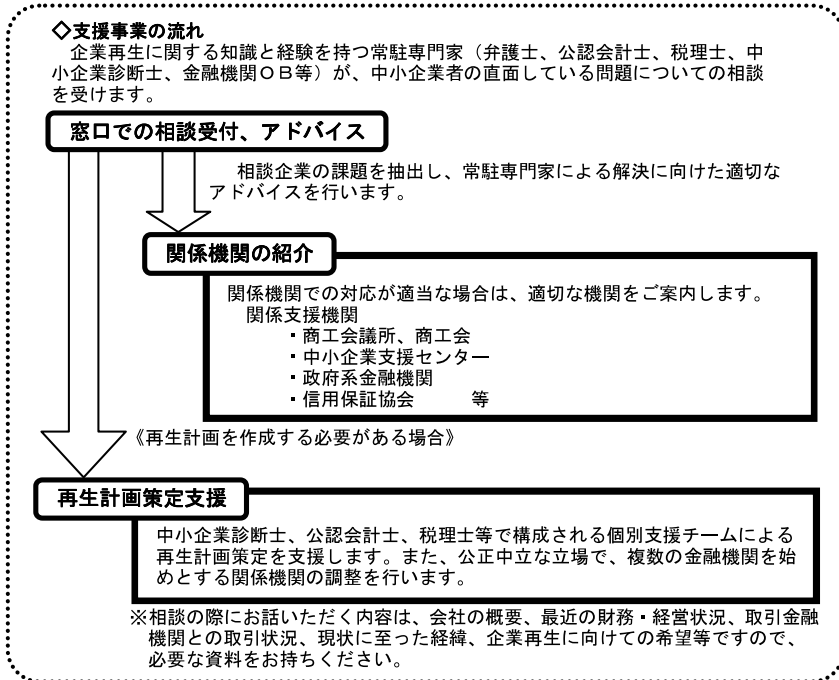
過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐の専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。

また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部の専門家と支援チームを編成し、再生計画策定を支援します。

なお、再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関を始め関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間との調整をお手伝いします。



ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安が生じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会まで早めにご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

お問い合わせ先

- 石川県中小企業再生支援協議会
- 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763
- 中部経済産業局中小企業課

出資

〔企業再生のための資金の提供を受けたい〕

地域中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)

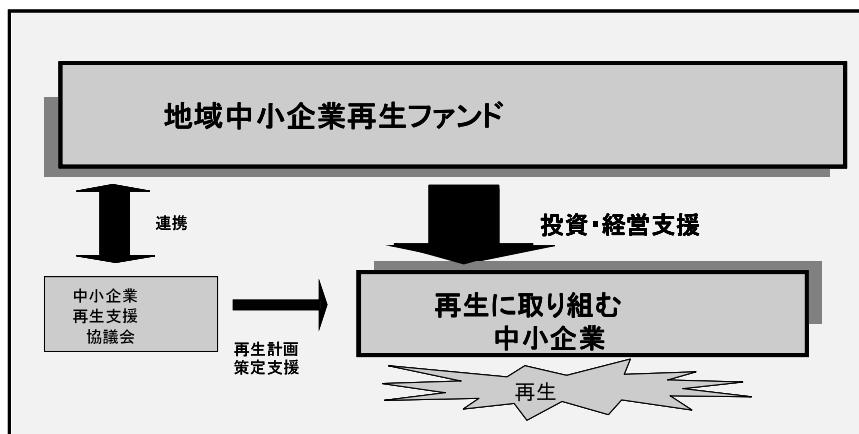
再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて、資金供給及び経営支援を受けることができます。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図ろうとする中小企業等は、地域中小企業再生ファンドにより、出資、融資、債権の買取、社債の買取等の投資を受けるとともに、あわせて経営支援も受けることができます。(地域中小企業再生ファンドは、中小企業の再生が順調に進んだ後、当該債権等売却することにより、一定の利益を得ます。)



ー地域中小企業再生ファンド一覧ー

大分企業支援ファンド(大分)・静岡中小企業支援ファンド(静岡)・茨城いきいきファンド(茨城)・とちぎ中小企業再生ファンド(栃木)・山陰中小企業再生支援ファンド(島根・鳥取)・南国土佐再生ファンド(高知)・愛知中小企業ファンド(愛知)

※このほかにもいくつかの地域で今後ファンドが組成される予定です。

ご利用方法

再生に取り組む中小企業の方は、お近くの中小企業再生支援協議会にまずご相談ください。

お問い合わせ先

・石川県中小企業再生支援協議会
・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763

〔経営に関する相談を無料でしたい。〕

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業者は、経営立て直しのための無料相談を受けることができます。

対象となる方

- ・さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方
- ・民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

このような問題を抱えている方はどなたでも結構です。

支援内容

全国の主要な商工会議所、各都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、などの専門家が相談内容に対応し、問題の解決の支援を行います。

※ 相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- ① 経営・財務内容の把握と分析
- ② 手形処理、事業転換などの指導
- ③ 債権者などの関係者への協力要請
- ④ 受注あっせん
- ⑤ 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

手続きの流れ

この相談を受けるための費用は無料です。登録も必要ありません。相談は常時行っていますので、経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

- ・主要商工会議所(日本商工会議所 Tel:03-3283-7823)
- ・各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 Tel:03-3503-1251)

〔会社の再建のための資金を借りたい。〕

企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建に取り組んだり、再生事業者から営業譲渡等により事業を承継する中小企業の皆様が必要な資金の融資を受けられます。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ①民事再生法に基づく再生計画等の認定を受けた方【中小公庫、商工中金】
- ②民事再生法等の法的再建手続きに入った(手続きの開始決定を受けた)方で、手続き申請時点で商工中金と貸出取引を有する方【商工中金】
- ③事業再生に取り組む方などから営業譲渡等により事業を承継する方【中小公庫、商工中金】
- ④金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、適切な再建計画が策定されているなど自助努力により企業再建が見込める方【中小公庫、国民公庫、商工中金】

(注1) 地域経済の産業活力維持に資する事業であることなどの一定の条件があります。

(注2) 支援体制の構築や再建計画の策定にあたり、中小企業再生支援協議会(P42)、産業再生機構、整理回収機構などの公的機関による支援措置があります。

支援内容

・貸付限度額:

【中小公庫】設備資金7億2000万円

運転資金2億5000万円(貸付対象④は4億8000万円)

【国民公庫】設備資金7200万円、運転資金4800万円

(中小公庫と国民公庫は一般貸付枠と別枠)

【商工中金】原則20億円(諸般の事情を考慮して個別に決定)

・貸付利率:

【中小公庫】^(注1) 貸付対象①は基準利率+1.0%

貸付対象③は基準利率^(注2)

貸付対象④は基準利率+0.3%

(注1) 担保・保証条件の特例を受ける場合は金利が上乘せされます。

(注2) 地域にとって不可欠な事業や、先進的な技術を有する事業については、特別利率3が適用される場合があります。

【国民公庫】基準利率+0.7%

【商工中金】中小企業ごとの経営状況及び貸付条件等により設定

・貸付期間:

【中小公庫】設備資金10年～20年以内

運転資金5年以内(7年又は10年以内の場合あり)

【国民公庫】設備資金15年以内、運転資金7年以内

【商工中金】設備資金15年以内、運転資金10年以内

・担保、保証条件:

【中小公庫】経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

貸付額の75%(8千万円を限度)に担保免除可能

- 【国民公庫】第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能
- 【商工中金】売掛債権等を担保として利用することが可能

取扱金融機関

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫
 (注)貸付対象により取扱金融機関が異なります。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
 必要書類については各機関にご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業金融公庫
 - 東京相談センター TEL:03-3270-1260、名古屋相談センター TEL:052-551-5188、
 - 大阪相談センター TEL:06-6345-3577、福岡相談センター TEL:092-781-2396
 - 金沢支店 TEL:076-231-4275
- ・ 国民生活金融公庫
 - 東京相談センター TEL:03-3270-4649、名古屋相談センター TEL:052-211-4649
 - 大阪相談センター TEL:06-6536-4649
 - 金沢支店 TEL:076-263-7191
- ・ 商工組合中央金庫
 - 広報室相談センター TEL:03-3246-9366
 - 金沢支店 TEL:076-221-6141

〔企業を再生するための保証を受けたい。〕

事業再生保証制度(DIP保証制度)

法的再建途上等にある中小企業の皆様の再生を支援します。

対象となる方

以下の(1)と(2)を満たす方。

(1) 以下の状態またはこれに準ずる状態にある中小企業者

- ① 民事再生法に基づき計画の認可を受け、再生計画の途上にあるもの。
- ② 会社更生法に基づき計画の認可を受け、更生計画の途上にあるもの。
- ③ 私的整理ガイドラインに基づき再建計画が成立し、再建計画の途上にあるもの。

(2) 以下①、②の要件を満たすもの。

- ① 金融機関と取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められること。
- ② 償還確実性が見込まれること。

支援内容

■保証限度額

3億8千万円(ただし、売掛債権担保融資保証1億円、無担保保証8千万円を含む)

■保証料率・保証割合

保証料率1.8%、保証割合80%。

■保証期間

原則として1年以内。

■担保・保証人

原則として担保(売掛債権等)・保証人を徴求します。

ご利用方法

- ・実際に融資が行われるのは、再生計画等が認可されて以降です。
- ・金融機関を経由して、各都道府県等の信用保証協会に申し込むことになります。
- ・申込時に金融機関に必要な書類等を提出して下さい。
- ※必要書類については最寄りの信用保証協会、金融機関にご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201(P155)
- ・石川県信用保証協会

〔人材育成や経営能力の向上を行いたい〕

人材育成事業（研修事業）

経営管理や販売戦略等に関する研修やセミナーに参加することにより、中小企業の人材育成、経営能力向上を図ることができます。

対象となる方

中小企業の経営者または従業員

支援内容

①都道府県・政令指定都市が実施している研修

中小企業の経営方法に関する基礎的能力を養成するため、講義や実習または事例研究を主体にした管理者研修を行います。

※管理者研修には、経営者、中堅管理者等を対象として中小企業の経営に当たっての管理能力を養成する研修と、中堅管理者と管理実務担当者を対象として地域の実態に応じた経営方法に関する実践的な知識を習得するための研修があります。

②中小企業大学校が実施している研修

中小企業の経営革新や経営管理能力の向上を図りたい方は、全国9か所の中小企業大学校による高度かつ専門的な研修を受講することができます。

- －経営管理者や後継者の資質向上のための経営全般に関する研修
- －企業戦略立案、販売・営業、生産管理といった個別経営課題に対応する研修
- －創業予定者を対象とした新規創業を支援する研修
- －財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「会計啓発・普及セミナー」

※受講者の利便性向上のために、「会計啓発・普及セミナー」を始め一部の研修を校外で実施したり、多様なテーマを新規に採用したりしています。

ご利用方法

- ・都道府県等中小企業支援センターの研修、中小企業大学校の研修ともに通年行われています。
 - ・受講者の募集は、都道府県等中小企業支援センターの研修は随時HP上で、また大学校の研修の募集は各研修開講の約2ヶ月前から行っています。
- 詳しくは石川県中小企業支援センターまたは中小企業基盤整備機構各校に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

- ①都道府県・政令指定都市が実施している研修
(財)石川県産業創出支援機構
- ②中小企業大学校が実施している研修
中小企業基盤整備機構人材育成グループ TEL:03-5470-1560
URL: <http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html>

〔大企業での豊富な経験を持つOBからのアドバイスを受けたい〕

企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援

中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する企業等OB人材に関する情報収集や、ニーズに合致したOB人材とのマッチング支援を受けることができます。

対象となる方

研究開発や新事業開拓、海外進出、IT活用等の特定の経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業の方

支援内容

OB人材を活用し新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援するため、中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する企業等OB人材（以下「OB人材」）とのマッチングを支援します。

具体的には、

- ① 各都道府県毎に商工会議所が中心となって、中小企業を支援するOB人材の発掘及びOB人材の活用を希望する中小企業に関する情報収集を全国規模で行います。
- ② 収集したOB人材等の情報については、各都道府県のOB人材マッチング事業実施商工会議所において中小企業者に提供されます。また中小企業基盤整備機構が情報を集約化して、中小企業施策のポータルサイト(J-Net21)にデータベースとして公開します。結果として、全国の中小企業者がニーズに合致したOB人材の支援を受けられるように、あるいはOB人材が中小企業のニーズに関する情報を取得できるように支援します。
- ③ さらに、中小企業基盤整備機構が、当該マッチング事業を補完する事業として、OB人材を中小企業者の求め等に応じて派遣しています。

ご利用方法

OB人材を活用したい中小企業の方

- －日本商工会議所、最寄りの商工会議所または中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。
- －なお、中小企業支援施策のポータルサイト「J-NET21 (<http://www.j-net21smrj.go.jp>)」にてOB人材のデータベース等、当該事業の概要を公開しています。そちらの方もご覧ください。
- －また、日本商工会議所のホームページ (<http://www.objinzai.jp>)からも情報が閲覧できます。

OB人材として登録したい方 並びに 自社に必要なOB人材情報を登録したい方

- －日本商工会議所または最寄りの商工会議所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

商工会議所等によるOB人材の登録及びマッチング等について

- ・日本商工会議所 中小企業振興部 TEL:03-3283-7846
- ・各地域の事業実施商工会議所(上記の「日本商工会議所」へお問い合わせください。)

中小企業・ベンチャー総合支援センターを通じたOB人材の派遣事業について

- ・中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援課 TEL:03-5470-1534

〔企業内の雇用改善のための事業を行いたい〕

中小企業労働力確保推進事業

中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた組合等や個別中小企業者の方が、雇用管理の改善のために行う、従業員の研修事業や普及啓発事業など、一定の事業に必要な経費の補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）に基づき雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合や個別中小企業者の方

支援内容

次の対象事業に係る経費について補助を受けることができます。

【対象事業】

- ①事業協同組合等が構成中小企業者に対して行う労働時間の短縮、職場環境の改善の計画を円滑に実施するための指導事業
- ②事業協同組合等が労働時間の短縮、職場環境の改善等のために行う技術・機器・システムの開発事業または開発した技術等に対応するための従業員の研修事業
- ③個別中小企業者が職業に必要な高度の技能、これに関する知識を有する者の確保・育成を図るための労働時間の短縮、職場環境の改善等の計画を円滑に実施するための事業
- ④個別中小企業者が新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するための労働時間の短縮、職場環境の改善等の計画を円滑に実施するための事業

【補助金額】

- ①：一事業年度最大800万円まで
- ②：一事業年度最大1,500万円まで
- ③及び④：一事業年度最大200万円まで

【補助率】

- ・事業協同組合等については特に制限無し。
- ・個別中小企業者については、限度額300万円（必要資金の2/3以内）。

【募集期間】

- ・随時

ご利用方法

ご利用になれる方は、中部経済産業局中小企業課に御相談下さい。

お問い合わせ先

- ・中部経済産業局中小企業課
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763

法律等に
基づく支援

〔雇用創出のための支援策を知りたい〕

労働対策について(中小企業への助成制度)

中小企業の雇用創出を支援します。

1. 新規雇用創出のための対策

中小企業基盤人材確保助成金

創業・異業種進出または経営革新に伴って経営基盤の強化に資する人材を雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合に助成します。

■支給金額

- ・経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)1人当たり140万円(最大:5人)
- ・基盤人材の雇入れにあわせて雇い入れた一般労働者1人当たり30万円(最大:基盤人材と同数)

■助成機関 独立行政法人雇用・能力開発機構

■申請窓口 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

■手続きの流れ

- ① 創業・異業種進出を始めて6ヶ月以内に雇用管理に関する改善計画を作成し、都道府県知事に提出
- ② 労働者の雇入れを行う前に、新分野進出等基盤人材確保実施計画(変更)認定申請書に必要書類を添付して独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に提出
- ③ 支給対象期の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に中小企業基盤人材確保助成金支給申請書に必要書類を添付して、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に提出

※ 介護サービスを提供する事業主の方には、介護基盤人材確保助成金もありますので、各都道府県の介護労働安定センター支部にお問い合わせください。

2. 雇用対策の充実

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者雇用開発助成金)

60歳以上の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所または適正な運用を期すことのできる有料・無料の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金に相当する額の一部を助成します。

(緊急就職支援者雇用開発助成金)

雇用に関する状況が全国的に悪化した場合などに45歳以上の厚生労働大臣の定める年齢以上60歳未満の再就職援助計画対象者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金に相当する額の一部を助成します。

■助成率

- ① 特定就職困難者雇用開発助成金: 重度障害者等 1/3 (1/2)
上記以外の対象者 1/4 (1/3)
- ② 緊急就職支援者雇用開発助成金: 1/4 (1/3)

※1 ()内は中小企業に対する助成率

※2 (特定就職困難者雇用開発助成金)

対象労働者雇入れ後1年間(重度障害者等は1年6か月)に支払った賃金に相当する額に上記の助成率を乗じた額を助成。受給額は雇用保険基本手当日額の最高額の330日分(重度障害者等は495日分)を限度とします。

※3 (緊急就職支援者雇用開発助成金)

対象労働者雇入れ後6ヶ月間に支払った賃金に相当する額に上記助成率を乗じた額を助成。受給額は雇用保険基本手当日額の最高額の165日分を限度とします。

■助成機関 国(都道府県労働局)

■申請窓口 公共職業安定所

■手続きの流れ 雇入れから6ヶ月経過するごとに、その後1ヶ月以内に支給申請書を公共職業安定所に提出。

雇用調整助成金

景気の変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて、休業、教育訓練(以下「休業等」といいます。)または出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して休業手当、賃金等に相当する額の一部を助成します。

■助成率 1/2(2/3)

※1 ()内は中小企業事業主に対する助成率

※2 教育訓練は上記に加えて訓練費として1人1日あたり1,200円

※3 一般事業主に対する休業等については支給限度日数を最初に事業主が指定する期間(1年間)を含む3年間で150日分。(最初の1年間で100日分を上限とし、後の一年間は最初の一年間と合わせて150日分を上限。)

※4 受給額は、1日1人当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします(訓練費は限度額に含まず)。

■助成機関 国(都道府県労働局)

■申請窓口 公共職業安定所

■手続きの流れ 休業等の実施計画届を事前に公共職業安定所に提出し、計画に基づき休業等を行った後1ヶ月以内(出向の場合は2ヶ月以内)に支給申請書を提出。

地域雇用開発促進助成金

同意雇用機会増大促進地域(※1)等の事業主が新たに事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主または、高度技能労働者を雇い入れる事業主に対して助成金を支給。

■助成率 同意雇用機会増大促進地域(※1)等に事業所を設置または整備し、その地域に居住する求職者等を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の6分の1(中小企業事業主については4分の1)や、施設等の整備費用と雇い入れ労働者数に応じて助成(25万円～2億円)(賃金助成は雇入れ後6か月経過後に支給)。

■また、同意高度技能活用雇用安定地域(※2)で、新たな事業展開等を図るために必要な高度技能人材等を受け入れる事業主に対して、一定額を助成(高度技能人材の受入れ1人当たり100万円(中小企業事業主については140万円)、地域求職者の雇入れを伴う場合は1人当たり20万円(中小企業事業主については30万円)、6か月毎に2回に分けて支給)。

■助成機関 国(都道府県労働局・公共職業安定所)

■申請窓口 公共職業安定所

■手続きの流れ 事業所の設置・整備と労働者の雇入れに関する計画書を公共職業安定所

長に提出し、当該計画の提出後に支給申請書を都道府県労働局長（公共職業安定所経由）に提出。

※1 同意雇用機会増大促進地域：地域雇用開発促進法に基づく、雇用機会が相当程度不足している地域。

※2 同意高度技能活用雇用安定地域：地域雇用開発促進法に基づく、高度な熟練技術者等が多数就業している地域。

3. 職業能力の開発と向上

キャリア形成促進助成金

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施またはキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主は助成をうけることができ、下記の7種類があります。

■ 助成率

《①訓練給付金》

- ・職業訓練を受けさせる場合の経費（事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金または教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料または受講料等の派遣費）の1/3（大企業事業主1/4）
- ・職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の1/3（大企業事業主1/4）

なお、一定の要件を満たす若年未就職者を雇用して、デュアル訓練実施計画（※）を作成するとともに、当該対象若年未就職者に対しデュアル訓練を実施した場合には、助成率「1/4」を「1/3」と、「1/3」を「1/2」と引き上げ、デュアル訓練実施計画策定費として15万円（1事業所1回に限り支給）を支給します。

※…事業主が策定したデュアル訓練の実施に関する計画であって、デュアル訓練の指導体制、デュアル訓練期間中の労働条件の内容、デュアル訓練修了後の能力評価の方法等について定められたもの

《②職業能力開発休暇給付金》

- ・職業能力開発休暇期間中の教育訓練の受講および職業能力評価の受検に要した費用の1/3（大企業事業主1/4）
- ・職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/3（大企業事業主1/4）

《③長期教育訓練休暇制度導入奨励金》

- ・休暇制度を導入した場合30万円または15万円（最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給）。
- ・休暇取得者が発生した場合には、休暇取得者1人につき5万円（休暇取得者が20人を超えるときは20人を限度）。

《④職業能力評価推進給付金》

- ・職業能力評価の受検に要する経費（受験料等）の3/4
- ・職業能力評価期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4

《⑤キャリア・コンサルティング推進給付金》

専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2に相当する額（初回1年間のみ支給。また、その額が25万円を超える場合は、25万円を限度とする）。

《⑥地域人材高度化能力開発助成金》

- ・職業訓練を受けさせる場合の経費（事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金または教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料または受講料等の派遣費）又は職業能力開発休暇期間中に受講した教育訓練の入学料、受講料等の1/2（大企業事業主1/3）

- ・職業訓練期間中又は職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/2(大企業事業主1/3)

《⑦中小企業雇用創出等能力開発助成金》

- ・職業訓練を受けさせる場合の経費(事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金または教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料または受講料等の派遣費)又は職業能力開発休暇期間中に受講した教育訓練の入学料、受講料等の1/2
- ・職業訓練期間中又は職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/2

■助成機関 独立行政法人雇用・能力開発機構

■申請窓口 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

■手続の流れ 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成する事業業主が、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に対して受給資格認定申請を行い、その認定を受け、当該計画に沿った教育訓練等を実施した後支給申請を行います。なお、地域人材高度化能力開発金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金については、この他に一定の手続きが必要となりますので、詳細は助成機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構 TEL:0570-001154
- ・厚生労働省 TEL:03-5253-1111

経営サポート
財務サポート
地域サポート
ものづくり支援
産業創出・
販路開拓支援
県内各市の
中小企業施策

情報提供・
相談

〔後継者難の事業者と後継者希望者との出会いの場が欲しい〕

後継者人材マッチング促進事業

後継者難に悩む地域の事業者と新規創業を目指している方等の後継希望者との出会いの場に
参加できます。

対象となる方

後継者難に悩む地域の事業者又は後継者となることを希望する者

支援内容

○バーチャルな出会い

全国商工会連合会HPの「後継者探し」サイトを開設・運営し、サイト内において後継者を
求める事業者と後継者になることに関心を有する方に関する情報が地域を越えて流通しま
す。

サイト内で理想のお相手を探し、登録してください。

○交流会の開催

後継者を探している事業者の多い地域等において、後継者を探している事業者と後継者
となることに関心のある方との交流会を開催します。

ご利用方法

ご登録の方法等については、最寄りの商工会議所・商工会、都道府県商工会連合会又
は全国商工会連合会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・最寄りの商工会議所、商工会、商工会連合会

・全国商工会連合会 TEL:03-3503-1254

HP:<http://www.shokokai.or.jp/index.html>

〔海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい〕

中小企業情報提供事業

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談に応じます。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容

海外の情報を収集したい	ジエトロ・ビジネスライブラリー 国際ビジネスの専門図書館です。ジエトロの海外事務所を通じて収集した世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度などの基礎的資料、関税率表などの実務に直結する資料等、多岐にわたる資料を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。
	貿易投資総合データベース提供事業（J-File） 世界各国の貿易・投資に関する確かな情報統合ウェブサイトです。海外ビジネスを検討する際に必要な、貿易制度や関税制度など基礎的な情報の国・地域別比較が行え、またジエトロの調査レポートもご覧いただけます。
	トレード・タイアップ・プロモーション・プログラムデータベース提供事業（TTPP） 国際的なビジネスパートナー探しを支援するウェブサイトです。日本及び海外の企業が登録したビジネス案件を検索・閲覧いただけます。ユーザー登録すると、希望に合った相手企業に直接コンタクトできるほか、ご自身のビジネス案件もウェブ上で紹介することができます。自社製品の広報、取引企業探しにお役立ていただけます。
相談をしたい	中小企業海外展開支援情報提供事業 海外ビジネス専門のアドバイザーによる情報提供プログラムです。海外ビジネス検討のさまざまな段階で発生する制度等の疑問点について、各専門分野にて実務経験のあるアドバイザーが個別にご相談に応じます。
調査をしたい	中小企業商品海外調査事業＜補助率1/2＞ 海外における有望な市場や産業の調査支援プログラムです。自社製品を海外に輸出するにあたり、地域やマーケットを絞り、調査を行うことで事業の成功の可能性を高めるお手伝いをいたします。調査費の半額をジエトロにて負担いたします。

ご利用方法

1. ジエトロ・ビジネスライブラリー

開館時間：9：00-17：00

休刊日：土、日、祝日、毎月第3火曜日

詳細については、<http://www.jetro.go.jp/library/>をご覧ください

2. 貿易投資総合データベース提供事業（J-File）

<http://www.jetro.go.jp/jetro-file>にアクセスください

3. トレード・タイアップ・プロモーション・プログラムデータベース提供事業（TTPP）

<http://www.jetro.go.jp/ttppj/>にアクセスください

ビジネス案件の登録、ビジネス案件を登録した企業情報を閲覧・コンタクトするには、ユーザー登録

(無料)が必要です。

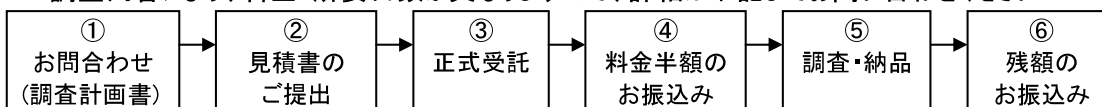
4. 中小企業海外展開支援情報提供事業

相談時間:9:00-17:00(12:00-13:00除く)

たくさんのお申し込みをいただいております、事前予約制となっておりますので、下記までお問い合わせください

5. 中小企業商品海外調査事業

調査内容により、料金・所要日数が異なりますので、詳細は下記までお問い合わせください



お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ) HP:<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

- ・ ジェトロ・ビジネスライブラリー

貿易投資相談センタービジネスライブラリー TEL:03-3582-1775

HP:<http://www.jetro.go.jp/library/>

E-mail:bub@jetro.go.jp

- ・ 貿易投資総合データベース提供事業(J-File)

海外調査部J-File班 TEL:03-3582-5195

HP:<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>

E-mail:oradb@jetro.go.jp

- ・ トレード・タイアップ・プロモーション・プログラムデータベース提供事業(TTPP)

貿易投資相談センター引合媒体班 TEL:03-3582-5215

HP:<http://www.jetro.go.jp/tppj/>

E-mail:tpp@jetro.go.jp

- ・ 中小企業海外展開支援情報提供事業

貿易投資相談センター貿易・投資相談班 TEL:03-3582-5171

HP:<http://www.jetro.go.jp/services/advice/>

E-mail:bua-ref@jetro.go.jp

- ・ 中小企業商品海外調査事業

産業技術・農水産部産業課産業調査班 TEL:03-3582-7571

HP:<http://www.jetro.go.jp/services/research/market/>

E-mail:iaareport@jetro.go.jp

いずれも最寄のジェトロにてもご相談をお受けいたします

ジェトロ事務所一覧<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices>

〔外国企業との業務提携・取引等をする際の支援策を知りたい〕

中小企業輸出支援事業

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の方々と海外の企業との橋渡しをお手伝いします。

対象となる方

外国企業との業務提携・取引の検討をしている中小企業者
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体

支援内容 <相談・研修・情報提供>

1. 輸出有望案件発掘支援事業

優れた技術力やオンリーワン商品など、有望な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスに本格的に取り組んでこなかった中小企業・製品を全国から発掘・選定します。発掘・選定された中小企業・製品は、海外販路開拓のための各種アドバイスなど輸出実現に向けた支援が受けられます。

2. 小規模事業者販路開拓支援事業

中小企業庁が平成16年度から実施している「Japanブランド育成支援事業」で採択された案件等の中から、製品の完成度が高く、海外販路開拓意欲が高い案件を選定し、海外における商談会等を通じた輸出促進を支援します。支援対象案件は一部事業経費の補助が受けられます。

3. 中小企業海外展示会事業

中小企業をとりまとめる地方公共団体及び業界団体の海外展示会への参加を支援、また、個別企業・業界団体のJETROが主催する海外展示会のジャパンプースへの参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を伴った取り組みが可能です。また、JETROによる一部出展経費の補助が受けられます。（出展費用は公募の際に出展案内にて個別にご案内します。）展示会にあわせ、ミッションも募集いたしております。併せて現地企業の訪問や商談会を目的にしたミッション派遣を企画し、関心国でのビジネス活動を後押しします。

4. 中小企業海外展開コーディネーターリテイニング事業

欧米やアジア、中国などにおいて現地でのビジネスに精通したコーディネーターを配置します。コーディネーターを現地企業との橋渡し役として活用し、円滑な現地への輸出・海外展開をお手伝いします。

ご利用方法

1. 輸出有望案件発掘支援事業

有望案件に対してJETRO国内貿易情報センター等から個別にご連絡させていただきます。また、事業の詳細に関しましてはJETROのホームページにてご案内します。

(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/>)

2. 小規模事業者海外販路開拓支援事業

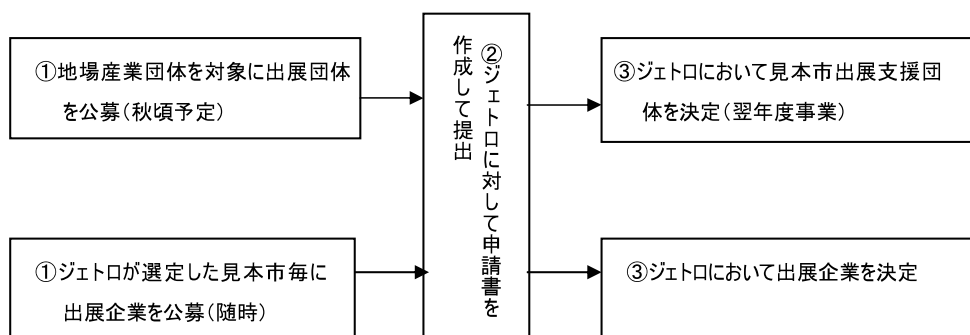
中小企業庁「Japanブランド育成支援事業」の前年度実施案件に対してJETROからご案内します。その他、事業詳細は随時JETROのホームページにてご案内します。

(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/>)

3. 中小企業海外展示会事業

中小企業をとりまとめる地方公共団体及び業界団体向けの海外見本市出展支援の募集は(秋頃予定)JETROのホームページ等にて公募します。また、個別企業・業界団体のJETROが主催する海外展示会への参加支援は個別の海外展示会毎に随時JETROのホームページにて詳細をご案内します。

(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/>)



4. 中小企業海外展開コーディネーターリテイン事業

中小企業海外展示会事業の参加等に併せて輸出コーディネーターが商談をサポートします。ご利用に関しては、下記の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(JETRO) HP:<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

・ 輸出事業全般

市場開拓部輸出促進課 TEL:03-3582-5313

HP:<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/export/>

いずれも最寄のJETROにてご相談をお受けいたします
JETRO事務所一覧<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices>

〔海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい〕

中小企業海外進出支援事業

海外進出を検討している中小企業の方々、また海外進出後に問題を抱えている中小企業の方々に対し、海外進出にかかわる情報提供、サポートを行います。

対象となる方

海外進出を検討している中小企業者
既に海外進出している中小企業者

支援内容

1. 中小企業海外投資促進ミッション派遣事業

日本企業の関心が高い国等へ、中小企業の方々による投資環境調査や市場調査を行うミッションを派遣します。ミッションは現地政府、現地企業との意見交換や交流を通じ、参加いただいた方々は短期間で効率的な情報収集が可能です。また、すでに日本企業が進出している国では、日系企業の方々との情報交換等もプログラムに組み入れ、参加者は最新の情報を収集することが可能です。

2. 海外法務・労務・税務相談事業

日本企業の海外活動が円滑に進められるよう現地の法制度、税務、労務面の情報提供やアドバイスを行うため、アセアン、中国等の東アジアを中心にコンサルタント等と業務契約をしており、これら専門家による情報提供やアドバイスを受けられます。

ご利用方法

1. 中小企業海外投資促進ミッション派遣事業

事業内容及び申し込み方法などJETROのホームページにて随時ご案内します。
(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

2. 海外法務・労務・税務相談事業

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。
(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>)

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(JETRO) Tel: 03-3582-5235
・ 市場開拓部海外投資課 HP: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

いずれも最寄のJETROにてのご相談をお受けいたします
JETRO事務所一覧 <http://www.jetro.go.jp/jetro/offices>

〔地域経済の国際化や海外での起業のための支援策を知りたい〕

中小企業国際化推進特別事業

海外との経済交流を通じた地域経済の国際化及び海外での起業・中小企業の方々の海外ベンチャー企業とのビジネスの支援を行います。

対象となる方

＜Local to Local産業交流事業＞

地域経済活性化に悩まれている自治体または商工関係グループ

＜ベンチャー国際化支援ネットワーク事業＞

海外での起業を目指している起業家

海外ベンチャー企業との業務提携・取引を検討している中小企業者

支援内容 ＜相談・研修・情報提供＞

1. Local to Local産業交流事業

本事業は、地域経済の活性化を図るため、自治体や商工関係グループによる海外との技術・資本・デザイン等の提携、共同研究・開発、部品・製品の相互調達などの多様な産業交流を支援するものです。本事業は海外調査、ミッション派遣、セミナー・シンポジウム開催、企業交流会・商談会開催等のスキームにて実施します。支援採択案件は一部事業経費の補助が受けられます。

【活用事例】

香川県では、欧州の先進的なデザインと日本の製造技術、機能性、伝統的ライフスタイルの融合により新たな家具を開発することを目的に2001年度からフランス・ローヌアルプ地域と交流し、新たな家具作りに取り組んできた。この交流を通じて仏デザイナーによる先進的なデザイン家具の開発に成功し、欧州市場における販路開拓の足がかりを作った。

2. ベンチャー国際化支援ネットワーク事業

我が国中小企業の海外での起業、海外ハイテクベンチャー企業等との連携支援のため、国内外において情報家電、バイオ等ハイテク分野に関するシンポジウム、セミナー、展示・商談会を開催しており、これらシンポジウム等に参加することができます。

また、シリコンバレー、シカゴなど米国のインキュベータで1年間のオフィススペース、コンサルティング費用をジェットロが負担し、起業を支援するベンチャーインキュベーション in USAプログラムに参加することができます。また、アジア地域については、海外企業の受け入れ可能なインキュベータを紹介しております。

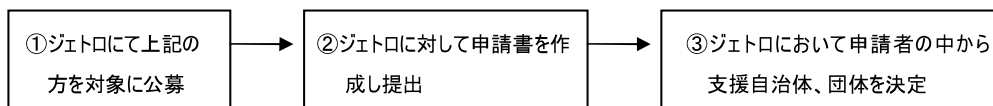
【イベント事例】

- ・日韓中ハイテクビジネスフォーラム：2005年4月26日～28日、ジェットロ展示場及び会議室。
（2月中旬より募集開始、先着順にて登録）
- ・Bio Vision / Bio Square：2005年4月11日～15日、パレ・デ・コングレ（仏・リヨン）
- ・BIO：2005年6月19日～22日、ペンシルバニア コンベンションセンター（米国・フィラデルフィア）
（例年1月中に出展者募集、先着順にて登録）
- ・BIOLINK：2005年9月上旬。（6月より募集予定）
- ・CEATEC：2005年10月4日～8日、幕張メッセ。（8月上旬より募集予定）
- ・ベンチャーインキュベーション・インUSA、シリコンバレー、シカゴ（年4回通年募集）
- ・アジア・ビジネス・インキュベーション協会事業（アジア地域のインキュベータを紹介）、（通年募集）

ご利用方法**1. Local to Local産業交流事業**

JETROのホームページ等にて年2回（翌年度事業分を1次募集として前年度秋頃、当該年度下期事業分を2次募集として春頃）募集をします。詳細はJETROホームページをご参照下さい。

(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/region/>)

**2.ベンチャー国際化支援ネットワーク事業****①イベントへのご参加**

各イベントにより異なりますので、詳細情報は<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/high-tech/tigergate/>をご参照ください。ご利用にあたっては指定された必要書類の提出をお願いします。

②ハイテク情報メールマガジン「Tiger Gate通信」

各種イベント情報や技術情報等満載の無料のメールマガジンを隔週配信しております。ご希望の方は<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/high-tech/tigergate/mail/>にアクセスの上ご登録ください。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(JETRO) HP:<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

- Local to Local産業交流事業

市場開拓部地域支援課 TEL:03-3582-5314

HP:<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/region/>

- ベンチャー国際化支援ネットワーク事業

産業技術・農水産部産業課 TEL:03-3582-4631

HP:<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/high-tech/>

E-mail:bert@jetro.go.jp

いずれも最寄のJETROにてご相談をお受けいたします

JETRO事務所一覧<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices>

〔生産拠点の海外移転などへの無料アドバイスを受けてたい〕

中小企業海外展開支援事業

海外への進出等に係る相談に無料(現地アドバイス制度のみ有料)で何度でも専門家によるアドバイスを受けることができます。また、講演会やWEB上で海外への進出などに際して、情報収集をすることができます。

対象となる方 海外展開を行おうとしている中小企業者

支援内容

■国際化支援アドバイス

中小企業基盤整備機構では、海外への進出(工場設立等)や国際取引(貿易等)に際し、中小企業の方々がお困りになっているあらゆる事項に関し、海外ビジネスの実務経験が豊富な「国際化支援アドバイザー」が何度でも無料で相談に応じています。個別相談の実施場所は東京、大阪、福岡の中小企業基盤整備機構のオフィスですが、相当数の相談事項がある場合はアドバイザーを派遣することもできます(出張アドバイス)。電話、E-Mailによる質問にもお応えします。

また、海外への進出において、対象国の現地調査、投資前、投資後の各段階における諸問題について、アドバイザーが現地まで同行し、きめ細かいアドバイスを行う現地アドバイス制度もあります(アドバイザーの現地派遣費用は一部有料、実施には審査があります)。

《ご利用方法(手続きの流れ)》

- ①アドバイス利用申込書をファックスまたはE-Mailにて機構あて送付(<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/> 参照)
- ②アドバイザーより連絡
- ③東京、大阪、福岡の機構オフィスでアドバイス実施(1回2時間程度)

■国際展開ワークショップ

中小企業基盤整備機構では、都道府県等中小企業支援センターなどと共同企画により、海外現地の投資環境や海外への進出事例などに関する講演会を開催しています。中小企業の方々は無料で参加できますので、中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターなどのホームページなどでテーマなどをご確認の上、参加してください。

また、都道府県、中小企業支援センターなどの公的機関、中小企業者からなる任意団体が開催する勉強会などへ無料でアドバイザーを講師として派遣しておりますので、勉強会などの企画がある場合はお問い合わせください。

■中小企業国際化支援レポート

中小企業基盤整備機構のホームページで、海外への進出に関する実務情報・取り組み事例などの情報をタイムリーに提供しています。(<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/>)

お問い合わせ先

東京：(国際化支援アドバイス)(国際展開ワークショップ)(中小企業国際化支援レポート)

・独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部経営支援課

・Tel: 03-5470-1522(直通) Fax: 03-5470-1527

・HP: <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/> E-mail: kei-kokusai@smrj.go.jp

大阪：(国際化支援アドバイス)

・独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿支部

・Tel: 06-6944-2278(直通) Fax: 06-6910-3867

〔海外現地で無料相談を受けたい〕

日本商工会議所海外事業

海外現地の日系中小企業の方々が直面している問題を解決するための無料相談等を受けることができます。

対象となる方

海外 8 カ所(ソウル、北京、ジャカルタ、マニラ、クアラルンプール、シンガポール、バンコク、香港)の現地日系中小企業の方

支援内容

日本商工会議所では、海外 8 ヶ所の海外進出日系企業で組織する各日本人商工会議所などに委託し、以下の事業を行っております。

■中小企業専門指導事業

現地の日本人商工会議所において、進出後の中小企業が直面する問題について、無料で相談に応じています。法律、会計などの専門的問題については、現地コンサルタントの協力を得てお応えします。なお、相談は、窓口による他、ホームページの掲示板機能(公開)や電子メール(非公開)によるオンラインでも行っております。

■中小企業経営インフラ整備事業

現地の日本人商工会議所内に組織された中小企業委員会により、現地日系中小企業の方々からの意見聴取、実態調査、相談業務などを通じて、当該国の日系中小企業が現地化する上で障害となる事項を取りまとめ、現地政府、政府関係機関などに対して意見・要望活動を行っております。現地に進出された中小企業者の方々には、この中小企業委員会に参加することにより、現地でお困りになっている事項を商工会議所の意見として反映させることができます。

お問い合わせ先

日本商工会議所 国際部 TEL: 03-3283-7851
 または現地の日本人商工会議所に直接、電話・E-mailにてお問い合わせください。
 日本商工会議所ソウル事務所 TEL: 82-2-3210-2411、e-mail: jccisel@kornet.net
 中国日本商会 TEL: 86-10-6513-0829、e-mail: cjcci@postbj.net
 ジャカルタ・ジャパン・クラブ TEL: 62-21-315-0418、e-mail: jasmine@jic.ntt.net.id
 フィリピン日本人商工会議所 TEL: 63-2-892-3233、e-mail: jccipi@jccipi.com.ph
 マレーシア日本人商工会議所 TEL: 60-3-2142-7106、e-mail: jactim@jcci.com.my
 シンガポール日本人商工会議所 TEL: 65-6221-0541、e-mail: info@jcci.org.sg
 盤谷日本人商工会議所 TEL: 66-2-256-9170、e-mail: info@jcc.or.th
 香港日本人商工会議所 TEL: 852-2577-6129、e-mail: jpcham@hkjcci.com.hk

〔台湾企業とビジネスを展開するための支援策を知りたい〕

日台中小企業海外情報提供事業

台湾においてビジネスを展開する際に必要な情報を得ることができるとともに、台湾企業とのビジネスマッチング等の機会が得られ、中小企業の国際化に対する支援が得られます。

対象となる方

台湾とのビジネスを考えている中小企業者

支援内容

■ 情報提供事業

国交のない台湾との間でのビジネスをサポートするため、(財)交流協会のホームページ上で台湾の経済動向や台湾企業の情報及び台湾企業とのビジネスアライアンスに関する情報が得られます。

■ ビジネスアライアンス促進事業

日台企業間のビジネスアライアンス(連携)に関する情報が得られ、アドバイスを受けられるとともに、台湾企業とのマッチング交流会やセミナーに参加できます。開催案内等はホームページでご覧になれます。

■ 電子商取引推進事業

ネット上の日本企業と台湾企業とのビジネス交流サポートサイト「日台ビジネスステーション」が利用できます。ビジネスマッチングを希望している台湾企業の情報や台湾製品の紹介及び我が国中小企業製品の紹介をご覧になれます。

本サイトは言語を気にすることなく日本語で台湾企業へのアプローチができ、逆に、自社の情報を登録することにより、興味を持った台湾企業からビジネスマッチングのアプローチが期待できます。ビジネスのきっかけ作りに利用されています。

ご利用方法

(財)交流協会が運営するホームページ「日台ビジネスステーション(<http://www/jptwbiz-j.jp>)」にアクセスし、WEB会員登録をして下さい。登録は随時受け付けており、登録は無料です。

お問い合わせ先

(財)交流協会 貿易経済部 Tel: 03-5573-2600 (内線34)

ホームページ: <http://www/jptwbiz-j.jp>

国際事業展開に必要な人材を育成する支援策を知りたい

中小企業研修事業(受入研修・海外研修)

海外の生産拠点や部品調達先等の技術力・管理能力の向上を図るため、現地技術者や管理者、並びに日本人駐在員・指導員等は、日本及び現地において、専門技術や管理手法に関する研修を受けることができます。

対象となる方

- 受入研修: 事業の海外展開を進める日本の中小企業の方々(現地技術者・管理者受入)
- 海外研修: 事業の海外展開を進める日本の中小企業の方々またはその海外関連企業の方々(現地技術者・管理者並びに日本人駐在員・指導員の研修参加)

支援内容

- 受入研修: 日本の中小企業が関係先法人の現地技術者等を日本に招聘し、専門技術等の研修を行う際に、以下の支援を受けることができます。
 - (1) 日本語や日本の産業事情等を学ぶ導入研修
 - (2) 海外旅行傷害保険、研修生の滞在費、研修費に対する補助
 - (3) AOTS研修センターの宿舍利用等
- 海外研修: AOTSが企画し、海外で実施する短期間の研修に日本の中小企業の関係先法人の現地技術者や日本人駐在員等が参加する際に、以下の支援を受けることができます。
 - (1) 研修実施に必要な経費の一部補助
 - (2) 講師の派遣

■ 補助金額: 293, 228千円(予算総額)

■ 補助率: 2/3(研修実施に必要と定められた経費に対する比率)

■ 募集期間: 随時受付

ご利用方法

- 受入研修:
 - ① AOTSへ、研修生受入予約申込(研修開始の4ヶ月前)
 - ② (AOTSによる受入態勢確認後) AOTSへ研修申込書類を提出※4ヵ月以内でもお申込が定員に満たない場合等は申込受付可能ですのでお問い合わせください。
- 海外研修:
 - ① AOTSから、募集要項を入手
 - ② AOTSへ、研修申込書を提出(研修開始の1~2ヶ月前)※研修毎に募集期間を定めておりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

財団法人 海外技術者研修協会[AOTS]

- ・ 受入研修: 産業人材部 業務統括課 TEL: 03-3888-8221
- ・ 海外研修: 研修部 海外研修課 TEL: 03-3888-8215
- ・ HP: <http://www.aots.or.jp>
- ・ E-mail: information@aots.or.jp

〔海外現地法人などの生産性等の改善をしたい〕

海外現地法人等への専門家派遣制度、インターンシップ派遣制度

海外現地法人や商取引関係にあるローカル企業の生産性・品質の改善向上等の支援が受けられます。また、我が国の大学生等は、中小企業の海外現地法人にインターンとして派遣される際に支援が受けられます。

対象となる方

国際化の推進を図るわが国の中小企業

ただし、対象となる事業の業種は派遣対象国の産業発展に貢献する業種とします。また、派遣の対象国は開発途上国に限りません。

支援内容

1. 専門家派遣事業

わが国中小企業の海外現地法人や商取引関係にあるローカル企業に対し、わが国の専門能力を有するJODC登録専門家が派遣され、その派遣経費の2/3はJODCによって負担されます。

派遣期間は1ヶ月から1年未満です。

【活用対象と指導内容】

派遣申請企業：わが国の中小企業

専門家受入企業：わが国中小企業が出資する、あるいは商取引等のある現地企業

専門家指導内容：

(1) 個別専門家派遣事業

原則として全業種の技術指導

(2) 巡回指導型専門家派遣事業

複数の本邦現地法人等に対し、共通の基礎技術・管理能力の向上を図る技術指導

2. 海外インターンシップ派遣事業

活力ある中小企業の人材育成を目的に、わが国大学生等の若者がインターンシップとして本邦現地法人に派遣され、わが国中小企業の国際展開に資する新たな人材確保及び相互の技術・能力の向上が図られます。その派遣経費の2/3はJODCによって負担されます。派遣期間は3週間程度です。

ご利用方法

随時募集を受け付けております。詳しくは、JODCホームページ(<http://www.jodc.or.jp/>)をごらん頂くか、下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(財)海外貿易開発協会(JODC) 派遣業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目12番5号 白鶴ビル4階

Tel:03-3549-3051 Fax:03-3549-3055 メール:information@jodc.or.jp

HP: <http://www.jodc.or.jp>

〔中小企業の海外展開等に対する融資を受けたい〕

海外展開資金

中小企業の海外の地域における事業の開始または拡大に必要な資金（海外企業に対する転貸資金を含む）を融資します。

対象となる方

海外で事業を開始し、または事業の拡大に取り組む中小企業者のうち、製造業、新聞業、出版業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を営む方であって、次の要件のいずれかに該当する方。

- ① 3ヶ月間の生産額又は取引額が前年（又は前々年）同期に比べて5%以上減少した方、又は5%以上減少する見込みのある方
- ② 輸出の占める割合又は下請の占める割合が20%以上あり、1ヶ月間の生産額又は取引額が前年（又は前々年）同期比で増加していない方、又は増加しない見込みである方

支援内容

- 貸付限度額
直接貸付：別枠2億5千万円
代理貸付：別枠7千万円
- 貸付利率
各政府系金融機関の定める基準金利です。
※担保・保証人を不要とする特例を受ける場合は、その分金利が上乘せされます。
- 貸付期間
設備資金15年以内（うち据置期間2年以内）
- 担保、保証条件
担保の全部又は一部を不要とする融資制度（詳細はP95）
及び経営者本人の個人保証を免除する制度（詳細はP93）が利用可能です。

取扱金融機関

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業金融公庫
東京相談センター TEL: 03-3270-1260、名古屋相談センター TEL: 052-551-5188、
大阪相談センター TEL: 06-6345-3577
金沢支店 TEL: 076-231-4275
- ・ 商工組合中央金庫
広報室相談センター TEL: 03-3246-9366
金沢支店 TEL: 076-221-6141

法律等に
基づく支援

〔中小企業組合はどのような面で役に立ちますか〕

中小企業組合制度について

新事業展開・経営革新、介護福祉・情報化・環境リサイクルなど循環型社会の構築、中小企業組合制度は様々な場面でお役に立ちます。

対象となる方

連携して事業を行う個人、中小企業者等

支援内容

組合制度は中小企業の連携を支援します。

中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合 総数：約39,000

新事業展開・経営革新を目指して事業の共同化→経営資源を補完し合い経営革新

中小企業者が、新技術・新商品開発、新事業分野、市場開拓、共同生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の新事業展開、経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し、相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合 総数：約2,200

簡易な法人組織で創業

個人が創業する際に、会社に比べ少額の資本で法人格を取得でき有限責任のメリットを享受できるように考えられた、いわば簡易な会社ともいべき組合です。なお、これまで組合員は個人に限られていましたが、平成15年2月1日から、個人以外（法人など）の者も加入が可能になり、多様なパートナーシップ組織として、より一層活用しやすい制度になっています。

協業組合 総数：約1,200

中小企業の事業の統合・集約化の促進→事業の統合により生産性の向上

中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。

古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、原材料の仕入れや販売部門を効率化するため数社で協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。

お問い合わせ先

- ・ 石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711
 - ・ 全国中小企業団体中央会 TEL：03-3523-4901
- HP：<http://www.chuokai.or.jp>

〔小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか〕

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下の個人事業主または会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数・総額に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

- ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後増額することもできます。

■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・一括して受け取られる共済金は退職所得、10年または15年で支払われる分割共済金については公的年金など同様の雑所得として取り扱われます。
- ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付制度

- ・納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付（一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付）が受けられます。

ご利用方法

- ①最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金（1カ月分の掛金相当）を添えて申し込んでください。
- ②中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおりと約款をお送りします。
- ③2月目以降の掛金は口座振替になっています。
- ④廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体で共済金の請求をしてください。
- ⑤中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL: 03-3433-7171
HP: <http://www.smrj.go.jp>
- ・全国の金融機関の本・支店
- ・最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会
- ・石川県中小企業団体中央会

共済制度

法律等に
基づく支援

〔連鎖倒産を防止したい〕

中小企業倒産防止共済制度

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付が受けられます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者（加入者はいつでも自由に共済契約をやめることができます）。

支援内容

加入後6カ月以上経過して取引先企業が倒産（注）した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額3,200万円）の貸付が受けられます。（注：倒産には「夜逃げ」、「内整理」等は含まれません。）

■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から80,000円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が320万円まで積立てることができます。

■税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付の条件

・貸付にあたっては、担保・保証人は必要ありません。
・共済金の貸付は無利子ですが、貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
・償還期間は5年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還です。

■一時貸付金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、納付した掛金総額の範囲内で貸付が受けられます。

ご利用方法

- ①最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金（1カ月分の掛金相当）を添えて申し込んでください。
- ②中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済契約締結書をお送りします。
- ③2月目以降の掛金は口座振替になっています。
- ④取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。
- ⑤中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

・中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL: 03-3433-7171
HP: <http://www.smrj.go.jp>

・全国の金融機関の本・支店
・最寄りの商工会・商工会議所
・石川県中小企業団体中央会

〔中小企業者が利用できる退職金制度はありますか〕

中小企業退職金共済制度

中小企業も簡便で有利な退職金制度を整備できます。

対象となる方

中小企業者

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。

中小企業者が従業員ごとに独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し毎月一定額の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、所定の退職金が直接従業員に支払われます。

本制度は、確定給付企業年金法（平成14年4月1日施行）の成立に伴い、適格退職年金制度からの移行先の一つとなっています。

■助成措置

①新しく本制度に加入する事業主に掛金（5,000円から30,000円までの16種類）の1/2（従業員ごと上限5,000円）を加入後4カ月目から1年間、国が助成します。

パート等短時間労働者の特例掛金2,000円、3,000円、4,000円には掛金の1/2の額にそれぞれ300円、400円、500円が上乘せされます。

〔注〕適格退職年金制度から移行する事業主は対象にはなりません。

②18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

ご利用方法

- ①所定の申込書を金融機関または委託事業主団体の窓口へ提出
- ②契約成立後機構より従業員ごとの退職金共済手帳を事業主あてに送付
- ③毎月の掛金の納付は口座振替

お問い合わせ先

・独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL: 03-3436-0151(代表) HP: <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

共済制度

法律等に
基づく支援

〔建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業の退職金制度を利用したい〕

特定業種退職金共済制度

建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業のための、簡便で有利な退職金制度です。

対象となる方

建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業者

支援内容

本制度は、建設業、清酒製造業、林業で働く期間雇用者について、事業主の相互協力のもとに設けられた退職金制度です。

特定業種（建設業、清酒製造業、林業）の中小企業事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結すると、その事業主に期間を定めて雇用される者（期間雇用者）は被共済者となります。

事業主は、期間雇用者が所持する共済手帳に雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、その期間雇用者が特定業種から引退したときに、所定の退職金が直接期間雇用者に支払われます。

■助成措置

新たに被共済者となった期間雇用者について、掛金の一部を国が助成します。

ご利用方法

- ① 共済契約申込書及び共済手帳申込書を勤労者退職金機構の各都道府県支部に提出
- ② 事業主あて共済契約者証と退職金共済手帳を交付

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

・建設業退職金共済事業本部

TEL: 03-5400-4326 HP: <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

・清酒製造業退職金共済事業本部

TEL: 03-5400-4350 HP: <http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

・林業退職金共済事業本部

TEL: 03-5400-4334 HP: <http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

〔下請事業者が親事業者と共同で「振興事業計画」を作成し、支援を受けたい〕

「下請中小企業振興法」に基づく支援

下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

対象となる方

親事業者が行う下請事業者との下請取引（物品の製造・修理、情報成果物の作成又は役務の提供の委託）について、対応策が講じられています。

支援内容

○『振興基準』

「振興基準」とは、下請中小企業の振興を図るため下請代金の支払い方法の改善、取引対価の決定方法の改善、納期の適正化等について、親事業者と下請事業者がよるべきガイドラインを示したものです。

不公正、不透明な取引が排除され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の元に、協力関係が築かれることが期待されています。

○『振興事業計画』を通じた支援

《手続方法》

- ①下請中小企業振興法に基づいて、下請事業者を構成員とする事業協同組合、その他の団体・グループと、その親事業者が共同で「振興事業計画」を作成し、主務大臣（主務省庁）へ「承認申請書」を提出します。
- ②承認された「振興事業計画」に基づいて実施する事業に対し、次の支援措置の活用ができます。なお、各支援策の利用を希望される場合には、計画承認に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

《支援措置》

- ①中小企業信用保険法の特例
事業に必要な資金について、売掛金債権担保保険の特例として、付保限度額の削減、保険料率の引き下げ等の優遇措置。
- ②下請企業振興資金（中小企業金融公庫）
設備資金と長期運転資金の貸付。
- ③高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金（無利子）の貸付。
- ④中小企業創業・経営革新等支援補助金（国）
下請事業者の組合等が実施する新商品・新技術・新役務開発事業等に係る経費の一部補助。

○下請企業振興協会による支援

下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情・紛争等の処理、情報の収集を行っています。各都道府県等中小企業支援センターにご相談下さい。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁事業環境部取引課 TEL:03-3501-1511(代)
- ・ 中部経済産業局中小企業課
- ・ (財)全国下請企業振興協会 TEL:03-5800-2860(代) URL <http://zenkyo.or.jp/>

〔下請取引の適正化を図りたい〕

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

対象となる方

物品の製造や修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成、役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を下請事業者へ委託をする親事業者が対象になります。

※ 建設工事の請負については、別途「建設業法」が適用されます。

法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法」は、下請取引のルールを定めています。

この法律は、親事業者の不正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを図るものです。中小企業庁と、公正取引委員会により、親事業者がこの法律のルールを遵守しているかどうか調査が行われ、違反事業者に対しては、同法に遵守するよう求められます。

法律の内容

次の事項が義務づけられています。

【親事業者の義務】

- 発注書面の交付義務
委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
- 発注書面の作成、保存義務
委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務。
- 下請代金の支払期日を定める義務
下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
- 遅延利息の支払義務
支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)の60日後から、支払いを行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務。

【親事業者の禁止行為】

次に掲げる行為は禁止されています。

- 受領拒否の禁止(*)
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
- 下請代金の支払遅延の禁止
支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
- 下請代金の減額の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
- 返品 of 禁止(*)
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせること。
- 買ったたきの禁止
通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 報復措置の禁止
中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
- 有償支給原材料等の対価の早期決裁の禁止(*)
有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
- 割引困難な手形の交付の禁止
支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
- 不当なやり直し等の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

※ (*)印については、役務提供の委託については、除外されています。

お問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部取引課 Tel:03-3501-1511(代)
- ・中部経済産業局中小企業課 (巻末一覧参照)
- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
Tel:03-3581-3373(直通) URL <http://www.jftc.go.jp/>
- ・各公正取引委員会地方事務所

法律等に
基づく支援

〔官公需契約を受注するための手続きについて知りたい〕

官公需についての受注機会の増大のための支援

官公需についての中小企業者の受注の機会を増大するための措置を講じられます。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業者及び事業協同組合等

支援内容

官公需とは、国等（国及び公団・公庫等）における机、椅子の類から飛行機、船舶などの大規模な「物件」の調達や住宅団地の建設、ダムや道路の建設などの建築、土木の全般にわたる「工事」、さらには官公庁等の建物の清掃・コンピュータソフトの開発などの「役務」の発注です。

種類が豊富で金額もかなりの額（平成16年度見込額9兆8,484億円）にのぼる官公需の発注について、国は中小企業者の受注機会を増大するため様々な施策を実施しています。

官公需を受注するための手続においては、事前に競争参加資格を得ることが必要です。資格の申請は、総務省のホームページ（物品、役務について：<http://www.chotatsujo.go.jp/va/com/>）などを通じて行うことができます。

ご利用方法

代表的な施策は次のとおりです。詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

①情報提供

国等の発注情報等について、各省庁のホームページにおいて情報収集ができます。

また、全国中小企業団体中央会のホームページにおいても国等から提供された官公需の発注情報等を得ることができるとともに、各省庁のホームページの発注情報に関する掲示板にリンクがはられていますので、併せてご利用できます。

②官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する『官公需適格組合制度』が設けられています。官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定方法に関する特例が受けられます。

③ このほか、地元中小企業者等の活用、技術力のある中小企業者に対する受注機会の拡大などの支援が受けられます。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁事業環境部取引課 TEL:03-3501-1511(代)
- ・ 中部経済産業局中小企業課
- ・ 石川県中小企業団体中央会 TEL:076-267-7711
- ・ 全国中小企業団体中央会 URL <http://www.chuokai.or.jp/>

〔中小企業における様々な税制措置について知りたい〕

中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の様々な特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または中小企業等

※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の法人(中小法人)のみを対象とすることがあります(法人税法、租税特別措置法等)のでご注意ください。

措置の内容

■個人事業者のための措置

個人事業者は、所得税における基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの各種控除のほか、事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等により税負担の軽減が図られています。

また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

■法人企業のための措置

中小法人(資本金1億円以下の法人)については、法人税について軽減税率(所得800万円まで22%)が適用されているのをはじめ、交際費の一部(年400万円までの交際費支出のうち9割まで)損金算入制度が講じられています。

■協同組合等のための措置

協同組合など特別法人は、法人税率が普通法人(30%)よりも軽減(22%)されているほか、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入、留保所得の損金算入などの制度があります。

■その他

中小企業の近代化・合理化のための設備投資や試験研究を支援するため以下の制度があります。

①中小企業投資促進税制 ②中小企業等基盤強化税制 ③中小企業技術基盤強化税制等の試験研究関連税制 ④中小企業新事業活動促進法関係の税制措置 ⑤中小小売商業振興法関係の税制措置 など

手続きの流れ

- ① 確定申告書などに必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書など必要な書類を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ② 設備の取得などに関する税制は、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

お問い合わせ先

- ・国税関係: 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・地方税関係: 都道府県や市町村の税務部(課)、税務事務所
- ・税務一般: 最寄りの商工会・商工会議所

〔青色申告制度について知りたい〕

青色申告制度

青色申告による納税を行うことによって、さまざまな特典が受けられます。

対象となる方

申告納税を行う法人または個人事業者

青色申告制度とは

青色申告制度は、申告納税制度（納税者が課税標準額と税額を計算し、自ら申告する制度）の一環として、納税者が所轄税務署の承認を受けて、一定の帳簿書類に取引を記録・保存・申告する制度です。

記帳の原則は、複式簿記によりますが、個人事業者の場合、複式簿記に代えて簡易簿記によることもできます。さらに小規模事業者の場合には現金式簡易簿記も認められています。

青色申告の特典の内容

青色申告をすると白色申告の場合と異なり種々の特典があります。その主なものとして、青色申告特別控除、青色事業専従者給与控除などの適用が可能です。また、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度などの特別措置は、青色申告者であることが制度適用の条件となっています。

個人事業者における青色申告の特典

■青色申告特別控除制度

青色申告の一層の普及を図り、適正な記帳慣行を確立し、事業経営の健全化を推進するために「青色申告特別控除制度」が適用されます。

- ① 事業所得または不動産所得の事業を営む青色申告者で、正規の簿記の記帳者は65万円の所得控除が適用されます（所得税は平成17年分以後、個人住民税は平成18年度分以後）。
- ② ①以外の青色申告者については、10万円の所得控除が適用されます。

■青色事業専従者給与控除制度

青色申告者の家族専従者は、家族専従者に対する支払給与が、その労務の対価として相当であると認められる場合は、その全額を必要経費に算入できます。

ご利用方法

青色申告を行うために個人事業者はその年の3月15日までに法人の場合は事業開始年度の前日までに所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

お問い合わせ先

- ・国税関係：国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・税務一般：最寄りの商工会・商工会議所

〔事業年度に生じた欠損金に対しての税制措置について知りたい〕

欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

事業年度に生じた欠損金について、翌年度以降7年間にわたり所得金額から繰越控除することができます。また、設立5年以内の中小企業者等は、欠損金の1年間の繰戻還付を受けられます。

1. 欠損金の繰越控除

対象となる方

青色申告書を提出する法人

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、翌年度から7年間は、所得金額からその欠損金を損金に算入する形で順次繰り越して控除することができます。7年間の繰越控除は平成13年4月1日以降に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。

手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告します。(欠損の生じた事業年度において青色申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出することが必要です。)

2. 欠損金の繰戻還付

対象となる方

設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業者等

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができます。

手続きの流れ

還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他の必要事項を記載した還付請求書を最寄りの税務署に提出します。

適用期間

平成18年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

〔設備投資を行った場合の税制措置について知りたい〕

中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

対象となる設備

- ①機械・装置で1台または1基の取得価額が160万円以上（リースの場合はリース費用の総額が210万円以上）のもの
- ②特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複写機等）で1台または1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上（リースの場合はリース費用の総額が160万円以上）のもの
- ③普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- ④内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

※本税制は、取得価額が160万円以上（リースの場合はリース費用の総額が210万円以上）の機械・装置であれば、種類を問わず幅広く利用できます。

措置の内容

■取得の場合

7%の税額控除または30%の特別償却が受けられます（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります）。

■リースの場合（④を除く）

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

適用期間

平成18年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

〔流通・サービス業等の方が設備投資を行った場合の税制措置について知りたい〕

中小企業等基盤強化税制

流通・サービス業や特定の中小企業者の方が機械・装置、器具・備品を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等で、

- ①卸売業、小売業、サービス業、飲食店業を営む中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となるサービス業、飲食店業は除きます。）
- ②中小企業新事業活動促進法（1ページをご覧ください）の適用を受ける下記に該当する中小企業者
 - (1)経営革新計画の承認を受けた中小企業者
 - (2)設立5年未満の中小企業者
 - (3)異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者のうち一定の成長が見込まれる中小企業者

対象となる設備

<①②の中小企業者>

- ・機械・装置で1台または1基の取得価額が280万円以上（リースの場合はリース費用の総額が370万円以上）のもの

<①の中小企業者>

- ・器具・備品（電子計算機については、処理語長16～32ビット、主記憶容量32メガバイト以下のものに限る。）で1台または1基の取得価額が120万円以上（リースの場合はリース費用の総額が160万円以上）のもの。ただし、飲食店業の方は特定の器具・備品（電気冷蔵庫等）のみとなります。

措置の内容

■取得の場合

7%の税額控除または30%の特別償却が受けられます。

■リースの場合

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

適用期間

平成19年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・①については、中小企業庁経営支援部商業課 TEL: 03-3501-1929
- ・②については、中小企業庁企画課 TEL: 03-3501-1765

税金

〔少額の設備投資を行った場合の税制措置について知りたい〕

中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

対象となる資産

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

取得価額の全額を損金算入できます。

手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。

適用期間

平成18年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁事業環境部財務課 Tel:03-3501-5803

〔事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい〕

事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業が円滑な事業承継を図る場合、相続税や所得税の特例措置が受けられます。

対象となる方

- ・特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小法人オーナー
- ・取引相場のない非上場株式を相続した中小法人のオーナー

措置の内容

■ 特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額（相続税）

400㎡までの特定事業用宅地と240㎡までの特定居住用宅地は、評価額の80%が減額となる課税の特例が受けられます。

（注）なお、特定事業用宅地と特定居住用宅地の特例の全面的併用はできません。

■ 取引相場のない株式の評価方法（相続税）

- ①「取引金額」、「総資産価額」、「従業員数」で会社規模の判定を行い、その規模に応じて会社の有する事業用資産を時価で評価し、これを基礎に1株当たりの価値を算出する「純資産価額方式」、または
- ②「純資産価額方式」と、上場会社からなる類似業種の株価を基として、1株当たりの「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額」の比準割合を乗じて算出する「類似業種比準方式」の併用方式で評価されます。

■ 取引相場のない株式の軽減制度（相続税）

取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の3分の2以内で、相続税評価額10億円以下の分について、相続税の課税価格が10%軽減されます。

- ①発行済株式総額が、相続税評価額ベースで20億円未満の会社であること
- ②被相続人等が発行済株式総数の50%超を所有していて、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社の経営に従事したこと

（注）上記の「特定小規模宅地の特例」を適用して、特例の上限（240㎡又は400㎡）に満たない場合は、上限に満たない部分の割合を本制度の上限（10億円または発行済株式総数2/3のうち低い方）に乗じた額を限度として本税制も適用することができます。また、相続時精算課税制度を選択した場合には、生前贈与分にも本制度が適用になります。

非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合(いわゆる金庫株の活用)、みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡益全体について譲渡益課税(20%)が適用されます。

また、自社株に係る相続税の額が、会社に譲渡した自社株の発行済株式総数に占める比率に応じ、取得費に加算される特例が利用できます。

※ 従来は、非上場株式を発行会社に譲渡した場合、譲渡対価のうち発行会社の資本等の金額を除く部分(利益積立金相当)について、譲渡前の株式保有比率に応じ、みなし配当課税(最高50%)がかかるため、相続した株式の発行会社への譲渡による相続税納税資金の調達等が困難になっていました。

手続きの流れ

- ① 相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10ヶ月以内に、被相続人の住所地を管轄する税務署に相続税の申告と納付を行います。
- ② 納付は、物納や延納の手続きを行わない限り、金銭で一時に納めなければなりません。
- ③ 延納は、一定の要件を満たし申告期限までに延納申請書を提出する必要があります。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

〔留保金課税について知りたい〕

留保金課税の適用停止

中小企業の自己資本の充実をさまたげてきた、留保金課税の適用を停止します。

対象となる方

青色申告書を提出する以下のいずれかの同族会社

- ①創業10年以内の中小企業
- ②中小企業新事業活動促進法（1ページをご覧ください）に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業
- ③自己資本比率（自己資本（同族関係者からの借入金を含む。）／総資産）が50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）（平成15年度から）

（注）同族会社とは、株主等の3人（その同族関係者を含む）以下で、その持株割合が50%超となる会社をいいます。

支援内容

同族会社に係る留保金課税が不適用になります。

適用期間

平成18年3月31日までに開始する年度（②については、中小企業新事業活動促進法施行後、平成18年3月31日までに開始する年度）

必要な手続き

- ①創業10年以内の中小企業は、確定申告書等に設立の日を明らかにする書類などを添付し、最寄りの税務署に申告
- ②新事業活動促進法の認定を受けた企業は、確定申告書等に認定書の写しを添付したうえで最寄りの税務署に申告
- ③自己資本比率が50%以下の中小法人は、確定申告書に自己資本、総資産の額を明らかにする書類を添付し、最寄りの税務署に申告

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁事業環境部財務課 Tel:03-3501-5803
- ・「中小企業新事業活動促進法」の承認については、中小企業庁経営支援部経営支援課 Tel:03-3501-1763

〔ベンチャー企業への投資に係る税制上の優遇措置について知りたい〕

エンジェル税制

創業期のベンチャー企業に対して個人投資家が投資を行った場合、譲渡等により利益・損失が発生した場合のいずれの場合でも課税の特例が受けられます。

対象となる方

【対象となる会社の要件】

創業期（設立10年未満）の中小企業者（大規模会社の子会社を除く）に該当する未登録・未上場の株式会社であって、次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するもの

- Ⅰ 試験研究費等の売上高に占める割合が3%超（設立5年以上10年未満の企業にあっては5%超）かつ外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社
- Ⅱ 日本証券業協会のグリーンシート・エマージング銘柄に指定を受けた会社（取扱証券会社を通じて取得した場合）
- Ⅲ 経済産業大臣が認定した投資事業有限責任組合を通じて投資を行った会社（認定投資事業有限責任組合を通じて取得した場合）

【対象となる個人投資家の要件】

- ・投資契約を締結していること
- ・金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること
- ・同族会社である場合に、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと

措置の内容

個人投資家が当該株式に投資した場合、譲渡等を行うことによって利益・損失が発生した場合のいずれでも、課税の特例が受けられます。

【投資を行った場合】

同一年分の株式譲渡益を限度として、所得税の譲渡所得の計算上、株式譲渡益額から当該投資額を控除（ただし、株式の取得価格から控除額は減額）

【譲渡等をした場合】

- ①利益が発生した場合、株式譲渡益を1/2に圧縮（譲渡の日において3年超保有する株式「平成12年4月から平成19年3月31日の間に取得したものに限り」を上場等の日以後3年以内または上場等の日前であってM&A等によって売却した場合）
- ②損失が発生した場合、損失を翌年以降3年間繰越して控除

手続きの流れ

- ①「対象となる会社の要件」Ⅰ～Ⅲの区分に応じて、次に掲げる者から確認書の交付を受ける。
 - Ⅰに該当する会社 所管経済産業局
 - Ⅱに該当する会社 取扱証券業者
 - Ⅲに該当する会社 認定投資事業有限責任組合
- ②個人投資家は確定申告時に、上記より交付を受けた確認書にその他必要書類を添付した上で最寄りの税務署に申告。

お問い合わせ先

中部経済産業局のほか、下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/main_04.html

〔連結納税制度について知りたい〕

連結納税制度

企業の持株会社化、分社化などの戦略的な事業組織の再構築を円滑化することにより、ベンチャー創業や新たな事業展開を支援します。

対象となる方

- ・青色申告書を提出する法人等
- ・適用法人は企業の規模にかかわらず、内国法人である親会社とその保有割合が100%（間接保有を含む）国内子会社です。
- ・制度の適用は選択制となります。なお、制度を選択した場合、100%子会社は全て連結対象となります。

支援内容

- ・親会社と同一視しうる一定の子会社を含めたグループを一つの課税単位として課税する制度です。
- ・課税標準となる連結所得金額は、グループ内の個社の所得と欠損を通算して、連結グループを一体として計算します。
- ・親会社が中小法人（資本金1億円以下）であれば、連結所得800万円以下の部分について、軽減税率（22%）の適用があります。
- ・親会社が協同組合等であれば、軽減税率（22%）が適用されます。
- ・連結グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる利益・損失は、当該譲渡資産が連結グループ外に譲渡される時点まで課税が繰延べられます。
- ・連結グループへの加入に際しては、加入法人の資産の時価評価（評価の洗い替え）を行う必要があります。ただし、課税上弊害のない一定の要件を満たす場合は、評価替の対象外となります。
- ・連結グループを離脱する会社は、評価替は不要です。
- ・受取配当、寄付金、貸倒引当金、交際費、特別税額控除などの各個別制度は、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として要件の判定や計算等を行います。

手続きの流れ

- ① 連結納税制度を選択する場合には、連結納税制度を適用しようとする事業年度6ヶ月前までに承認申請書を提出しその事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受ける必要があります。
- ② 親会社は、連結所得に対する法人税の申告・納付を行います。また、子会社については、連結所得の個別帰属額などを記載した書類を最寄りの税務署に提出します。

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

〔研究開発を行った場合の税制措置について知りたい〕

中小企業技術基盤強化税制

中小企業の方が研究開発を行った場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出し、研究開発を行う個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

措置の内容

- ①個人事業者は、その年分の総所得金額に係る所得税額から試験研究費の15%相当額(ただし、3%分は平成18年分までの時限措置)を控除する(事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度。控除限度超過額は1年間繰越可能)。
- ②法人または組合等は、その事業年度の所得金額に対する法人税額から試験研究費の15%相当額(ただし、3%分は平成18年3月31日までに開始する事業年度までの時限措置)を控除する(事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額は1年間繰越可能)。

対象となる費用

自ら試験研究を行う場合で、その試験研究に要した原材料費・人件費(専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る)・経費、その試験研究の一部として要する委託研究費、試験研究用資産の減価償却費

* 試験研究費に含まれる人件費の税額控除の対象となり得る範囲の明確化

(平成15年12月22日 中庁第1号、平成15年12月25日 課法2-27・課審5-25)

次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当

- ①その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- ②担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- ③従業期間がトータルとして相当期間(おおむね1ヶ月以上)あること(担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする)
- ④担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

手続きの流れ

- ①特別控除明細書(「試験研究の特別控除別表6の6」)を入手します(最寄りの税務署の法人税課(または所得税課)で入手できます。なお、文房具店などでも購入できます)。
- ②特別控除明細書に試験研究費の金額など必要事項を記入して、確定申告時に青色申告書と一緒に提出します。なお、後で「税務調査」がありますので、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は保管しておいてください。

お問い合わせ先

最寄りの税務署の法人税課(または所得税課)までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は次のように言っていれば分かります。

- ①法人税の場合→租税特別措置法第42条の4の試験研究費の15%減税について
- ②所得税の場合→租税特別措置法第10条の試験研究費の15%減税について

〔研究開発に対応した減税措置について知りたい〕

研究開発促進税制

試験研究を実施している場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する法人、連結法人または個人が対象となります。

措置の内容

A: 試験研究費総額に係る税額控除制度(総額型税額控除制度)

適用事業年度の試験研究費について、当該企業の試験研究費割合※に応じて一定率(10%~12%)に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の20%相当額を限度とします。

※試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額(=当年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額)で除したもの。

◎適用期間: 期限の定めはありません。

B: 増加試験研究税制

適用事業年度の試験研究費の額が、過去5年間の試験研究費のうち、上位3年の平均額と比較して増加している場合、その増加額の15%に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の12%相当額を限度とします。

◎適用期間: 法人 平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度

個人 平成18年までの各年

上記AとBの制度は選択制です。

C: 特別共同試験研究税制

適用事業年度の試験研究費のうち、特別共同試験研究費(国研・独法・大学等と共同研究、委託研究をして支出した経費)がある場合には、当該特別共同試験研究費の額については通常の試験研究費の税額控除率よりも高い控除率(一律15%)を税額控除します。

※試験研究費の範囲

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される額で以下のもの

- ①試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ります。)と経費
- ②委託試験研究費
- ③特別の法律に基づいて試験研究のために組合等から賦課される負担金

D: 開発研究用設備の特別償却制度

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、開発研究用設備の取得等をして、これを開発研究の用に供した場合には、対象設備の取得価額の50%相当額の特別償却ができます。

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。<http://www.nta.go.jp>

〔情報関連の設備投資を行った場合の税制措置について知りたい〕

IT(情報通信機器等)投資促進税制

一定のIT関連設備やソフトウェアを導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または法人

対象となる資産・設備

① ソフトウェア

(適用を受けようとする事業年度のソフトウェアの取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人については70万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が100万円以上》となる必要があります。)

② 次のIT関連8設備

電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置

(適用を受けようとする事業年度のIT関連設備の取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人は140万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が200万円以上》となる必要があります。)

措置の内容

■取得の場合

10%の税額控除(ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能)または50%の特別償却が受けられます。

■リースの場合

リース費用の総額の60%について、10%の税額控除(ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能)が受けられます。

■手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算などに関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備等について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

適用期間

平成18年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

従業員の教育訓練に対応した減税措置について知りたい

人材投資促進税制

従業員に教育訓練を実施した場合、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出し、教育訓練を行った個人事業者または法人

措置の内容

A: 基本制度(増加型税額控除制度)

適用事業年度の教育訓練費※について、教育訓練費を基準額(前2事業年度の平均額)より増加させた場合、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の10%相当額を限度とします。

※個人又は法人がその使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用。ただし、役員・個人事業主本人や当該役員・個人事業主と特殊な関係にある方(親族等)等に対する教育訓練費は除かれます。

◎適用期間: 法人 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度
個人 平成18年から平成20年までの各年

B: 中小企業の特例

資本金1億円以下の中小企業※が、上記と同様、適用事業年度の教育訓練費を基準額(前2事業年度の平均額)より増加させた場合、適用事業年度の教育訓練費総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額を当期の法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の10%相当額を限度とします。

※大規模法人の子会社は除かれます。個人の場合は、常時使用する従業員の数が1,000以下の方が対象です。

◎適用期間: 法人 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度
個人 平成18年から平成20年までの各年

上記AとBの制度は選択制です。

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、教育訓練費等に係る特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。<http://www.nta.go.jp>

法律等に
基づく支援

〔地域中小企業に対する支援措置に関する情報を知りたい〕

地域産業集積活性化法に基づく支援

地域産業の自立的発展を図るために、補助金、金融、税制等の総合的な支援措置が講じられています。

対象となる方

わが国の「ものづくり」を支える部品・試作品等を製造する事業者が集まった「基盤的技術産業集積」や地域経済を支える「産地」「企業城下町」などの中小企業が集まった「特定中小企業集積」として指定された地域の中小企業・組合等。

支援内容

①補助金

- －中小企業・組合等が、作成した「進出計画」等に従って行う新商品・新技術開発、販路開拓、人材育成等の事業への補助
- －中小企業・組合等が、作成した「高度化等計画」等に従って行う研究開発等への補助
- －支援機関が行う研究開発、人材育成、市場調査等への補助

②融資等

- －政府系金融機関等による低利融資
- －中小企業基盤整備機構による高度化融資制度
- －中小企業信用保険法の特例（保証の別枠化等）
- －中小企業投資育成株式会社法の特例（資本金3億円超の企業を対象）

③税制

- －特別土地保有税の非課税

ご利用方法

- ①各指定地域の中小企業・組合毎に、「進出計画」、「高度化等計画」等を作成して、都道府県に申請してください。
- ②中小企業・組合等が作成した「進出計画」、「高度化等計画」等について、都道府県が策定した「活性化計画」に沿っているか等を都道府県が審査します。
- ③計画が承認されますと、承認された「進出計画」、「高度化等計画」等に基づき中小企業・組合等が実施する事業に対して、都道府県等が支援を行います。

※支援内容のうち、「政府系金融機関等による低利融資」については、上記の手続きが不要なものもあります。また、補助金の募集期間については、各都道府県により異なります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・中部経済産業局中小企業課

補助金

〔地域の中企業が一丸となって国内外で通用するブランド力を確立したい〕

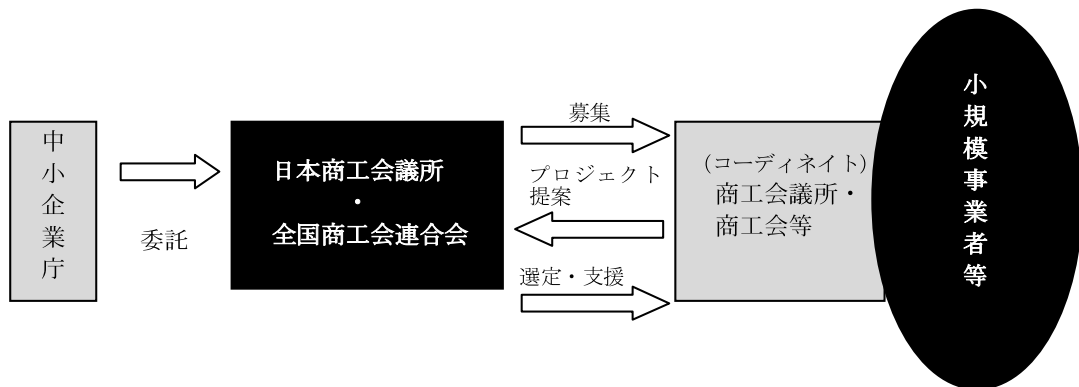
JAPANブランド育成支援事業

国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、地域の中企業が一丸となってマーケティングリサーチ、専門家の招へい、新商品開発・評価、国内外の展示会への参加、広報等の取組を行うプロジェクトについて、総合的な支援が受けられます。

対象となる方

地域内の小規模事業者等をコーディネートして、国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を目指したプロジェクトを行おうとする商工会議所・商工会等。

支援内容



ご利用方法

日本商工会議所又は全国商工会連合会において、年度ごとに、プロジェクトの募集が行われます。詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・日本商工会議所

TEL: 03-3283-7847

HP: <http://www.jccci.or.jp/>

・全国商工会連合会

TEL: 03-3503-1254

HP: <http://www.shokokai.or.jp/index.html>

経営サポート

財務サポート

地域サポート

ものづくり支援

産業創出・
販路開拓支援

県内各市の
中小企業施策

補助金

〔地域中小企業に関する助成金情報を知りたい〕

地場産業等活力強化事業費補助事業

地場産業の活性化を図るため、中小企業、組合、グループ等が新商品開発事業、販路拡大事業、人材育成事業を行う際に補助が受けられます。

対象となる方

地場産業等の地域の中小企業者、組合、公益法人等

支援内容

地場産業の活性化のために行われる以下の事業に必要な経費の一部が補助されます。

- ①地場産品の新商品・高付加価値化商品の開発、技術開発等事業に対する補助
- ②地場産品の販路開拓のための展示会・見本市開催等事業に対する補助
- ③地場産業に係る人材育成・確保のために資する講習会開催等事業に対する補助

【補助金額】 下限100万円

【補助率】 国1/2以内

【募集期間】 各経済産業局にお問い合わせください。

ご利用方法

- ①各経済産業局に対し、補助事業計画書等を提出してください。
※毎年2月頃募集をしております。
- ②事前評価・審査の上、採択テーマが決定され、補助事業の内容を審査した後、交付が決定されます。
※毎年4～5月頃に採択決定をしております。
- ③補助事業は交付決定通知以降に実施していただきます。
- ④中部経済産業局から補助金が交付されます。
- ⑤なお、事業成果については、事後に各経済産業局に対して報告していただきます。

お問い合わせ先
中部経済産業局中小企業課

〔伝統的工芸品産業の支援を受けたい〕

伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種計画の承認を受けた方は、支援措置を受けることができます。

対象となる方

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種計画の承認を受けた方

■ 法律の概念

伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を申請し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

- ①振興計画：産地の組合等が産地全体の振興を図る計画
- ②共同振興計画：産地の製造組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画
- ③活性化計画：個々の製造事業者やグループによる伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
- ④連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
- ⑤支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

支援内容

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種計画の承認を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。

- ①後継者育成事業：後継者育成研修等
- ②需要開拓等事業：需要開拓等
- ③地域人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の推進等
- ④産地活性化事業：活性化計画、連携活性化計画に基づく、活性化事業及び連携活性化事業
- ⑤産地プロデューサー事業：支援計画に基づき産地プロデューサー自らが産地に入り込んで新商品開発・販路開拓等に係る事業

ご利用方法

- ①地方公共団体の長を経由し、経済産業大臣に対し、各種計画の申請
- ②行政庁において、計画内容の審査
- ③経済産業大臣より事業者に対し、計画承認を通知
- ④経済産業局長に対し補助金受給の申請
- ⑤経済産業局長より補助金交付の通知

募集期間

各経済産業局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室 TEL:03-3501-3544
- ・中部経済産業局伝統的工芸品担当部局
- ・石川県商工労働部産業政策課

補助金

〔伝統的工芸品を製作する後継者を確保したい〕

伝統的工芸ふるさと体験・交流事業

伝統的工芸品を製作する後継者の確保等を図る「伝統的工芸品体験フェア」、「伝統的工芸品工房研修」並びに「伝統的工芸品産地広域研修」に参加することができます。

対象となる方

- ・「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品を製造する地域を管轄する都道府県及び市町村又は、伝統的工芸品の製造事業者を代表する事業協同組合等

事業の概要

- ・伝統的工芸品体験フェア：全国主要都市等において伝統的工芸品に関する解説、体験型実演等を行い、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。
- ・伝統的工芸品工房研修：伝統的工芸品が製造される地域の工房や共同作業場において、参加者に対する実務経験の場を設け、伝統的技術・技法等を研修してもらうことにより、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。
- ・伝統的工芸品産地広域研修：伝統的工芸品が製造される地域に多くの体験者を招き、その地域経済の理解並びに地域定着を図り、もって、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。

ご利用方法

事業提案者は財団法人伝統的工芸品産業振興協会に申請して下さい。

募集期間

- ・原則として平成17年6月末まで

お問い合わせ先

財団法人伝統的工芸品産業振興協会

TEL：03-5954-6033

HP：http://www.kougei.or.jp/index.html

〔伝統的工芸品の販路を拡大したい〕

伝統的工芸品展

全国各地の伝統的工芸品が一同に集め展示・紹介される「伝統的工芸品展」に参加することができます。

対象となる方

伝統的工芸品等を製造・販売し需要の開拓を希望する産地組合・任意グループ等

イベント内容

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣指定伝統的工芸品の展示・紹介が行われます。また、指定品以外の工芸品が各都道府県別に展示・紹介されます。その他、伝統的工芸品の製作実演、生活文化提案、全国伝統的工芸品公募展入賞品展示コーナーの開設等が行われます。

手続きの流れ

- ①出品者窓口の都道府県に対して説明会を開催
- ②出品者窓口の都道府県が出品者を調整

実施会場・時期

実施会場 大消費地である東京で開催予定
実施時期 平成18年2月中旬頃予定

募集期間

平成17年11月～12月頃予定

お問い合わせ先

財団法人伝統的工芸品産業振興協会 TEL: 03-5954-6033
HP: <http://www.kougei.or.jp/index.html>

法律等に
基づく支援

〔中心市街地・商店街を活性化したい〕

中心市街地活性化法に基づく支援

中心市街地活性化の中長期的な事業計画の策定や具体的なハード事業やソフト事業といった取組に対して、総合的な支援を受けることができます。

中心市街地活性化法のスキーム

- ①国が策定する基本方針に即して、市町村が中心市街地を設定するとともに、市街地の整備改善及び商業等の活性化を中核とする関連施策を総合的に実施するため計画である「基本計画」を作成。
- ②市町村の基本計画に「中小小売商業高度化事業」が記載されている場合、商工会、商工会議所等が上記事業に関する総合的かつ基本的な構想となる「中小小売商業高度化事業構想」【TMO構想】を作成し、市町村がこれを認定。
- ③TMOと商店街振興組合等が共同で、商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画である「中小小売商業高度化事業計画」【TMO計画】を作成。これを国が認定し、様々な支援を実施。

支援内容

- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業：マネジメントの観点から中心市街地活性化に総合的に取り組む地域において、TMO、商店街振興組合等がハード、ソフト事業を行う場合に、国から直接必要な経費の補助を受けることができます。
- 中心市街地等中小商業活性化施設等整備事業：TMO、商店街振興組合、等がアーケード、多目的ホール等の商業基盤施設等の整備を行う場合に、必要な経費の補助を受けることができます。
- 中小商業活性化総合補助事業（①ハード整備事業及び②ソフト事業）：TMO、商店街振興組合等が①カラー舗装、公園、イベント広場等商業集積の魅力向上に必要な商業施設等の整備や、②空き店舗対策等商店街の活性化に向けたソフト事業を行う場合に、必要な経費の補助を受けることができます。
- 商業タウンマネジメント構想策定事業：TMO等が行うTMO構想やTMO計画策定に関する調査研究に必要な経費の補助を受けることができます。
- 中心市街地フォーラム支援事業：TMO等が行う地域住民、商業者、NPO等中心市街地活性化に関わる関係者を集めたフォーラム等を行う場合に必要な経費の補助を受けることができます。
- TMO自立支援事業：TMOが駐車場経営、特産品販売等の経営基盤確立のための事業を行う場合に、必要な経費の補助を受けることができます。
- タウンマネジメント事業：TMOが様々な専門的知識を有し、事業を一体的に管理運営できる外部人材を活用し事業の推進を図る場合に必要な経費の補助を受けることができます。
- 実効性確保診断・サポート事業：中心市街地活性化に係る各種計画や事業の実施手法、組織体制・経営基盤等について、中小企業基盤整備機構による診断・助言・アドバイスを受けられます。
- タウンマネージャー派遣事業：TMO事業の計画策定等を行う際に、中心市街地活性化に関する関係分野の専門家がアドバイザーとしてTMO等に派遣されます。
- 高度化出融資：TMO等がTMO計画等に基づくアーケード、駐車場等の商業基盤施設の整備や商業集積の魅力向上に必要な施設の整備を行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構より無利子融資、出資等の支援を受けることができます。
- 中心市街地商業活性化推進事業（TMO基金）：TMO等が行う①コンセンサス形成事業、②テナント・ミックス事業、③広域ソフト事業等に対して支援を受けることができます。

お問い合わせ先
中部経済産業局商業振興室

〔中心市街地活性化のための支援を受けたい〕

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

戦略的に中心市街地活性化に取り組む地域は支援が受けられます。

対象となる方

商工会、商工会議所、第3セクター、商店街振興組合、民間事業者等

支援内容

中心市街地の商業・サービス業支援については、①地域経済圏の産業、人口、交通等の動向、②来街者や居住者の増加のためのまちづくりプラン、都市計画等と商業集積の活性化との整合性、③中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント、④個別施設等の適切な整備・運営手法、など多くの専門的事象を有機的に連携して進める必要があり、個別自治体での対応は困難な面がある。

このため、上記のような観点からみて、多くの中心市街地の範となる地域における先駆的な取組に対して、重点的に国から直接支援が受けられます。(補助率1/2、2/3)

■中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費(土地代を除く)の1/2を国から直接補助を受けることができます。
(ただし、事業自体の先進性、モデル性が必要となります。)

■TMO計画等に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費(土地代を除く)の2/3を国から直接補助を受けることができます。補助限度額は通常10億円。

ご利用方法

- ①経済産業局に申請書を提出
- ②経済産業局、本省において審査
- ③審査会において採択審査
- ④経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先
中部経済産業局商業振興室

〔中心市街地活性化の各種事業等についてアドバイスを受けたい〕

実効性確保診断・サポート事業

中心市街地活性化に係る各種計画や事業の実施手法、組織体制・経営基盤等について診断・助言・アドバイスが受けられます。

対象となる方

市町村、TMO、TMOになろうとする者、商店街振興組合等まちづくり関係団体

支援内容

市町村・TMO等が行う中心市街地活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウが活用され、以下の診断・サポートが受けられます。

①実効性確保診断事業

(a) 地域診断調査

中心市街地をとりまく地域経済圏の状況分析、中心市街地活性化計画と都市計画等まちづくりプランとの整合性等を診断調査

(b) 中心市街地診断助言

市町村・TMO等の事業実施者のタウンマネジメント能力、中心市街地活性化計画における各事業の進捗状況やその効果を診断・助言

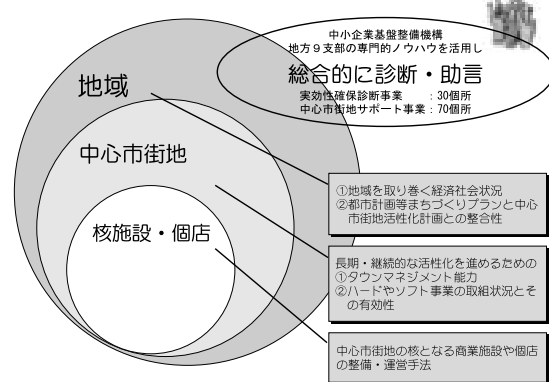
(c) 施設・個店等診断助言

中心市街地における商業集積の核となる施設の整備・運営手法や個店活性化への取組状況等について診断・助言

②中心市街地サポート事業

市町村・TMO等の要請に応じ、シンポジウム等を開催し中心市街地活性化に係る①のノウハウや事例等を知ることができます。

実効性確保診断・サポート事業のイメージ



ご利用方法

- ①中小企業基盤整備機構に申し込み
- ②専門家等が派遣され、助言を受けられます。
- ③必要に応じて現地調査・ヒアリング等が行われ、診断・助言が受けられます。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構
 地域・連携推進グループ地域・連携支援課
 TEL: 03-5470-1533 HP: <http://www.smrj.go.jp/>
 北陸支部
 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL: 076-223-5761

〔中心市街地・商店街の施設整備を行う際の支援を受けたい〕

ハード整備事業（リノベーション補助金）

TMOや商店街振興組合等が行うアーケード、カラー舗装等の商業基盤施設等のハード整備を行う際に対して経費の補助を受けることができます。

対象となる方

TMO、商店街振興組合、商工会、商工会議所、第3セクター等

支援内容

TMOや商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法（詳しくはP99をご覧ください）等の認定を受けた事業計画等に基づき、中心市街地などの商店街・商業集積の活性化に資する商業施設等の整備に対する補助を受けることができます（中心市街地活性化法の認定を受けた場合には補助率・補助限度額が優遇されます。）

① 中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金

対象施設：教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、商業インキュベーター施設、共同荷捌き場・共同ゴミ処理場等商店街・商業集積の活性化を図る共同施設

② 中小商業活性化総合補助事業（うちハード事業）

対象施設：ファースド整備、テナントミックス店舗、電子計算機や関連機器設備等、その他商店街・商業集積の機能を高める施設

■ TMO計画に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費（土地代を除く）の1/3（但し、一定の要件を満たす場合には1/2）を国が補助（地方公共団体が同額負担）。補助限度額は通常5億円。（一定の要件を満たす場合には7.5億円）

■ 他の計画に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費（土地代を除く）の1/4を国が補助（地方公共団体が同額負担）。補助限度額は通常1.5億円。

手続きの流れ

- ① 組合等から都道府県（市町村）に事業計画を提出
- ② 都道府県（市町村）は事業内容を審査の上、経済局に事業計画を提出
- ③ 経済産業局、中小企業庁で事業内容を審査
- ④ 経済産業局より都道府県（市町村）に対し補助金を交付
- ⑤ 都道府県（市町村）から補助金を受給

募集期間

各都道府県中小企業担当課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・中部経済産業局商業振興室等
- ・石川県商工労働部経営支援課

補助金

〔中心市街地・商店街のソフト事業に対する支援を受けたい〕

ソフト事業(TMO・商店街等活性化支援事業)

TMO、商店街振興組合等が中心市街地等の商店街・商業集積の活性化を図るために行う自発的な取組を行う際に補助が受けられます。

対象となる方

- ①～③の事業を実施する場合：商店街振興組合、TMO、NPO、社会福祉法人(②のみ)等
- ④～⑥の事業を実施する場合：TMO

支援内容

- ①商店街等活性化事業
商店街等の活性化を目的とした、空き店舗対策(チャレンジショップ、カルチャー教室等)、駐車対策(パーク&ライド方式導入、共通駐車券システム等)、顧客サービス強化対策(IT化、高齢化に対応したカード事業、宅配事業等)を行う際、必要な経費の一部について補助を受けることができます。
- ②商店街活性化コミュニティ施設活用事業
商店街の空き店舗を賃借して、保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティ施設を設置運営する際に必要な経費(賃貸料、改装費等)の一部について最長3年間補助を受けることができます。
- ③商業タウンマネジメント計画策定事業
TMO構想又はTMO計画を策定するために必要な調査研究(研究会開催、先進事例調査、アンケート調査等)を行う事業を行う際、必要な経費の一部について補助を受けることができます。
- ④中心市街地活性化フォーラム支援事業
商業者、地域住民等の中心市街地商業活性化に関わる様々な活動等を取りまとめて、まちづくりに関するフォーラムを開催し、コンセンサス形成を図る事業に対して必要な経費の一部について補助を受けることができます。
- ⑤TMO自立支援事業
特産品販売、テナントリーシング等の中心市街地活性化に資するTMOが行う事業に対して必要な経費の一部が補助されることで、TMOの経営基盤確立が支援されます。
- ⑥タウンマネジメント事業
テナントミックス、マーチャンダイジング等の専門的知識を有し、各種活性化事業間の連携を図り、中心市街地を一体的に管理・運営できる人材をTMOが確保することに対して必要な経費の一部について補助を受けることができます。

補助率

- ①～②の事業を実施する場合：
国1/3、都道府県(又は市町村)1/3、商店街振興組合等1/3
- ③～⑥の事業を実施する場合：
国1/3、市町村1/3、TMO等1/3

補助限度額

上限なし、下限100万円

募集期間

各経済産業局にお問い合わせください。

ご利用方法

- ①TMO、組合等が、①～②の事業の場合は都道府県(又は市町村)に、③～⑥の事業の場合は市町村に、事業計画を提出
- ②都道府県又は市町村は、事業内容を審査のうえ、経済産業局に事業計画を提出
- ③経済産業局は事業内容を審査し、交付決定
- ④経済産業局から、都道府県又は市町村に対して補助金を交付
- ⑤都道府県又は市町村から補助金を受給

お問い合わせ先

- ・ 中部経済産業局商業振興室
- ・ 石川県商工労働部経営支援課
- ・ 各市町村商業担当課

情報提供・
相談

セミナー・
研修

〔中心市街地活性化のためのノウハウや先進事例はありますか〕

中心市街地／TMO活性化推進シンポジウム事業

中心市街地活性化を推進するための具体的なノウハウや先進事例の情報が得られます。

対象となる方

市町村、TMO※、商業者、地元関係者など中心市街地の活性化に取り組む方、あるいはそのような取組に興味のある方

※TMO: 中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所又は第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。

支援内容

シンポジウム事業

全国各地域におけるTMOの活動状況(TMO事業の具体化に関するノウハウや先進取組事例等)をもとに、その具体的手法や成功のヒントをPRすること等を目的としたシンポジウムが開催されます。

シンポジウム実施会場・時期

実施会場

①東京

②地方主要都市

(具体的な場所については各経済産業局にお問合せください。)

実施時期

開催場所により異なりますので、下記にお問合せください。

募集時期

開催場所により異なりますので、下記にお問合せください。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁商業課 TEL:03-3501-1929
- ・ 中部経済産業局商業振興室等

〔中心市街地・商店街活性化へのアドバイスを受けたい〕

中心市街地・商店街活性化専門指導事業

中心市街地や商店街の活性化のための取組を行う際、専門家が派遣され、必要な助言等が受けられます。

対象となる方

- (1) 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業
商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織等
- (2) 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業
TMO、TMOになろうとする組織を抱えた市町村
- (3) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業
商店街振興組合、事業協同組合、第三セクター（高度化支援事業の出融資を受けている公益法人、株式会社）等

支援内容

- (1) 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業
中小企業診断士、建築士等の商店街の活性化に関する分野の専門家が商店街等に派遣され、商店街の活性化のための計画策定等の支援が受けられます。
- (2) 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業
TMO又はTMOになろうとする機関が行う中心市街地活性化への取組に対して、中小企業診断士、建築士、再開発プランナー等の中心市街地活性化に資する専門家が派遣され、各種事業の企画・立案、テナントミックス等に係るアドバイスを受けられます。
- (3) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業
組合等の事務局が脆弱なため、活性化への取組が十分行えない状況にある組合等は、企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家が派遣されることにより、事務局機能の強化を図ることができます。

ご利用方法

- (1)・(3)については
- ① 都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会議所・商工会、(協)全国共同店舗連盟のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に申し込み（申し込みは随時受け付けております）。
 - ② 中小企業基盤整備機構から、アドバイザーを派遣。
 - ③ 中小企業基盤整備機構に対し、アドバイス内容等を報告。
- (2)については
- ① 中小企業基盤整備機構に申し込み。同時に、都道府県に派遣申し込みの写しを送付。
 - ② 中小企業基盤整備機構から、アドバイザーを派遣。
 - ③ 中小企業基盤整備機構に対し、アドバイス内容等を報告。

お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ地域・連携支援課 Tel:03-5470-1533
- ・日本商工会議所流通・地域振興部 Tel:03-3283-7864
- ・全国商工会連合会振興部振興課 Tel:03-3503-1256
- ・全国中小企業団体中央会調査部 Tel:03-3523-4903
- ・全国商店街振興組合連合会 Tel:03-3553-9300
- ・(協)全国共同店舗連盟 Tel:03-3592-0721

ものづくり支援

(石川県工業試験場)

お問い合わせは TEL : 076-267-8081

FAX : 076-267-8090

URL : <http://www.irii.go.jp/>

E-mail : sidou@irii.go.jp

工業試験場では、モノづくり支援センターを整備し、企業の技術開発、製品開発などを支援する「企業のための試験室・実験室」として開放しています。

1. 技術相談・指導を行います。

企業が抱えている技術的な問題点を解決するため、次のような「相談・指導」を行います。

(1) 新産業創造に対応する技術支援

企業の技術者が工業試験場での研究・試作・分析などの業務に参画し、研究開発や試作のノウハウ、評価・分析技術を習得する「モノづくり技術高度化開発指導」

(2) 既存産業の高度化支援

豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが現地に出向き、生産技術、新技術、製品開発などの技術的支援を行う「技術アドバイザー指導」

工業試験場研究員や専門家等を企業に集中的または長期間にわたって派遣し、製品開発における技術的課題の解決などの支援を行う「研究員等派遣指導」

技術移転した研究成果について、生産体制の確立に向けた支援を行う「技術移転フォローアップ推進指導」

各産地へ工業試験場職員が出向き、技術相談に応じる「拠点技術指導」、「巡回技術指導」

企業の緊急的な技術課題について技術相談に応じる「簡易技術指導」

九谷焼産地の活性化と近代化を図るため、陶磁器全般にわたる技術課題の討議や生産技術の指導

(3) 社会的課題の技術的解決

中小企業が行うリサイクル製品や環境計測や浄化のための装置等環境開発関連製品を開発支援するための指導

福祉関連機器やユニバーサルデザイン製品を開発支援するための指導



微生物製剤の拡大写真 (×200)

研究員等派遣指導例

微生物製剤の大量生産技術

2. 研究開発を行います。

企業や大学との共同研究を積極的に進め、その成果を広く業界に普及し、技術振興に役立てます。

- (1) 業界のニーズに応える生産技術や、新分野開拓に必要な技術の開発
- (2) 国内外の研究者との「研究交流」と、県内企業に対する技術の橋渡し
- (3) 社会的な課題である「情報技術」、「環境対応技術」、「医療・福祉技術」、「新エネルギー技術」などについて、産学官による研究会の開催や研究の実施



研究例 1
排便検知システムの開発



研究例 2
超音波リニアステージの開発

3. 技術情報を提供します。

製品開発や技術開発を行っている皆様へ、最新の技術情報を提供しています。

- (1) 当場の活動や成果を載せた「技術ニュース」、「研究報告」などの発行
- (2) インターネットを用いた情報提供、相談

4. 測定・分析を行います。

企業から持ち込まれた製品や材料などの試験、測定、分析を最新鋭の試験計測機器で行います。また、これらの試験データを用いた技術指導も行っています。

- (1) 材料試験、繊維試験、化学・分析試験、精密測定試験など



新しく導入したマイクロフォーカス
X線TV・CT検査装置



工業試験場のホームページ

産業創出・販路開拓支援

((財) 石川県産業創出支援機構)

(財) 石川県産業創出支援機構 (以下、支援機構) は、産学官のコーディネート機関、新産業創出のための総合的支援機関・ワンストップウインドウとして、産学官の強い連携と人的、物的、知的資源を総合的に活用し、県内、国内外を広範に結ぶ情報と人脈のネットワークの構築を通して、21世紀の石川県経済を牽引する新しい産業を生み出すことを目的としています。

1. 総合的な相談窓口と産業情報化の推進

- (1) ワンストップ・サービス (総合相談窓口) の提供
技術・経営・市場等に関する情報のほか、産業IT化に関する情報、新規事業・新分野への進出等に必要情報を総合的に提供します。
研究開発・情報通信・経営・小売商業・特許等に関して専門のコーディネーター、アドバイザーを配置して相談に応じます。
電話、FAX、E-mailによる相談にも応じます。
各種商用データベースを活用した情報検索サービス。
各種年鑑・統計・白書・市場情報・専門誌等の雑誌・図書の閲覧・貸出および人材育成・販売促進、最新技術など、経営に役立つビデオソフトの視聴・貸出サービス。
情報誌「ISICO (イシコ)」の発行
- (2) 産業情報のポータルサイト「DGnet (デジネット)」による情報発信
DGnetは、あらゆる産業情報をインターネット上で提供しています。(http://www.isico.or.jp)
ユーザー参加型サイトでイベント・セミナー情報や企業情報、新製品情報等を発信できます。
ビジネスに役立つ情報を「DGnet News」として無料でメール配信します。
経営・技術ノウハウ相談について、専門家が素早く的確にメールでアドバイスします。
- (3) リテール (小売商業) への支援
バーチャルショップの運営ノウハウ取得セミナー等の開催。
ISICO バーチャルモール「お店ばたけ ISHIKAWA」(http://www.omisebatake-isico.com)の運営。
- (4) SOHO事業者への支援
企業とSOHOの事業連携と交流を促進するホームページ「いしかわ SOHO プラザ」
(http://www.isico.or.jp/soho) の運営。
SOHO 事業者支援施設「いしかわ SOHO プラザクリエイションオフィス」の運営。
SOHO 事業者のスキルアップを図るセミナーの開催。
- (5) ものづくり産業活性化のための若年者の就業支援 (ジョブカフェ石川)
 - ・産業人材の発掘・育成、企業の人材確保等に関する支援
 - ・若年者の就業意識の啓発、就業機会の創出・拡大支援

2. ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援

- (1) 研究開発資金の提供
県内中小企業等が行う新製品・新技術等の研究開発事業に対し助成金を交付します。
<制度の概要>
助成限度額：200万円以内
補助率：助成対象経費の1/2以内
対象分野：石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する開発事業
本助成制度のほか、国、県等が実施している新技術・新製品の開発に対する補助制度等の紹介や、申請に関する相談も行います。

- (2) ベンチャー・創造的企業の成長、新事業の事業化に対する総合的な支援
 - 講習会、石川県産業大学経営講座の開催
 - 継続的経営指導の実施
 - 販路開拓支援
 - 大学、研究機関等による創造的中小企業等に対する経営技術指導の斡旋仲介 等
- (3) 異業種交流・融合化に対する支援
 - 異業種交流に関心を持つ企業のグループづくりに向けた勉強会や交流の場づくりを行うとともに、県内異業種交流・融合化グループによる新製品開発、販路開拓事業等への支援を行います。
- (4) 専門家派遣
 - 県内の中小企業が抱える種々の課題（経営、技術、人材、情報化等）の解決を図るため、その目標あるいは目的に応じて専門家を派遣し、具体的・実践的なアドバイスをを行います。

3. 中小企業の再生支援

「産業活力再生特別措置法」に基づく認定支援機関として、中部経済産業局から中小企業再生支援協議会事業の委託を受け、中小企業の再生を支援します。

- (1) 対象企業
 - 経営上の問題を抱え、企業の将来に不安があるが、意欲を持って新しい企業づくりに取り組もうとする石川県内の中小企業。
- (2) 支援内容
 - 窓口相談
 - 中小企業の再生に精通した専門のアドバイザーが、企業からの相談に基づき再生の可否を見極めます。
 - 再生支援
 - 再生可能と判断した企業に対し、適切なアドバイスや指導、経営改善計画の策定、制度融資や金融機関との調整など、経営健全化に向けての支援を行います。

4. 産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進

当支援機構では、地域資源の有効活用と産学官の力を結集して、石川県における技術研究開発を総合的に推進するため、企業からの受託研究・共同研究、産学官連携研究開発、国の大型プロジェクト事業へのコーディネート等の事業を推進・支援します。

また、人材育成の研修講座、研究交流会等の開催、研究開発補助事業を行います。

- (1) 産学官交流・連携
 - ・つくば学研都市の研究者・技術者との交流
 - ・共同研究及び事業化を目指した研究会等の開催 他
- (2) 産学官共同研究の推進・支援
 - 産学官が連携して、大学等の頭脳・技術シーズ等を活用しながら次世代技術を開発するための共同研究を推進するとともに、国・県等の支援制度を活用した共同研究実施のための制度紹介、申請書作成支援等を行います。また、大学や工業試験場等公設試験研究機関との共同研究の実施についても、紹介・斡旋、相談等を行います。
- (3) 受託研究の実施と斡旋紹介
 - 企業等から委託されたテーマについて、県工業試験場等公設試験研究機関と連携しながら研究開発を行います。
 - また、大学や研究機関へ研究を委託する際の紹介、斡旋や契約事務についてのアドバイスをを行います。
- (4) 人材育成・産学官連携セミナーの開催
 - 先端技術の応用や新しい生産技術、新分野進出、環境保全等に関する講習会（産業大学技術講座）を開催し、次代を担う技術人材の育成と産学官相互の交流促進を行います。

5. 特許情報の流通・企業化を推進

具体的な商品化や有効利用にいたっていない未利用特許等の流通・起業化を推進するとともに、大学や研究機関から生まれる研究成果の実用化をサポートします。

(1) 特許情報の提供、斡旋

特許の流通や検索等に関する専門知識を持ったスタッフと専用端末を配置し、企業や大学、研究機関等が持っている取引可能な特許についての調査や斡旋を行います。

(2) 説明会、相談会の開催

特許取引促進や特許電子図書館の有効活用に関する説明会や相談会を実施しています。

6. サイエンスパークにおける産学官交流連携、新産業創造の支援拠点

(1) いしかわサイエンスパークのワンストップサポート（総合相談窓口）

新産業創出や新分野進出、新技術開発をめざす際の総合窓口を設け、パーク全体の連携を促進し、パーク内の研究開発資源を有機的に結びつけ、情報・人材・技術・資金など、事業活動の総合相談窓口となります。

(2) いしかわサイエンスパーク交流会の開催

パーク内に立地する北陸先端科学技術大学院大学や企業、研究所、支援機関などの情報交流と支援サービスの向上を図り、産学官連携の促進に資する。

交流会・見学会の実施

講演会、セミナーの実施

ISP交流会ニュースの発行

(3) インキュベーター「いしかわクリエイトラボ」の運営・管理

主に創業間もないベンチャー企業や新分野進出を目指す中小企業に低廉な事業スペースを提供するインキュベーターを設置し、入居企業に対しては、北陸先端科学技術大学院大学との共同研究斡旋、専門家による各種相談・指導など総合的な支援を行います。

(4) 賃貸施設「いしかわフロンティアラボ」の運営・管理

サイエンスパークに進出するベンチャー企業や研究開発型企業等に低廉な戸建て賃貸施設を整備し、新商品開発や技術の高度化に取り組む企業を支援します。

(5) 高速・大容量通信に最適な情報通信インフラを整備

サイエンスパークホームページ (<http://www.ishikawa-sp.com>) に情報発信スペースを提供

いしかわサイエンスパークのホームページ上で、進出企業の情報を世界に広く発信します。

インターネット高速接続を完備

最大100Mbpsの通信回線など、ブロードバンド時代に最適な情報通信インフラを提供します。

(6) 産学官連携促進コンベンション施設「石川ハイテク交流センター」の管理・運営

情報システムに対応可能な映像システムを備え、学会やセミナー、シンポジウム等の利用に適しています。

7. 受・発注のあっせん及び販路開拓

(1) 受・発注のあっせん

取引のあっせん

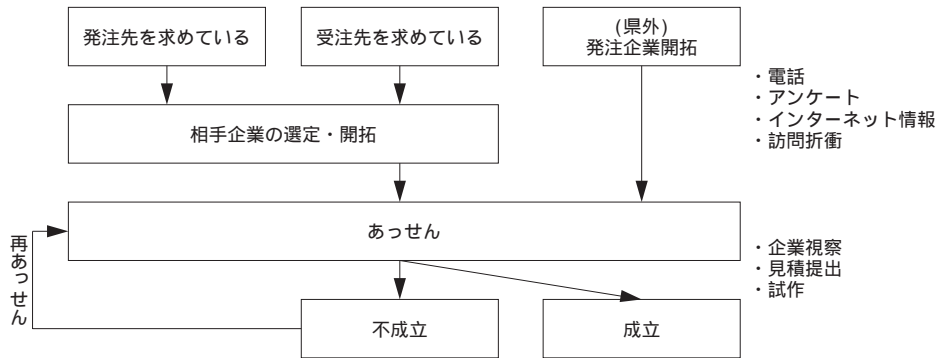
仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介・あっせんします。

発注企業開拓、取引あっせんにおいては、県外企業の発注を積極的に誘導して、結びつきを図ります。

なお、紹介・あっせんにおいては企業秘密を守ることは勿論、一切無料で行います。

取引あっせんの手順

仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介・あっせんします。



情報の収集・提供

受・発注情報の収集と提供

県内外の企業に対する巡回、訪問折衝やアンケート調査により、受・発注情報の収集及び企業動向の把握を行うとともに情報誌「I S I C O (イシコ)」を発行して、取引に必要な情報を提供します。

その他の業務

- (ア) 石川県中小企業技術交流展の開催
- (イ) 石川県企業交流懇談会の開催
- (ウ) 石川県受注開拓懇談会の開催
- (エ) 下請中小企業取引条件改善講習会の開催

当機構に企業登録を

・登録とは

発注企業と受注企業との紹介・あっせん、受・発注情報の提供などを効果的に行うためのものです。

・対象企業

企業規模に関係なく、製造業を営む企業であれば県内外を問わず、無料で登録できます。

・手続き

当機構所定の登録申込書にご記入の上、登録して下さい。

(2) 販路開拓

販路開拓の支援

石川ブランド認定品に代表されるような新製品を開発し、意欲的に新規分野への参入を図る中小企業のために、販路開拓を支援します。また、業界動向のチェック、新規取引先への紹介など、新製品の営業活動をサポートするとともに次の業務を実施しています。

- (ア) 石川ブランド優秀新製品販路開拓支援
- (イ) 首都圏での石川产品展示・商談会「I S H I - B R Aマーケットプレイス」の開催
- (ウ) 特定業界向石川県産品販路開拓支援
- (エ) 官公需向新製品販路開拓支援
- (オ) 販路開拓プラン個別アドバイス

石川県ビジネスサポートセンターの運営

県内中小企業の首都圏進出をバックアップする活動拠点として貸オフィスを運営しています。

- (ア) 所在地 東京都千代田区麹町4-8 麹町クリスタルシティ西館 石川県紀尾井会館内
- (イ) 施設内容 貸オフィス 12室 商談室 1室

(財) 石川県産業創出支援機構

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地 (石川県地場産業振興センター新館)

代 表 TEL : 076 - 267 - 1001 FAX : 076 - 268 - 4911

販路開拓課 TEL : 076 - 267 - 1140 FAX : 076 - 268 - 4911

U R L : <http://www.isico.or.jp> E-mail : info@isico.or.jp

県内各市の中小企業施策

金 沢 市

商業振興関係

1. 金沢市の中小企業のための融資制度

金沢市では、中小企業者の事業の経営安定、設備の近代化等に必要な資金など、低利・固定金利で便利な各種の融資制度を設けています。

2. 金沢市の商業振興を図るための施策

金沢市では商店及び商店街振興のために次のことを行っています。

(1) 商店街施策

商店街診断

商店街を総合的に診断します。

商店街活性化巡回指導事業

専門指導員が商店街へ出向き、商店街が抱える問題についてアドバイスします。

商店街空洞化対策事業

商店街が空き地や空き店舗を借り上げ整備し、有効活用するための経費の一部を助成します。

商店街の共同施設設置事業補助

商店街が独自で設置する、共同施設（街路灯・アーケード・立体駐車場・カラー舗装等）について助成します。

商店街振興プラン作成事業補助

商店街が自ら作りあげる「商店街振興プラン」策定事業費に対し、助成します。

商店街ふれあい推進事業

地域商店街が主催するイベントに対し助成します。

商店街C I戦略推進事業

商店街が統一したコンセプトに基づいて行うC I戦略活動について助成します。

中心市街地出店促進事業

中心市街地にある商店街の空き店舗へ出店される中小企業者に対し、家賃の一部を商店街を経由して助成します。

中心市街地生鮮食料品店出店促進事業

中心市街地において生鮮三品を中心とする食料品店の出店を促進させるため、小売商店や食料品スーパーの店舗改装費や家賃に対して助成します。

中心市街地ファサード等整備事業

中心市街地にある商店街の統一コンセプトに沿ったファサード（店舗等の外壁）やショーウィンドーの整備費の一部を助成します。

地域商店街経営改善モデル商店奨励事業

新たな商業展開を図り、地域コミュニティの中心となる機能を持った商店（街）づくりの店舗の改装費に助成します。

IT活用事業

情報技術（IT）の活用に関する事業の展開等に対して助成します。

商店街アメニティ空間整備事業

商店街の快適性・利便性向上を目指した設備の設置費及び購入費に対して助成します。

アートアベニュー賑わい創出事業

金沢駅から金沢21世紀美術館までの通りに面する地域においてアートを活かした店舗改装や新たな出店に対して助成します。

- (2) 商業団体育成施策
 中小企業組織化促進事業
 商店街振興組合、事業協同組合を新たに組織化した団体について一定の条件の基に20万円を限度に助成しています。

工業振興関係

1. 金沢市の工業振興を図るための施策

(1) 工業立地促進施策

工業立地にかかる助成と融資

条例に基づき、市内での工場立地・高度化について助成します。

また、本市産業構造の多様化に資す新規産業を導入するため、金沢テクノパークを造成し、その企業誘致活動を行っています。

一般地区

区	対象業種	研究所・高度産業		その他製造業	
		研究所等の特定事業所 高度技術製品製造工場			一般製造工場 (付帯物流施設含む)
分	地区指定	工専、工業、準工 (特定事業所は指定なし)		工場適地	
	対象物件	土地、建物・設備 (既存工場の取得を含む)			
	事業所の規模	大企業および中小企業			
助成	助成基準	土地 3,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上	または投下資本1億円以上		土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上
	助成率 ()は限定額	土地 20% 建物・設備 5% または投下資本の10% 特認の場合3億円限度	2億円限度		土地 20% 建物・設備 5% } 2億円限度 特認の場合3億円限度
	雇用助成	上記対象工場等の新規雇用 (市民5人以上) に対する助成・助成率 1人につき20万円、限度額4,000万円 (200人まで)			
融資	利率	低利、固定金利 (利率は変更することがあり、融資実行時点の利率を適用)			
	返済期間	15年以内 (ほか1年以内据置)			
	限度額	5億円 (総事業費の3/4以内)			
	対象となる事業	特定事業所、高度技術工場の新設、増設 (投資額5千万円以上、従業員10人以上)		製造工場等の新設・増設	

金沢テクノパーク

区分	高度技術産業	地域拠点産業	試験研究所
対象業種等	エレクトロニクス、メカトロニクス、メディカル等の高度技術産業	独自技術、高付加価値、新分野等の地域拠点産業	研究開発部門、学術研究機関などの試験研究所
地区指定	工業専用地域 (建ぺい率60% 容積率200%) 工場立地法の特例工業団地 (工場敷地内緑地は免除)		
対象物件	土地 建物 設備		
助成基準	建物 1,500㎡以上 雇用 10人以上	建物 1,000㎡以上 雇用 5人以上	
助成率	土地取得費の20% 建物取得費の10% 機械設備費の10% } 限度額5億円		
雇用奨励助成金			
助成基準	上記対象工場等の新規雇用 (市民) 10人以上 新規雇用者×50万円 (限度額1億円) (200人まで)		

経営サポート

財務サポート

地域サポート

ものづくり支援

産業創出・
販路開拓支援

県内各市の
中小企業施策

安原異業種工業団地の分譲（第4次）

製造業を営む中小企業者のため、工場用地の分譲を行っています。

- ・分譲区画 7区画（複数区画の申込みも可能）
- ・区画面積 約760㎡～2,400㎡
- ・分譲単価 1㎡当り56,700円、57,700円
- ・融資制度 企業立地促進資金の利用可能

いなほ工業団地の分譲（第1期）

製造業及び運輸業を対象に、工業用地の分譲を行っています。

- ・分譲面積 5.0ha（うち、1.9ha分譲済み）
- ・区画面積
- ・分譲単価 1㎡当り54,500円、55,500円
- ・助成と融資（1）(ア)による

かたつ工業団地の分譲（第1期）

製造業及び運輸業を対象に分譲を開始します。

- ・分譲面積 1.3ha
- ・区画面積 オーダーメイド方式
- ・分譲開始時期 平成18年春（分譲価格査定中）
- ・助成と融資（1）(ア)による（分譲価格査定中）

市内工業団地の再整備

工場敷地内の緑化事業の助成、その他工業団地の再整備を行っています。

(2) 経営指導施策

金沢市では、工場経営の近代化、合理化を目的として次の事業を行っています。

- 機械金属工業経営相談室設置事業
- 金沢市工業団地連絡協議会活動事業
- 企業革新指導事業
- 中小企業支援コーディネーター事業

(3) 産学連携推進対策

中小企業の技術の向上を図るため、産学関係者の連携による次の事業を行っています。

- 産学連携運営委員会運営事業
- 技術開発ゼミナール開設事業
- 新製品・デザイン開発促進事業

(4) 新分野開拓受注促進施策

中小企業等の自社製品について海外販路の開拓を支援するため次の事業を行っています。

- 国際見本市出展促進事業
- 新製品販路開拓推進事業

(5) 新製品開発促進施策

- 産業発明奨励事業
- 優秀新製品開発奨励事業

(6) IT化促進施策

- 金沢市Eビジネス懇話会開催費
- SOHO事業まちなか集積促進事業
- 中小企業ITビジネス大賞奨励事業

(7) 異業種研修会館

異業種研修会館

中小企業者の研修または交流の場として、お気軽にご利用下さい。

- ・場 所 金沢市打木町東1400（第4次安原異業種工業団地内）
- ・概 要 第1～4研修室、情報化研修室、相談室、展示ホール
- ・開館日 毎週月～日曜日の午前9時から午後9時まで（12/29～1/3は休館）

- ・利用料金 あり
- ・申込方法 利用日の6カ月前から電話受付 (076 - 240 - 1934)
- (8) ITビジネスプラザ武蔵
IT関連の起業家支援、マルチメディアスタジオを活用し映像デザイン関連の人材育成を図ります。
 - ・場 所 金沢市武蔵町14番31号 (めいてつエムザ4～6階)
 - ・概 要 ビジネスルーム、ビジネスブース、マルチメディアスタジオ、編集室、情報化研修室、研修室、交流室
 - ・開館日 毎週月～日曜日の午前10時から午後10時まで (12/29～1/3は休館)
 - ・利用料金 あり
 - ・申込方法 利用日の前日の6ヶ月前から電話 (076 - 224 - 6340) にて予約受付
- (9) 金沢ビジネスプラザ南町
 - ・入居対象者 ITを活用して新しい商品やサービスの創出を考えている情報処理・提供サービス業、映像、デザイン業他これらに類する業を行っている者
 - ・場 所 金沢市高岡町2番35号 興能ビル4階 (南町バス停前)
 - ・概 要 貸しオフィス (ビジネスルーム3室、ビジネスブース5室)
 - ・利用期間 2年 (更新も可能)

2. 金沢市のファッション産業振興を図るための施策

- (1) 地場産業振興・新産業創出
 - 販路開拓の促進
 - (ア) 新製品販路開拓事業
グッドデザイン製品の開発や商品の販売促進に向けた市場調査を実施
 - (イ) 文化情報企業受注開拓交流会の開催
ファッション関連業界の新規受注開拓を目指し、首都圏で懇談会を開催
 - 新製品開発の促進
 - (ア) 国外向け新製品開発
海外デザイナー等の指導により、伝統工芸品等の金沢独自の素材を活かした国外向けの新商品を開発
 - (イ) 新製品・デザイン開発促進
産学連携による新製品開発、新規事業展開に助成
 - (ウ) 機械製品デザイン基盤整備費補助
ファッション性、デザイン性に優れた新製品開発を支援
 - 人材の育成・活用
 - (ア) ファッションリーダー育成費
繊維関連業界を牽引するリーダー的人材を育成
- (2) 伝統工芸品産業振興
 - 販路開拓の促進
 - (ア) 加賀友禅ルネッサンス事業支援
加賀友禅業界が取り組む新規活路開拓への方策を支援
 - 新製品開発の促進
 - (ア) 金沢ブランド工芸品開発推進
時代にあった新しい金沢ブランドの工芸品開発を目指す組合等、企業、グループ、個人に対し開発費の一部を助成
 - 後継者・人材の育成
 - (ア) 伝統産業技術研修者育成
伝統工芸の専門的な知識・技術修得を目指している者やその雇用者に対し、奨励金を交付
 - (イ) 伝統工芸職人奨励
特定の工程分野の若年従事者に奨励金を交付することで、後継者育成を図る

労働関係

勤労者の皆さんが安心して働けるようにと、金沢市では雇用促進と勤労者の福祉向上などに各種の奨励金制度や融資制度を設けています。

— 諸制度のご紹介 —

- (1) 金沢市高年齢者雇用奨励金制度
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
高年齢者(60歳以上65歳未満) 1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、
1年目は支払賃金の月額1/5(22,000円限度)
2年目は1/10(11,000円限度)
- (2) 金沢市母子家庭の母等雇用奨励金
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
母子家庭の母等1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、
1年目は支払賃金の月額1/5(22,000円限度)
2年目は1/10(11,000円限度)
- (3) 金沢市障害者継続雇用奨励金制度
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
障害者1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、24ヵ月
国の助成金の支給期間が1年6ヵ月(重度)の場合、支払賃金の1/3(24,000円限度)
1年(軽度)の場合、支払賃金の1/3(月額22,000円限度)
- (4) 金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金制度
公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を修得しようとする者で、本市に1年以上引き続き居住している30歳以上の者または障害のある人で15歳以上の者に次のとおり奨励金を支給します。

訓練期間	1年の場合	100,000円
"	6ヵ月以上1年未満	50,000円

- (5) 有料職業紹介事業者利用助成金制度
中小企業が民間職業紹介事業者を利用して、非自発的離職者を雇い入れた場合、その紹介手数料の一部を助成します。
 - ・助成対象 30歳以上の65歳未満の非自発的離職者を常用雇用した事業主
 - ・対象業種 専門、技術、管理的、事務、販売、サービスの職業に限定
 - ・助成額 30万円限度
 - ・対象期間 雇い入れから6ヶ月経過(常用労働者として定着)し、有料職業紹介事業者へ紹介手数料の支払いを完了した後
- (6) 紹介予定派遣利用促進助成金
紹介予定派遣制度を利用し、派遣社員を常用雇用に転換しようとする際必要となる紹介手数料の一部を助成します。
 - ・助成対象 派遣期間終了後、派遣社員を常用雇用した事業主
 - ・助成額 手数料の1/5(3万円限度)
- (7) 金沢市安定雇用促進奨励金制度
国のトライアル雇用事業を活用し、引き続き中高年齢者、若年者等、母子家庭の母等、障害者を常用雇用に移行した事業主に対し奨励金を支給します。
 - ・対象者 国のトライアル雇用事業を活用し、金沢市内に居住する中高年齢者、若年者等、母子家庭の母等、障害者を常用雇用に移行して、引き続き雇用している事業主。

経営サポート
財務サポート
地域サポート
ものづくり支援
産業創出・販路開拓支援
中小企業施策

- ・支給条件 トライアル雇用終了後、常用雇用に移行してから3か月経過後、75,000円を支給する。
- (8) 金沢市勤労者小口資金融資制度
教育費、医療費、住宅改造費、その他生活費にご利用下さい。
融資の対象者
市内に引き続き1年以上居住しかつ同一事業所に1年以上勤務している方
市の指定する信用保証協会の債務保証を受けること
融資の内容
融資限度額 100万円
融資利率 年2.55% (金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。)
償還期間 3年以内
- (9) 金沢市勤労者育児休業等生活資金融資制度
育児休業や介護休業を取得した勤労者の方に、生活資金を融資します。
融資の対象者
金沢市内に住所のある方
事業所に勤務する勤労者のうち育児休業等をし、またはしようとする勤労者で、育児休業等の期間終了後に復職することが確実な方
市税を完納している方
返済能力を有する連帯保証人1人を付することができる方
融資の内容
融資限度額 1人100万円
融資利率 年1.05% (金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。)
償還期間 5年以内 (借入額が50万円以下の場合は、3年以内)
- (10) 金沢市未組職労働者信用保証料補給金制度
金沢市に居住する未組織労働者が北陸労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることとなりますがその際の保証料を金沢市が補給します。

区 分		補給期間	債務保証 限度額	保証料率
生活資金	有 担 保	5年以内	3,000万円	0.15%
住宅資金	有 担 保	5年以内	3,000万円	0.15%

(注) この場合の「未組織労働者」とは
職場に労働組合のない労働者又は労働組合があっても、労働組合の保証が得られない労働者をいいます。詳しいことは石川県労働者信用基金協会 261-4347へおたずねください。

七 尾 市

1. 七尾市の中小企業のための融資制度や施策

中小企業者への融資

七尾市では、中小企業者の事業の経営安定、観光施設整備及び機械設備近代化等に必要な資金など各種の融資を行っています。

商工団体への育成補助金

各商工団体の行う組合事業等に対して補助金を交付し、その育成を図っている。

地場産業に対する奨励

伝統的な地場産業に従事する後継者技能者で、長年精励していたり、画期的な発明、考案をした方に地場産業奨励賞表彰を行っている。

七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例

21世紀に若者が希望を持ち、生き生きとした産業都市づくりのための七尾市に進出される企業に必要な助成措置を講ずるとともに、既存中小企業の産業構造の高度化を促進させるための支援を行うものです。

本条例は、助成金と融資の二本柱で構成され、助成金・融資額については、それぞれ最高2億円までとなります。

区分	対 象 要 件	内 容	限度額
助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設にあつては、投下固定資産総額が1億円以上で操業時に常用雇用の従業員を10人以上有する ・増設の場合は、投下固定資産総額が5,000万円以上で従業員を新たに5人以上増員すること。 ・製造業・先端技術産業・同関連ソフト産業及び試験研究関連事業所 	投下固定資産総額に100分の10を乗じた額	2億円
融資	<ul style="list-style-type: none"> ・用地は、1,000㎡以上を取得・造成 ・工場は、300㎡以上を新設、又は増設 ・用地取得後、3年以内に操業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得若しくは造成に要する経費、又は工場の新設若しくは増設に要する経費に3分の2を乗じて得た額 	2億円

小 松 市

(1) 小松市制度金融

市は、原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい、その調達コストに見合う分を利子補給します。取扱金融機関は、これに自己資金を加えて市内中小企業に資金を融資し、設備の近代化や経営の安定化を促すことにより、本市産業の発展に寄与することを目的としています。

(2) 工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する助成制度

小松市における工場立地及び中小企業構造の高度化を促進することにより雇用機会の拡大を図るとともに、小松市産業の健全な発展と市民福祉の向上に寄与するために次のような助成を行っています。

対 象 業 種	製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設、情報処理・提供サービスを行う事業所（コールセンター等）及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう。）の事業に供するもの。		
対 象 物 件	土地取得及び要した造成費 工場建設及び機械設備費		
地 区 指 定	工場立地法の規定により工場適地 市造成の工業団地・産業団地・工業用地及び特に市長が認める地区。		
立 地 助 成 金	対 象 要 件	「大規模工場」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上 用地取得後3年以内に操業	「中小企業者」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地1,000㎡以上 工場300㎡以上 常時雇用者5人以上 （物流施設にあつては新規雇用が見込めるもの） 用地取得後3年以内に操業
	助 成 率	土地20%以内（1億円限度） [準工業地域は10%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	土地5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]
小松市土地開発公社から用地（工場適地に限る）を取得する場合は、事業規模等を考慮して別途助成する場合もあります。ただし、その額については、用地に係る立地助成金を算出する際には、取得に要した経費から控除します。			
設 置 助 成 金	対 象 要 件	「大規模工場」対象 既所有地を行う工場の新・増設 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上	「中小企業者」対象 既所有地で行う工場の新・増設 工場300㎡以上 常時雇用者5人以上 （物流施設にあつては新規雇用が見込めるもの）
	助 成 率	建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]

高度化促進助成金	対象要件	中小企業総合事業団法施行令第3条に定める事業で、市長が認めるもの ・共同福利厚生施設 ・集団化事業等 ・工場アパート
	助成率	高度化事業に要する経費のうち市長が認める経費 対象経費のうち ・共同福利厚生施設 10%以内 ・上記以外のもの 2%以内
融資	利率	利率1.55%（平成15年6月1日現在）利率は変更になることがあります
	返済期間	融資期間 土地建物10年以内（うち据置期間1年） 設備 7年以内（うち据置期間1年）
	限度額	1億円（投資額×2/3以内）
	対象となる事業	雇用効果の見込みのある対象業種の工場等の新設・増設

(3) 産業育成研修制度

新しい産業の振興施策として、地域社会に貢献する人材育成を目的とし、一般市民を対象に産能大学等を通して通信研修を実施し、地域経済の活性化を目指しています。

・所定期間内に修了した人に対して受講料の4～6割を助成しています。

(4) 商工団体育成

商工団体の行う組合事業に対して補助金を交付し、その育成を図っています。

(5) 商店街施策

商店街振興組合等が、商店街活性化を目的に行う事業のうち、特に必要と認められるものに対して助成しています。

(6) 石川ブランド優秀新製品認定企業表彰

石川県機械工業見本市等において、「石川ブランド優秀新製品」と認められた市内中小企業に対して表彰し、奨励金を交付します。

(7) 中小企業退職金共済制度助成金交付制度

市内の主たる事業所を有する中小企業者で、平成14年4月1日以降新規に中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に加入し、市の定めた要件を満たす場合は、1年間に限り共済掛金の20%（限度額は、従業員1人当たり年額12,000円）を助成します。

(8) 中高年齢者等職業訓練奨励金交付制度

県内の公共職業能力開発施設や小松市内の認定職業訓練施設において、3カ月以上の職業訓練を修了した者で、本市に1年以上引き続き居住している45歳以上65歳未満の者または障害のある人に対して奨励金を交付する制度です。

(9) 技能功労者表彰事業

永く同一の職業に従事し、他の模範となる技能者を表彰することにより、技能者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的としています。

(10) 働く方達の生活安定資金

労働者生活資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のある方で、住宅資金で1億円、生活資金では、500万円が融資の限度となります。

労働者福利厚生資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のない方で、同様に住宅資金、生活資金の融資を行います。但し、住宅資金の限度額は7,000万円です。

勤労者小口資金融資制度

働いている者が、融資対象となります。限度額は100万円です。

勤労者育児・介護休業生活資金融資制度

育児・介護休業利用者に、休業期間中に必要とする生活資金を融資することにより、仕事と家庭との両立、継続就業を促進し、労働力の確保を図るものです。融資限度は、100万円です。

(11) 国際標準化機構規格認証取得支援事業費補助制度

市内に事業所及び工場等を有する中小企業者が国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境

管理、監査の国際規格の認証取得に要する経費に対して補助金を交付します。(認証を取得した日から6ヶ月以内に補助金を交付すること)

- ・ISO9000シリーズ 限度額30万円(平成18年3月31日に廃止)
- ・ISO14000シリーズ 限度額50万円

(12) 小松市ものづくり交流団体活動促進事業

本市の中小製造業者の新製品・新技術・開発を促進するために、ものづくり交流団体が行う研究会等の開催に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とします。

(13) 小松ブランド新製品等開発支援事業

今後成長が見込める医療・福祉・環境・情報通信等の分野における新製品・新技術開発を支援するため、本市の中小製造業者が行う販路開拓等に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、100万円を限度とします。

(14) 小松市中小企業設備投資促進助成金交付制度

(社)石川県鉄工機電協会の「延払による機械設備貸与制度」の設備投資または(財)石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」の機械金属設備貸与を受けている企業に対し、設備貸与を受けた日から3ヵ年の費用の一部(当該年度貸与料支払額×1.25/貸与年率、1年の限度額600千円)を補助します。

(15) 小松市常用雇用転換奨励金

非常勤等で雇用された母子家庭の母に研修・訓練を実施し、常用雇用に移行した後、引き続き6ヶ月間継続雇用した事業主に対し奨励金を支給します。母子家庭の母一人当たり30万円です。

輪 島 市

輪島市の経済を取り巻く環境は依然として厳しく推移しているが、その中においても競争に強い中小企業を育成するとともに、企業経営の安定化と近代化を支援し、基幹産業である漆器と観光の振興を柱として、次の施策の推進を図っております。

1. 中小企業のための融資制度

(1) 追認保証小口事業資金

用途...運転、設備 融資限度額...1,500万円

(2) 輪島市中小企業経営安定資金

用途...運転、設備 融資限度額...運転2,000万円、設備1,000万円

2. 商工業の振興に関する支援制度

(1) 輪島市商業活性化推進支援制度

市内における商店街の賑わいと魅力を高めるため、商店街が実施する相乗効果の高い事業や空き店舗を活用して新たに小売業として開設する事業者を支援することによりまちの活性化につなげることを目的としています。

商店街対策

(ア) 空き店舗利用促進事業 改装費(補助率2/3 限度額500万円)

家賃補助(補助率1/2 限度額120万円)

(イ) 商店街魅力創出事業 ハード事業(補助率1/2 限度額500万円)

ソフト事業(イベント開催)

単独(補助率1/2 限度額200万円)

共同(補助率2/3 限度額300万円)

(ウ) 商店街情報化推進事業(補助率1/3 限度額100万円)

(エ) 商店街環境・リサイクル推進事業(補助率1/3 100万円)

(オ) モデル商店街バックアップ事業(補助率1/3 限度額100万円)

個店対策

(ア) 空き店舗利用促進事業 改装費(補助率1/3 限度額150万円)

家賃補助（補助率 1/4 ~ 2/3 限度額80~30万円）

(イ) 業種業態転換事業 改装費（補助率 1/3 限度額200万円）

(2) 輪島市中小企業等産業育成支援制度

既存企業や進出または新規創業する中小企業等の育成を図り、雇用の拡大と地元定住の促進による地域の活性化につなげるため、輪島の資源を有効に活用した新商品の開発や販売促進等を支援します。

新商品等研究開発費補助金

・新製品等の研究開発に要する経費（補助率 1/2 限度額200万円）

販売促進費補助金

・販路開拓を目的とする展示PR費（補助率 1/3 限度額100万円）

開設準備費補助金

・新規事業所開設に要する施設整備費（補助率 1/2 限度額300万円）

ITビジネスチャレンジ補助金

インターネット上のオンラインモール等に登録を行い、3カ月以上商売を行った事業主に対し、その登録料の一部を助成する。

（補助率 1/3 限度額 5万円）

(3) 中小企業振興助成制度

市内中小企業の協同組合等が行う、中小企業高度化事業に対し、助成または、補助金の交付を行います。

限度額：事業に投下した固定資産評価額の100分の1

3. 企業誘致の促進

輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

助成対象要件

区分	投資額の総額	新規地元常用雇用者
工場、研究所、 物流施設、教育施設 及びその他施設	5,000万円以上	5人以上
観光施設	10,000万円以上	10人以上
観光施設再生	5,000万円以上	5人以上

助成率

工場適地等での場合

新設.....100分の20 増設.....100分の10 再生.....100分の10

工場適地等以外の場合

新設.....100分の15 増設.....100分の7.5 再生.....100分の10

新規地元常用雇用者 一人あたり50万円加算

工場適地とは.....工場立地法による工場適地（輪島市臨空産業団地）とされた地区、臨海土地造成地及び市長が認めた地区

助成金の積算方法

投資額×助成率（20/100~7.5/100）+ 新規地元常用雇用者×50万円

限度額

1億円（市長特認2億円）

4. 漆器産業の振興

(1) 漆文化等の情報発信

歴史ある漆文化及び伝統の技を情報発信する拠点施設として平成15年7月に「輪島市工房長屋」を整備し、輪島塗の製造工程見学や沈金体験などを通じ、市民及び観光客等の来訪者に輪島塗を身近に感じてもらい、その理解及び関心を深めるため取り組んでいます。

- (2) 輪島漆器商工業協同組合の育成
輪島漆器商工業協同組合が行う、後継者育成事業、販路開拓事業等に対し助成をしています。
- (3) 後継者の育成 輪島塗技術後継者奨励金制度
月額50,000円/人 最長36カ月支給
輪島塗（木地、塗り）部門に新たに修業し、輪島塗製造技術を習得しようとする40歳以下の人を雇用した事業主に対して支給されます。

5. 観光産業の振興

公営海水浴場、公園、遊歩道、駐車場等、観光用施設の整備、千枚田並びに間垣等の観光資源の保全事業に対し助成を行っています。

さらに観光客誘致については観光協会と協力して出向宣伝をするとともに、ポスター、パンフレット等を作成し配布しています。

(1) 輪島市観光宿泊施設魅力アップ事業費補助金

市内において旅館業を営む方が、旅館、民宿等の宿泊施設を新築、増築または改装する場合において、その整備に対し補助金を交付することにより、地域の活性化を図り、輪島温泉郷の魅力を高めるとともに、本市観光産業の振興に寄与することを目的としています。

対象業種

市内で旅館業法に基づき許可を受けて営業している施設のうち、専ら観光客のための宿泊施設として営業する旅館・ホテル・民宿などが対象となる。

補助対象事業

対象業種施設が、旅館営業に必要な施設の新増築・改築（改装）及び温泉導入のための設備改修を行う場合、補助が受けられる。

対象区分

- ㊦ 宿泊施設整備...旅館業に必要な新設及び増改築費用（土地取得費用を除く）

投資総額：300万円以上

補助率：1 / 3

限度額：300万円

- ㊧ 温泉利用施設整備...旅館業に必要な新設及び増改築費用（土地取得費用を除く）

投資総額：100万円以上

補助率：1 / 2

限度額：300万円

注1：新築及び増改築、温泉導入等により上記の補助を受けた場合、引き続き（最低3年以上）旅館施設として営業することを条件とする。

注2：温泉利用施設整備に伴う温泉導入施設については、輪島市が所有する源泉を利用する場合に限定し、施設独自の源泉を利用する場合は対象とはしない。

注3：同一の施設が受けることのできる補助金の総額は、500万円を限度とする。

(具体的な対象事例)

改築改装の範囲...宿泊客が利用する客室、食堂、浴室、洗面所、玄関、ロビーなどの内外装

温泉導入の設備...温泉貯湯タンク、加熱用熱交換器、ろ過器、浴槽までの配管などで、浴室改装及び浴槽、ボイラーの取替えは宿泊施設整備の改築・改装扱いとする。

制度実施期間 平成17年4月1日から平成19年3月末までの2カ年間に限定

6. 労働対策

地域の出稼労働者を中心とした雇用機会の確保については、職業安定所と密接な連絡を図っています。また、地区労働組合協議会に対しては健全な組織活動を促進するため助成を行っています。さらに労働者の生活の安定、住宅対策の推進を図るため石川県労働金庫へ利子補給補助を行っています。

なお、各市の金融制度一覧については、本会発行の金融の手引き（17年度版）をご参照下さい。

珠 洲 市

1. 企業誘致の促進

珠洲市における企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

助成対象要件

製造業及び情報サービス業等で本市の経済の発展に寄与すると市長が認めるものをいう。

新設.....投資額の総額が1,000万円以上で、常時使用する従業員が3人以上であること。

増設.....投資額が1,000万円以上で、新たに増加する常時使用する従業員が3人以上であること。

助成金額

新設.....投資額の100分の20

増設.....投資額の100分の15

5億円を限度とします。

加 賀 市

1. 加賀市の制度融資について

加賀市では、中小企業者の事業の設備投資や経営の安定、並びに勤労者の福祉増進・生活安定を図るため、原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい、その調達コストに見合う分を利子補給し、取扱金融機関は、これに自己資金を加える各種の制度融資を行っています。

2. 商工業の振興を図るための支援

(1) 加賀市では、商工業振興事業に対して必要な経費の一部補助を行っております。

商工業振興奨励事業に係る補助

(ア) 市場、動向、意識、事業高度化等の調査

(イ) 物産展、展示会等の開催

(ウ) 製造等の技術、技法の開発

(エ) 中小企業相談所の開設

(オ) 新商品開発に係る助成

商工業組合強化事業に係る補助

(ア) 商工業組合の業務施設の新築及び増改築工事費（主たる建物に限る）

商工業人材育成事業に係る補助

(ア) 通信教育の受講に要した経費

(イ) 創業等に要する経費

商業活性化推進事業に係る補助

(ア) 緑化施設、街路灯、駐車場など公衆利便施設の整備工事費及び借上げに要する経費

(イ) ソフト事業に要する経費

(ウ) 空き店舗の改装及び借上げに要する経費

(エ) 商店街統一コンセプトに基づく外装等に要する経費

商業集積推進奨励事業に係る補助

商業団体の80%以上の参加により、消費者の利便及び地域商業の集積を図るためのサービス情報の処理等（例：スタンプカード化事業など）を行う設備の整備に要する経費

商工業国際標準規格等認証取得奨励事業

ISO14001の認証取得に要した審査登録料

商工業経営安定強化事業に係る補助

中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約に基づく掛金

商工業退職金制度加入奨励事業に係る補助

中小企業退職金共済法または所得税法施行令に規定する退職金共済契約に基づく掛金

- (2) 加賀市では、産業の健全な発展や雇用の増大を図ると共に、工場立地の基盤の開発・整備並びに立地環境の保全を行っております。

* 加賀市における企業立地の促進並びに中小企業高度化事業に係る助成及び融資制度

補	対 象	製造業者・物流加工業	研究所、ソフトウェア業、情報処理・サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業	高度化事業	
	条 件	<ul style="list-style-type: none"> 新規に雇用する従業員及び加賀市に転入する従業員を合わせた数が5人以上（常時使用することとなる、加賀市に住所を有する者） 投資額 1億円以上 			
助	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 用地の取得費用 用地造成費、建設費、設備費 		事業費	
	率・制度	工場適地、公害防止のための移転の場合 <ul style="list-style-type: none"> 用地取得費の10%（3,000㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内 その他の用地の場合 <ul style="list-style-type: none"> 用地取得費の5%（3,000㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 用地造成費、建設費、設備費の2.5% 2億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得費の10%（1,500㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内 	5% 2億円以内	
融 資	便宜供与 条 件	補助金に替えて道路及び用排水路を整備し、又は公害防除施設を設置することができる。 助成条件に同じ			
	限 度	(用地の取得及び造成に要する資金 + 建物、設備等の取得に要する資金 [= 事業費]) × 2/3 (3億円以内)		事業費 × 2/3 (3億円以内)	
	期 間	10年以内（据置2年以内）			
	利 率	市長の定める額			

- (3) 加賀市では、市内の事業所に勤務する九谷焼技能後継者に対し、奨励金を支給（1人50,000円）しています。
- (4) 加賀市では、「石川ブランド優秀新製品」等、各種展示会等で優秀と認められた新製品・新技術を開発された市内中小企業者に対して表彰し、奨励金を交付します。

3. 観光産業の振興を図るための支援

- (1) 加賀市では、観光産業の振興を図るために、次の支援を行っています。

観光行事助成事業に係る補助

- (ア) 法人または団体が催す祭礼等の行事に要する経費

観光施設整備事業に係る補助

- (ア) 市が管理する以外の史跡、名勝地等の整備に要する工事費

鉱泉源保護施設整備事業に係る補助

- (ア) 鉱泉源等施設の整備工事費

- (イ) 鉱泉源等施設の維持管理費

観光宣伝事業に係る補助

- (ア) 出向宣伝、ポスター作成費及びテレビ宣伝に要する経費

大会等誘致事業に係る補助

- (ア) コンベンションの開催に要する経費

4. 勤労者の保護、育成を図るための支援

- (1) 加賀市では、勤労者福祉活動の推進、及び勤労者福祉施設の整備を図るために、次の支援を行っています。

勤労者福祉施設整備事業に係る補助

- (ア) 勤労者福祉施設の新築、増改築、または修繕工事費

- (イ) 直接事業の用途に供する設備備品購入費

労働団体施設整備事業に係る補助

(ア) 労働団体の事務、集会に用する施設の新築、増改築または修繕工事費

勤労者福祉向上事業に係る補助

(ア) 労働時間、労働条件の改善等に関する調査研究費

(イ) 講演会、研究会、大会等の開催経費

(2) 加賀市では、職場に労働組合のない労働者（未組織労働者）が石川県労働金庫から住宅資金を借り入れる際、信用保証料の補給（5年間）を行っています。

(3) 若年者のフリーター等がスキルアップのために行う訓練等に対し、支援金を交付します。

(4) 市内の母子家庭の母を短期雇用後、職業訓練を経て常用雇用に転換した事業主に助成を行っています。

羽 昨 市

1. 羽昨市の融資制度

羽昨市では、市内中小企業者の経営安定及び事業資金として各種融資制度を行っています。

(1) 追認保証小口事業融資

商工会の会員または商工会の経営指導を受けている中小企業者であって、常時使用する従業員が40人以内（商業またはサービス業は10人以内）の小規模企業者であること。

ただし、売上が減少しているもので商工会が特に必要と認めたものは対象とし、県信用保証協会の保証を受けたうえで貸し出しされています。資金の用途は事業資金、限度額は1企業につき1,500万円。返済期間は運転資金5年以内、設備資金7年以内。利率、返済方法、担保等は金融機関の定めによる。

(2) 中小企業経営安定資金

商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員で商工中金を通じて貸し出しが行われ、運転資金10年以内、設備資金15年以内その他は金融機関の定めによる。以上中小企業の方々に対する融資制度がありますが詳細については、各金融機関、商工会へお問い合わせ下さい。

2. 羽昨市の商工業振興にかかる助成制度

(1) 羽昨市商工業振興条例（市）

【助成対象要件】

工場等の設置……製造業や情報サービス業、先端技術産業、流通関連業、試験研究所の事業所を新設または増設すること。

投下固定資産の総額（土地・家屋・償却資産）が5,000万円以上、かつ常用従業員をあらたに5人以上（増設の場合は3人以上）雇用すること。

中小企業総合事業団法施行令に規定する高度化事業

【助成内容】

工場等の設置

(ア) 新設 10人以上 投下固定資産の総額10%（5～9人は5%） } 上限2億円
増設 5人以上 " 5%（3～4人は2.5%）

(イ) 新規地元雇用者数×50万円（移転従業員は25万円）（上限2,000万円）

高度化事業 投下固定資産の総額×5%

あつ旋等の便宜供与

羽昨市の補助金・融資制度

羽昨市	羽昨市商工業振興条例	H4.3.25	製造業、情報サービス業、先端技術業、流通関連業 学術若しくは開発等研究又は試験を行う事業 従業員 5人以上 (増設3人以上)	補助金	投下固定資産総額 新設 5人以上10人未満 5% 10人以上 10% 増設 3人以上5人未満 2.5% 5人以上 5% (限度2億円)
-----	------------	---------	---	-----	--

羽咋市	羽咋市商工業振興条例	H4.3.25	投下固定資産額 5,000万円以上	補助金 便宜供与	新規地元雇用者×50万円 移転従業員×25万円 (限度額2,000万円)
					用地のあっせん等

(2) 羽咋市中心市街地起業家支援補助金制度

中心市街地において新たに創業する起業家の方に、創業にかかる経費や借入額に対して50万円を限度に補助する。申請される方は、創業開始前に羽咋市商工会経営指導員の指導を受けて創業計画書を作成する必要がある。

対象起業家 40歳未満の若年起業家

女性起業家

若年起業家または女性起業家が設立した1年未満の法人

コミュニティビジネスの創業者（NPO等を含む）

中心市街地 川原町、的場町、本町、旭町、島出町、中央町地内

対象経費 店舗改装費、空店舗・駐車場等の賃借料、広告宣伝費等の創業にかかる経費、借入額

補助金額 {創業にかかる経費の2分の1} + {借入額の1%} (上限50万円)

3. 羽咋市経営支援融資

中小企業者の経営安定と振興のため、事業資金の融資を行っております。

【ご利用いただける方】

羽咋市内に事務所を有し、原則として、1年以上継続して、同一の事業を営んでいる方で、市税を滞納していない者。

なお、最近3カ月間または6カ月の月平均売上（生産）額が前年の同期の月平均売上（生産）額に比して、一定割合以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響を受けている方は、併せて利子補給金の交付を受けることも可能です。

【ご融資額】1事業所当たり運転資金1,000万円以内、設備資金1,500万円以内

【返済期間】運転資金 5年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

設備資金 7年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

【融資利率】1.68% ただし、毎年9月末日に利率を見直し、翌月より新利率を適用する。

【担保保証人】取扱金融機関所定による。

【信用保証】取扱金融機関所定による。

ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証扱いを受ける場合は、信用保証制度に基づく認定等が必要です。

【返済方法】元金均等返済

【利子補給額】融資額の1%以内

【申込期間】平成18年3月31日まで

【受付窓口】

(ア) 申込受付窓口は、取扱金融機関です。

(イ) 申込用紙及び倒産関連中小企業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。

(ウ) 倒産関連業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。

(エ) 申込用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。

(オ) その他、次の書類が必要となります。

㊦ 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）

㊧ 印鑑証明（3か月以内）

㊨ 住民票または登記簿抄本（法人）

㊩ 倒産関連中小企業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減

少していることを証するもの

㊦ その他金融機関所定の書類

【取扱金融機関】北國銀行羽咋支店、北陸銀行羽咋支店、興能信用金庫羽咋支店、
のと共栄信用金庫羽咋支店

白 山 市

(1) 中小企業等融資制度

白山市では、中小企業者の育成、勤労者の福祉増進及び雇用の拡大を図るため、各種の融資制度を設けています。

(2) 中小企業優秀製品開発者表彰

市内に事業所を有する中小企業または団体において、新製品または加工技術を開発し、市内産業の振興と高度化に貢献した個人、法人または団体を表彰します。

(3) 工場立地の促進に関する条例

本条例は、白山市における工場立地の促進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、工場立地の基盤の開発及び整備並びに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

対 象 地 区		工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地区及び市長が特に認める地区
助 成 金	助 成 対 象	1. 用地については、2,500㎡以上であること。 2. 工場については、床面積1,000㎡以上で、用地取得後または賃貸開始後3年以内に操業を開始するもので製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設その他市長が特に認める事業であること。 3. 操業時に従業員を10人以上有するものであること。 4. 上記の1から3を満たす工場の操業開始前日90日から当該操業開始後1年までの間に、市内在住者を5人以上新規に雇用するものであること。
	助 成 内 容	1. 用地の取得及び造成に要した経費の5%以内で1億円を限度とする。 (市長が特に認めるときは、10%以内で2億円を限度とする。) 2. 工場の新增設に要した経費の5%以内で、1億円を限度とする。 3. 新規雇用市内在住者1人につき、50万円で1,000万円を限度とする。
融 資	融 資 対 象	1. 用地については、1,500㎡以上の土地であること。 2. 工場については、床面積500㎡以上で、用地取得後または賃貸開始後3年以内に操業を開始するもので、製造業その他市長が特に認める事業であること。
	融 資 内 容	1. 用地の取得、造成及び工場の新增設に要する経費の2/3以内で5億円限度 2. 利率 1.70% (平成17年4月1日現在) 利率は変更することがあります。 3. 融資期間 10年以内 (うち据置2年以内)

(4) 未組織労働者信用保証料補給制度

市内に居住する者(住宅資金については、市内に居住しようとする者も可)が北陸労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることになるが、その際の保証料を市が補給する。

(5) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、新規に中小企業退職金共済制度に加入する場合、1年間に限り共済掛金の20%(限度額は、従業員1人当たり年額12,000円)を助成する。

(6) 国際見本市出展事業奨励金制度

市内中小企業者などが海外市場の開拓と企業の国際化のため、国際見本市等への自社製品を出展する

場合、対象経費の1/2以内(限度額30万円)で奨励金を交付する。

(7) 国際規格取得支援事業費補助制度

国際標準化機構が定めるISO9000シリーズ、14001の認証取得に係る経費に対して、30万円を限度に補助し、市内中小企業者の競争力向上を支援する。

(8) 中小企業設備投資促進助成金制度

市内に事業所を有する中小企業において、(社)石川県鉄工機電協会の「延払による機械設備貸与制度」及び(財)石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」の設備貸与を受ける場合、3年間に限り、その貸与料の一部を助成することにより、設備投資意欲の向上を図る(対象業種は、(社)石川県鉄工機電協会の「延払による機械設備貸与制度」の対象業種と同一とする)。

(9) 育児休業代替要員確保等助成金交付事業

育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりの一環として、市内に居住する代替要員を確保し、さらに市内の育児休業取得者を原職等に復帰させた市内の事業主に対して、助成金を交付する。

(10) 緊急雇用促進奨励金制度

市内居住の解雇、倒産等、非自発的理由で離職を余儀なくされた者、または公共職業訓練等を受講した中高年齢者を常用労働者として雇い入れた市内に事業所を有する事業主に対し、奨励金を交付する。

(11) 融合化開発促進事業支援助成金制度

異分野の中小企業者がそれぞれの技術、知識を一体的に活用することにより、新製品の研究開発、新規事業分野を開拓する異業種グループに対して、20万円を限度に助成する。

かほく市

1. 商工業振興助成制度

工業適地等において用地を取得し、工場等の新設または増設にかかる投資額の5%(上限1億円)を助成。

助成要件

- ・取得用地1,500平方メートル以上
- ・投資額5,000万円以上
- ・常時雇用従業員5人以上
- ・取得から3年以内に操業すること

2. 国際標準化機構規格認証(ISO)取得支援制度

ISO9000または14000シリーズの認証取得にかかる審査登録料に対し50万円を上限に助成。ただし事業者につき1回。

3. 中小企業新製品開発等奨励制度

石川県中小企業技術交流展・機械工業見本市(MEX金沢)・いしかわ情報システムフェア(e-messe kanazawa)に出展し、一定の技術的評価を受けた製品に対し奨励金を交付する。

【問い合わせ先】かほく市 産業建設部 商工観光課 TEL 076-281-3922

能美市

1. 制度融資

(1) 経営安定支援

中小企業季節資金融資

市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる。市税を完納した中小企業者で、夏季分は6/1~8/31、冬季分は11/1~12/31まで取り扱う。

資金使途：夏季・年末の運転資金

限度額：5,000千円

期間：6か月以内 夏季は6/1～8/31まで、冬季は11/1～12/31まで取り扱う。

利率：1.65%（年）

担保・保証人：金融機関所定の取扱い

商工会青年部特別融資

商工会青年部員で申込時前に1年間の青年部事業への参加率が50%以上で、青年部在籍期間が1年以上あること。

資金使途：事業資金

限度額：2,000千円

期間：3か年（部員資格喪失時には一括返済）

利率：2.9%（年）

担保・保証人：金融機関所定の取扱い

商工業不況対策資金特別融資

長期にわたる不況で、経営に大きな影響を受けた市内に住所・事務所を有し、1年以上同一の事業を営む企業で、最近3か月間の平均売上額が前～3年前の同期に比して減少し、市税に滞納がない者

資金使途：運転資金

限度額：10,000千円

期間：7か年（2年の据置期間有）

利率：2.1%（年）付保の場合は1.6%

担保・保証人：金融機関所定の取扱い

商工業経営安定資金融資

市内の住所・営業所を有する商工業者で、同一の事業を引き続き1年以上経営し、融資委員会が審査し、適格と認められた者

資金使途：事業資金

限度額：8,000千円（運転資金） 10,000千円（設備資金）

期間：5か年（1年の据置期間有） 7か年（1年の据置期間有）

利率：3.0%（年）固定金利

担保・保証人：保証人は原則2名（借入者及び保証人は市税に滞納のない者に限る）

商工業緊急支援融資

経済環境の変化を受け、最近3か月の月平均売上額が前年同期に比して減少したと商工会が認めた、市内に主な事務所・事業所を有し、1年以上同一の事業を営む中小企業者とその組合。

資金使途：事業資金

限度額：10,000千円

期間：5か年（1年の据置期間有）

利率：2.1%（年）

担保・保証人：金融機関所定の取扱い

(2) 特定目的事業支援

観光施設整備資金融資

1年以上同一の事業を営む、市内に観光客を対象とした設備を有し、過去3年間市税を完納し、市の観光開発の施策に従って施設設備の整備を行う者。

資金使途：事業資金

限度額：250,000千円

期間：5か年（1年の据置期間有）

利率：5.0%（年）

担保・保証人：金融機関所定の取扱い

石川県信用保証協会保証 金融機関の付保申し出による

九谷焼業経営安定支援融資

市内で1年以上九谷焼上絵業を営み、長期の不況で経営の安定に支障があり、市税を完納している者（九谷焼上絵協同組合に対し融資したものを転貸する）

資金使途：事業資金

限度額：20,000千円（協同組合） 1,000千円（組合員）

期間：5か年（2ヶ月の据置期間有）

利率：2.1%（年）

担保・保証人：組合及び金融機関所定の取扱い 保証人：組合役員全員

(3) 労働関係

住宅建設資金融資

市内に在住する者及び市内への転入希望者で自己の家を市内で新築（購入）または、増築及び公営住宅を譲り受けようとする者。

資金使途：住宅資金

限度額：5,000千円（新築） 2,000千円（増築）公営住宅の譲受者は譲受金額の50%以内

期間：20か年

利率：変動金利（実行時長期プライムレート）

担保・保証人：担保有、保証人2名以上

勤労者生活安定小口資金融資

市内に1年以上在住し、かつ同一事業所に引き続き勤務し、市税を完納して、扶養者を有する者。

資金使途：生活資金

限度額：1,000千円

期間：3か年

利率：2.9%（年）

担保・保証人：北陸労金所定の取扱い

勤労者育児休業資金融資

育児・介護休業制度を導入している事務所に勤務し、育児休業中で、期間終了後に復職することが確実で育児休業に係る他の公的資金を利用せずかつ償還能力を有する連帯保証人を1名以上つけられる者

資金使途：生活資金

限度額：1,000千円

期間：5か年（1年） 融資額が500千円以下の場合は3か年（1年）

利率：1.40%（年）

担保・保証人：北陸労金所定の取扱い、連帯保証人は1名以上

2. 補助・助成・奨励金

(1) 特定目的事業支援

環境保全資金補助金

市内で1年以上引き続き同一の事業を営み、自己資金での公害防止施設の設置または改善が困難な市税を完納した中小企業者が上記目的で借入を行った場合

資金使途：設備資金

限度額：500千円

交付：資金の貸付を受けた日から5か年の期間

産業振興奨励補助金

市内に工場、事業場の設置を奨励するため、新たに投資した固定資産の課税標準額が5,000万円以上となる企業に対して助成します。

(ア) 対象者

市内で事業を営んでいる者及び新規事業者で、新たに投資した固定資産の課税標準額が5,000万円以上となる企業。ただし、次に掲げるものは対象とならない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 公害発生の原因となるもの若しくは地域に不利益を与えるもの
- (3) 市長が特に適用の必要性を認めないもの
- (イ) 対象資産
 - 土地、建物及び償却資産
- (ウ) 補助金額
 - 当該固定資産の課税標準額の1% ただし、1企業につき1,000万円を限度
- (エ) 申請時期
 - 当該固定資産税を課することとなった年度末
- (オ) 申請先
 - 商工観光課
 - 国際標準化機構規格認証取得支援補助金
 - ISO9000、ISO14000品質・環境システムで審査登録機関に認証登録を受けた市内に事務所のあ
る企業
 - 資金使途：設備資金
 - 限度額：500千円
 - 交付：認証時の1回のみ
 - 九谷焼後継者定着化支援資金補助金
 - 九谷上絵協同組合、石川県九谷窯元協同組合とその他市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所
卒業生（原則として新卒）を新たに雇用する九谷焼製造者
 - 資金使途：事業資金
 - 限度額：30千円（月額）
 - 交付：最初の給与支払から2年間の期間
- (2) 労働関係支援
 - 中高年齢者等職業訓練奨励金
 - 公共職業訓練施設に入校を許可された日までに市内に1年以上居住する45～65才までの者が、身
体障害者手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者
 - 資金使途：生活資金
 - 限度額：50千円（訓練期間が6～12ヶ月未満）
100千円（訓練期間が12ヶ月以上）
 - 交付：1回限り
- (3) 経営安定支援
 - 経営支援特別対策助成金
 - 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内の金融委員会で借入承認のあった石川県経営
安定資金（一般分）を利用した市税を完納した者
 - 資金使途：運転資金
 - 限度額：予算の範囲内
 - 交付：年1回限り
 - 関連制度：石川県経営安定支援融資（一般分）
- (4) 機械設備貸与支援関係
 - 中小企業設備投資促進助成金
 - 市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県鉄工機電協会の延払による機械設備貸与制度の設
備貸与を受ける市税の滞納がない者
 - 資金使途：設備資金
 - 限度額：500千円（1企業につき1年度分）
 - 交付：貸与を受けた日から3か年の期間
 - 関連制度：石川県鉄工機電協会の延払による機械設備貸与

- 経営サポート
- 財務サポート
- 地域サポート
- ものづくり支援
- 産業開拓支援・
- 中小企業施策
- (5) 構造改革支援関係
 地域商工業活性化資金補助金
 市内に事務所を有し、事業を営む中小企業者及びその組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制度の一般分か企業活性化分の融資を受ける者
 資金使途：事業資金
 限度額：1,000千円（1企業につき1年度分）
 交付：融資を受けた年から一般分は3か年、企業活性化分は5か年の期間
 関連制度：石川県地域商工業活性化融資（一般分と企業活性化分）
- (6) 近代化支援関係
 小売商業近代化支援補助金
 食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、施設・設備の改善の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合
 資金使途：事業資金
 限度額：700千円
 交付：工事が完了した当該年度
 商店街並びに商店近代化支援補助金
 食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、店舗改装（内部のみの改装も含む）店内備品、駐車場、アーケード、商店街の共同施設の他に、市長が商店経営の近代化・合理化に特に必要と認めたものについて石川県小口事業資金融資、石川県地域商工業活性化融資を借入した者
 資金使途：事業資金
 限度額：予算の範囲内
 交付：貸付を受けた日から3か年の期間
 関連制度：石川県小口事業資金融資、石川県地域商工業活性化融資
- (7) 活性化支援関係
 商店街活性化支援補助金
 新たに空き店舗を小売業、飲食またはサービス業の店舗として長期的活用する事業か、商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行おうとする中小小売業者とその団体
 資金使途：事業資金
 限度額：2,000千円（小売業、飲食またはサービス業）
 600千円（イベント）
 1,000千円（環境整備）
 交付：事業が完了した当該年度
- (8) 信用保証料支援関係
 商工業振興資金信用保証料補助金
 市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県小口事業資金を借り受けようとする市税を完納した個人、または法人の中小業者
 資金使途：事業資金
 限度額：事業者負担額（借り換えの場合は、借り換え前と後の差額）
 交付：借り受けした年度ごと
 関連制度：石川県小口事業資金

3. 企業誘致助成制度

市の補助制度（能美市工場立地補助金）

ア) 対象地区

㊦ 工場立地法の工場適地

㊧ 市長が特に認める地区

(1) 能美市（能美市土地開発公社）が造成した工業団地及び工業用地

- (2) 都市計画法に規定する工業専用地域、工業地域及び工場等の立地に配慮した特別工業地区、都市計画法第34条第1項第10号口により開発許可のされた地区、旧辰口町地域のいずれかの地区・地域においては、市長が事業規模等を考慮し、特に認める地区

(イ) 対象業種

- 1 製造業
- 2 先端技術産業同関連ソフトウェア産業
- 3 物流関連産業
- 4 試験研究開発施設
- 5 市長が特に認めたもの

(ウ) 操業期間

- ・用地取得から3年以内

(エ) 補助率及び限度額

補助率及び限度額	規模等		土地取得費及び造成費	建設費及び機械設備費
		用地取得面積 工場等延床面積 常時雇用者	1,000㎡以上5,000㎡未満 300㎡以上1,500㎡未満 5名以上	20%以内 限度 1千万円
	用地取得面積 工場等延床面積 新規雇用者	5,000㎡以上 1,500㎡ 10名以上	20%以内 限度 2億円	5%以内 限度 2億円

石川県の補助金（市助成制度と併用可）

- 1 創造的産業等立地促進補助金
リンク先：<http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/prefer/p01.html>
- 2 雇用拡大関連企業立地促進補助金
リンク先：<http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/prefer/p01.html>
- 3 いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進補助金
2との重複適用はできない。
リンク先：<http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/prefer/p01.html>

問い合わせ先一覧

中小企業施策全般に関する問い合わせは中小企業庁広報室までどうぞ。

中小企業庁広報室 TEL：03-3501-1709（直通）

ホームページにおいて中小企業施策や最新情報などを提供していますのでご利用下さい。

ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業施策情報のメール配信サービス「e-中小企業ネットマガジン」を無料で提供しています。

同ホームページからお申し込みいただけます。

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談などにお答えします。

中小企業庁中小企業相談室 TEL：03-3501-4667（直通）

中部経済産業局中小企業課

経済産業局

部	課 名	電 話 番 号	URL
中部経済産業局			
産 業 部	中小企業課	052-951-2748（直）	http://www.chubu.meti.go.jp
	産業振興課	052-951-0520（直）	
	流通・サービス産業課	052-951-0597（直）	
	商業振興室	052-951-0597（直）	
	製造産業課	052-951-2724（直）	
地域経済部	国際課	052-951-4091（直）	
	情報政策課	052-951-0560（直）	
	新規事業室	052-951-2761（直）	
	産業技術課	052-951-2774（直）	
	特許室	052-223-6604（直）	

独立行政法人中小企業基盤整備機構（<http://www.smrj.go.jp/>）

本部 TEL：03-3433-8811（高度化融資、J-net21、支援センター等）

共済相談室 TEL：03-3433-7171（倒産防止共済、小規模企業共済）

地域連携推進グループ 地域・連携支援課 TEL：03-5470-1533

北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL：076-223-5761

がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」（<http://www.smrj.go.jp/>）

中小企業基盤整備機構では全国9ヶ所にある中小企業・ベンチャー総合支援センターに、中小企業の方が気軽に経営相談等をする電話相談窓口（ホットライン）を開設しています。

ホットラインは、全国どこからかけても最寄りのセンターにつながります。（通話料は発信者側の負担となります）

TEL：0570-009111（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

新連携支援地域戦略会議事務局

北陸 TEL：076-223-6100

政府系金融機関

機 関 名	電 話 番 号	URL
商工組合中央金庫	03-3246-9366 (広報室相談センター)	http://www.shokochukin.go.jp/
中小企業金融公庫	03-3270-1260 (東京相談センター) 052-551-5188 (名古屋相談センター) 06-6345-3577 (大阪相談センター)	http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	03-3270-4649 (東京相談センター) 052-211-4649 (名古屋相談センター) 06-6536-4649 (大阪相談センター)	http://www.kokukin.go.jp/
全国信用保証協会連合会	03-3271-7201 (業務企画部)	http://www.zensinhoren.or.jp/

最寄りの窓口

機 関 名	電 話 番 号
商工組合中央金庫金沢支店 営業企画課	076-221-6141
中小企業金融公庫金沢支店	076-231-4275
国民生活金融公庫金沢支店 融資第一課	076-263-7191
国民生活金融公庫小松支店	0761-21-9101
石川県信用保証協会 業務部経営支援室 保証一課 金沢地区 保証二課 加賀地区 保証三課 能登地区	076-222-1522

石川県中小企業担当課

部 課 名	電 話 番 号
石川県商工労働部産業政策課	076-225-1511
石川県商工労働部経営支援課	076-225-1521

石川県中小企業支援センター (<http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml>)

(財) 石川県産業創出支援機構 076-267-1244

中小企業再生支援協議会

石川県中小企業再生支援協議会 TEL : 076-267-1189

設置主体 : (財) 石川県産業創出支援機構

石川県工業試験場 (<http://www.irii.go.jp>)

TEL : 076-267-8081

県内各市

市 名	部 局 課 名	電話番号
金 沢 市	産業局 商業振興課	076-220-2193
	工業振興課	076-220-2205
	労働政策課	076-220-2199
七 尾 市	産業部 産業政策課	0767-53-8423
小 松 市	経済部 商工振興課	0761-24-8074
輪 島 市	産業経済部 商工業課	0768-23-1147
珠 洲 市	商工観光課	0768-82-7776

市 名	部 局 課 名	電話番号
加 賀 市	地域振興部 観光商工課	0761-72-7900
羽 咋 市	商工観光課	0767-22-1118
白 山 市	産業部 商業振興課	076-274-9542
かほく市	産業建設部 商工観光課	076-281-3922
能 美 市	産業建設部 商工観光課	0761-55-8509

経営サポート

財務サポート

地域サポート

ものづくり支援

産業創出・
販路開拓支援

県内各市の
中小企業施策